

令和 6 年度

茅ヶ崎市地域包括支援センター

【事業計画書】

目次

地域包括支援センター名	ページ
茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず	1
茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ	12
南湖地区地域包括支援センターれんげ	24
海岸地区地域包括支援センターあい	37
鶴嶺東地区地域包括支援センターさくら	48
鶴嶺西地区地域包括支援センターみどり	60
湘南地区地域包括支援センターすみれ	72
松林地区地域包括支援センターくるみ	84
湘北地区地域包括支援センターあかね	94
小和田地区地域包括支援センター青空	101
松浪地区地域包括支援センターさざなみ	108
浜須賀地区地域包括支援センターあさひ	117
小出地区地域包括支援センターわかば	127
茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター	137
用語解説	140

令和 6 年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人麗寿会
代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず
所在地	茅ヶ崎市新栄町 13-48
法人名	社会福祉法人麗寿会
電話番号	0467-84-5830
F A X 番号	0467-86-8008

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

市や関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、および資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域共生社会の実現にあたり、地域ケア会議を開催していくことを取組みの方針とします。

具体策として、①多様な総合的相談を受け止め、尊厳ある生活の継続に必要な支援につなぐ総合性、②介護保険サービスをはじめ、地域のフォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結び付ける包括性、③高齢・障がい・児童・困窮等の心身状態の変化に応じた生活の質を確保し、適切なサービスを継続的に提供する継続性、④地域の実態把握を行い、将来の課題を見据えた予防的対応をすること、⑤各種機関・団体と連携を図り地域ケア会議等を通して、地域包括ケアを推進していくこと、⑥各種機関・団体と連携を図り、地域での新たな社会資源が創出できるよう地域援助を行っていくこと、⑦認知症ケアに関する地域での普及啓発や資源開発等を行っていくこと、⑧災害時対応の推進を運営方針の主体とします。

地域ケア会議に関しては、8050 問題、障がいに関わる問題、認知症関連に関する課題等を主として年 2 回以上の開催。チームオレンジは、チーム員との更なる連携を図りながら、定期的な開催と当事者や家族への支援強化の取り組みを構築します。

その他、重層的支援体制整備事業に伴い、高齢者に限らず属性を問わない総合相談に応じ、必要に応じて地域福祉課及び、地域の社会福祉機関と適切な連携を行い、地域を包括的に支援していくことで地域共生社会を推進します。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センター職員配置については、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の資格を有する専従の職員を2名、計4名以上配置することとします。その中の1名は管理者とし、管理者を含む4名以上の職員を常勤として配置します。介護予防ケアマネジメントにおいては、3職種にて適切な運営ができるよう、居宅介護支援事業所への委託及び、適切な人員配置について常に取り組むこととします。

また、災害時及び緊急時には、常に職員に連絡がつく連絡網の体制を作り、管理者は、法人より支給されている携帯電話を所持し、緊急時の対応を整備し、有事の際は、自法人運営の緊急時情報伝達システムを用いて、職員の安否確認を把握し、茅ヶ崎市内に住所を有している職員並びに事業所に隣接の市町村に住所を有している職員は、各事業所に出勤できる体制を構築し、法人・茅ヶ崎市と連携しながら業務継続が行えるように取り組みます。

地域包括支援センターが閉所している夜間・日曜日・年末年始等に関しては、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）と連携して対応を行います。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの業務内容として、介護予防ケアマネジメント業務・認知症地域支援推進員に関しては保健師、分野を問わない総合相談支援業務及び権利擁護業務については社会福祉士または社会福祉士等、介護予防ケアマネジメント業務・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については主任介護支援専門員が主として担当することとします。ただし、茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずにおいては、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにしていきます。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず職員は、自法人内の研修計画に基づいて、法人研修（年 2 回）、職階別研修（年 1～2 回）、部会研修（年 2～3 回）等の研修受講機会を計画いたします。また、年 2 回、グループ法人内で研究発表会を行っており、各事業所からテーマを定め研究、実践発表する機会を設けています。また、制度改正に伴い、ハラスメント・感染症・虐待防止に関する内容の研修への参加と委員会の設置を行います。更に茅ヶ崎市の実施する人材育成研修等の関連研修や、神奈川県をはじめとする外部機関の実施する研修会についても積極的に職員の研修参加機会を計画していきます。

個人の業務に関するフォロー体制として、年 2 回の個別面談の機会を設け、各職員上司からの業務評価を行い、個別の業務達成度合いや、今後の業務計画等についてのコンサルテーションを受ける機会を設けるようにします。また、センター内では、毎朝の申し送りや随時のケースに関する検討等を通じて、職場内での適切な OJT の実施体制を構築できるよう努めます。

法人内外の研修及び外部研修への参加も出来る限り参加機会を持てるよう、有料研修についても、包括支援センターゆずの管理者決裁で決裁可能とすることや、web を用いた研修へも、参加できるよう研修受講環境の整備を推進しています。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、適切に総合相談支援業務を遂行できるよう、次の事を計画しています。

①相談業務経験のある職員の配置、②相談を受ける為の個別相談区画等、設備面の整備、③相談機関としての包括支援センターの地域への周知徹底による住民のアクセシビリティの向上、④地域住民の声をひろい、地域に埋もれた福祉ニーズの発掘をするための、アウトリーチ活動の充実を行います。具体的には、自治会等地域団体との連携を図る事やサロン活動・開業医等と連携して、自ら福祉機関に赴けない高齢者への適切な働きかけ、相談支援を実施します。

基本的なスタンスとして、重層的支援体制整備事業の実施を受け、ワンストップの地域の相談窓口として、どんな相談もまず受け止め適切な支援につなげていくようにする事を重視し、経験のある相談職員によって地域住民の福祉相談ニーズに応じ、関係機関と連携を図り、解決へ向けて着実な支援が行えるようにしていきます。

アクセシビリティ向上のため、民生委員児童委員等の協力を得ながら、地域住民に対して、チラシ等の配架や、地区社協だより等の、地域情報誌も活用しながら、センターへの相談しやすい体制について改善を図っていきます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

地域に住む高齢者への権利擁護事業として、主に虐待防止の推進と成年後見制度活用促進について実施します。

虐待防止については、高齢者等に対する虐待の予防及び早期発見のため、地域に早期発見、見守りネットワークの構築を強化していきます。具体的な取組内容としては、①地域における各協議体やサロン等への参加時や個別の相談の際に、地域住民に対して高齢者の虐待の予防・早期発見及び成年後見制度等の権利擁護についての啓発活動を行う。②虐待ケースが発見された場合は、その緊急性を判断し、関係サービス、関係制度、関係機関への連絡・つなぎを行い、必要時には茅ヶ崎市の指示に従い、関係者による会議を開催し、必要な対応の検討、具体的な支援を行う。③高齢者本人の見守りと家族の支援を行う。

成年後見制度活用促進については、今年度は特に茅ヶ崎市成年後見支援センターと個別の支援について適宜支援検討会議を開催して連携強化を図っていきます。

また、従事する職員は、法人内に設置された虐待防止委員会や虐待防止に関する研修へ定期的に参加し、高齢者虐待防止に関する情報や知識の周知徹底を図ります。

また関連する業務について、消費者被害の予防については、地域住民へ様々な機会を通して啓発していく活動を行います。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるよう、様々な職種や機関と連携するためのネットワークづくりを進めていきます。自宅でも施設でも途切れることなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、「まちづくり」を推進し、高齢者の生活全体を支えていきます。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定する等ケアマネジャーのネットワークを構築していき、その活用を図ります。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、様々な機関と協力し高齢の皆様の生活を支えていきます。

また、地域関係者との会議を通して茅ヶ崎地区に関わるケアマネジャーをはじめとして地域の医療・福祉・保健関係者との情報交換を図り、事例検討を行うなど、ケアマネジャーの個別支援の充実と、茅ヶ崎地区の高齢者及びその家族の福祉の向上を目指します。具体的な取り組み手段としてケアマネジャー向けのサロン「ケアマネサロン ゆず」を年 1 回以上開催し、勉強会や講演会等を開催し、直接的なケアマネジャー支援を行っていきます。今年度は、障がい者支援に関する内容や、相続や遺言に関する内容等を 7～9 月頃に開催を予定。

その他、ケアマネジャーの個別事例に対して相談支援、後方支援体制を充実させていきます。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

地域ケア会議の開催について、茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、主に茅ヶ崎地区のまちから協議会と連携し、各自治会関係者及び、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の関係機関と調整を行った上で地域課題を発見、解決していくため地域ケア会議を開催していきます。地域課題の把握、解決のための地域ケア会議については特に地域住民、団体との協働が必要であり、関係機関、団体との交流を行い、地域ケア会議についての理解を得られるよう働きかけていきます。個別課題解決のための地域ケア会議については継続的に担当地区内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図るなかで、個別の事例を取り上げ、随時地域ケア会議を開催できるように整備します。今年度は、障がい者に関わる 8050 問題、虐待ケースについての地域ケア会議の開催を予定。

以上を用いて、茅ヶ崎市の「地域ケア会議の基本的な考え方」に基づき、「個別課題解決機能」、「地域包括支援ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」の 4 つの機能について年 2 回以上の地域ケア会議を開催することで履行していきます。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、認知症地域支援推進員を 1 名配置し、茅ヶ崎地区内の認知症ケアの普及啓発を図るために、認知症サポーター養成講座の積極的な周知及び実施していきます。

- (1) 認知症のニーズのある自治会・商店会・住民団体等に認知症サポーター養成講座の出前講座を提案。受講者にステップアップ講座を案内。受講修了者には、ゆず地区チームオレンジの活動を紹介する等、認知症支援に理解のある地域団体・商店会・職種・人材の協力者を増やし、チームオレンジの周知も行っていくことを目標とします。
- (2) 地区内の大型ショッピングセンターにも、認知症サポーター養成講座や認知症予防イベントを提案し、認知症バリアフリー推進の普及啓発を図ります。
- (3) ゆず地区チームオレンジのメンバーが負担感なく、活動を維持継続できるように、認知症地域支援推進員が主体となり、事業計画・評価・企画をチームメンバーも参画する形で立案します。
- (4) チームオレンジにおいて、認知症当事者と家族の支援を継続して行えるように運営を整えていくことを目標とします。具体的には、チームメンバーとの役割分担、新規参加者・相談や見学の受け入れ、様々な資源につなげるプラットフォームの体制構築を目標とします。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

地域課題の把握については、①統計的な資料による課題の把握、②関係機関からのアンケート、ヒアリングによる情報収集による課題の把握、③介護サービス利用者の個別の課題を分析し、地域課題として一般化する等の手法で把握をしていきます。統計的な資料からは自治会ごとの高齢化率や世帯構成からのサービスニーズの予測ができ、民児協、自治会関係者、地区社協、ボランティアセンター、地域福祉施設などでは、現在発生している福祉ニーズや住民当事者としての福祉ニーズが把握できます。個別のサービス利用者からは、サービスを利用する環境的要因から地域特性を見て取る事ができます。

全体として抽出した課題を、地域全体の課題として、地域住民の福祉意識の向上に努めていきます。また、地域ケア会議を通じて地域の福祉課題を行政や福祉機関や地域住民や民児協、ささえあい推進員などと共有し、地域の課題の把握や解決を図っていくよう努め、事業予算としては、講師の選定・講師謝礼・イベントの企画等に活用していきます。

地域包括ケアシステムによる地域包括支援ネットワークづくりについては、様々な広報手段（家族介護者教室・広報誌・認知症サポーター養成講座等）を用いて、地域への周知活動を展開することに加え、関係機関や団体への働きかけ、協働作業を行うことで有機的なネットワーク構築作りを推進していきます。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずは、茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく、公正で中立性の高い事業運営を行っていきます。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずは、地域住民の利益を第一に、サービス調整を行う際も、関連事業所のための情報提供は行いません。また、サービス事業所や居宅介護支援事業を利用者及び家族が選定する際も、当法人事業所だけでなく、全事業所の一覧を提示し、本人・家族の意向を十分に配慮し、利用者本位の元で選んで頂きます。

茅ヶ崎市の福祉相談機関として公正・中立な立場で、利用者の立場に寄り添い、利用者の選択を尊重し、最も適したサービスを調整するように運営していきます。また、管轄の高齢福祉課に対し毎月の介護予防支援委託事業所一覧及び、要介護者の指定居宅介護支援紹介先一覧を提出し、公正・中立性の確保に努めます。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターゆずでは、母体法人による緊急時のマニュアルを整備し、連絡体制及び必要な備品や行動指針を定めています。緊急時には茅ヶ崎市高齢福祉課作成のマニュアル及び母体法人の災害マニュアルに沿ってセンターの運営を図ります。

市と連携して BCP（業務継続計画）を元に、災害時・感染症発生時も、業務継続及び速やかに業務の再開ができ、地域の高齢者支援ができるよう体制を構築していきます。また、地域包括支援センターみどりがある際は、包括ゆずを避難先になっているため、包括間での協力体制を図ります。

担当の茅ヶ崎地区は、梅田小学校・梅田中学校が避難場所となっており、梅田小学校・梅田中学校、茅ヶ崎市役所、中央公園、総合体育館、県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校が広域避難場所として指定されており、茅ヶ崎地区は市内の中心部に位置するため、災害時には地区内にある茅ヶ崎市役所と連携して対応していきます。

避難行動要支援者、要支援認定者等支援が必要な人に対して行政や自治会や民生委員児童委員と連携しながら、災害時の安否確認、避難後の支援を行います。また、避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に 3 職種が連携して専門的見地から支援を行います。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、感染症 BCP（業務継続計画）を元に、感染症対策として、各種通知、マニュアル、茅ヶ崎市の指示に沿って適切な対応を図ります。

各職員は出勤前、自宅にて検温、体調チェックを行い、出勤時や、業務時間中には手指のアルコール消毒・こまめに手洗いと、状況に応じマスク着用を行い、感染症対策に努めていきます。また、高齢者宅等への訪問時はマスク着用、訪問前後時は、携帯用アルコールにて手指の消毒の実施を行います。

センター内環境整備として、24 時間換気システムの作動、サーキュレーターによる空気循環、定期的な窓開け換気の実施、来所者への対応として、手指消毒の実施の促しを図っていきます。また、利用者・相談者宅訪問の際、感染症疑いの場合の対応として、防護マスク・フェイスガード・エプロン・使い捨てグローブ等を使用し、感染予防に努めて行きます。

また、感染症状況の情報収集をしながら、法人関連での感染症委員会の設置を主体とした、集合研修や会議等の参加及び訪問活動等は、最新の各種通知やガイドラインを確認しつつ、ICT の活用などの代替手段を用いることで職員及び地域住民等への感

染リスクを減少させるよう努めていきます。

市の事業や各種教室等の企画についても、ガイドラインを遵守し、感染症予防を徹底した上で開催するよう努めていきます。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは「介護保険法」、「個人情報保護法」、「社会福祉法人麗寿会 個人情報保護規定」その他関係法令を遵守し、守秘義務の徹底と相談者の個人情報の保護に努めていきます。

センター内では個人情報に係る書類は全て来訪者から見えないよう収納し、その都度書庫から出し入れして管理していきます。使用済みの文書等で個人が特定される情報が記載されているものについては、全てシュレッダーによる裁断を行います。

予防プランシステム等については、パスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による個人情報保護に努めています。更にセンター出入口・事務所内において警備会社との契約を行い、セキュリティー対策の実施を行っています。

個人情報の持ち出し時には、持ち出した個人情報の種別や出入りの記録を行うことで、個人情報の保持及び、事故時に迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

また、個人情報保護に関する研修を職員が積極的に参加するよう努めます。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆずでは、利用者からの相談苦情に対応する担当者の設置を行います。日常の相談窓口として、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士・社会福祉士等が対応し、苦情と思われる相談については、苦情解決責任者が速やかに対応します。苦情解決責任者はセンター長が兼任することとし、運営上苦情が発生した場合、苦情の内容によって速やかに茅ヶ崎市へ報告を行い、他機関と連携しながら迅速に対応するようにします。

苦情対応については、サービス利用者、その家族等の意思及び人格を尊重するとともに、苦情の処理に携わる関係者が利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、当該本人の立場に立った対応、特に初期対応においては誠実に対応し、十分な配慮を行うようにする。そのため、日頃からの職員の意識を高めるよう、法人内で基本的な対応に関する研修を実施し、苦情対応手順マニュアルを整備し、サービス利用者の権利擁護が図れるようにいたします。

苦情対応については、対応内容を書面にて記録し、センター内職員に周知し、注意喚起と再発防止に取り組みます。また、苦情対応手順マニュアルを随時改訂していきます。

職員は、苦情対応に関する対応等の研修機会に年 1 回以上参加するよう努めます。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

感染症状況に関して注視しながら、感染予防を図るなど措置を講じながら、事業の実施を行って行きます。

茅ヶ崎地区コミュニティセンターで、毎年 11 月に開催されているコミセン祭りに地域包括支援センターとしてブース出店を行います。内容は地域包括支援センターの周知や業務内容の周知、福祉総合相談や健康相談、体力測定・体内年齢測定・脳トレを行う。また、一般住民向けの介護保険の講義を適宜開催していく。

茅ヶ崎地区民児協や地区ボランティアセンターへは定例会議や研修に定期的に参加し、事例検討及び介護保険法に関する制度の説明や、認知症対策などの講義を行っていく。

介護予防に関しては、高齢者の集いの場としてのサロンの支援を継続的に行っていく、担当地区内のサロンへ定期的に参加していくことで、高齢者の実態把握及び、関係者、関係団体との連携強化を図っていく。また、近隣事業所の協力も得ながら社会資源の開発にも努めていく。

独自事業として、地域の運動ニーズに対して「ゆずクラブ」を年間 7 回の開催し、（5 月～12 月まで月 1 回、8 月は除く。）参加者からのニーズにより、60 分から 90 分に時間を増やし、地域住民への社会参加の機会を創出し、介護予防に資する取り組みを実施します。

地域包括ケアに資する地域ネットワークの構築に関しては、

- ① 茅ヶ崎地区「まちぢから協議会」へ参加し、委員として月 1 回のミーティングや各種イベント、会議等へ参加していくことで、福祉領域以外のネットワークを構築し、まちづくりという広い視点で地域支援を実施していきます。
- ② 地域住民の複合的課題解決へ向け、分野領域をこえて関係機関同士の連携が更に促進していけるよう、今年度から障害福祉分野の相談支援機関（ちがさき基幹相談支援センターNalu）と年 4 回程度の情報交換の場を持ち、地域の複合課題について協議していきます。
- ③ 介護支援専門員に対しては、介護支援専門員「ケアマネサロンゆず」を年 1 回以上の独自事業として実施予定。地区介護支援専門員のニーズに対応した研修や参加型の勉強会を実施し、介護支援専門員と包括の連携が図れるよう努めます。
- ④ 茅ヶ崎市家族介護教室の事業受託をし、担当地区住民を対象に介護者教室を年 1 回以上開催していきます。
- ⑤ 平成 30 年度から開催支援を行っている「脳血管疾患当事者の会」について、2 ヶ

月に1度の開催及び運営の後方支援を企画検討していきます。
またこれらについては ICT 等代替手段についても、状況等に応じて常に検討を図っていきます。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

継続的に担当地区における高齢者のニーズを調査分析し、担当地区の現状に即した必要な支援を提供できるよう努めていきます。

茅ヶ崎市全体及び茅ヶ崎地区の人口動態等を活用し、必要に応じて関係機関、団体、住民へのヒアリング等調査を行い、データから見える課題を地域に報告します。
具体的な手段として、担当地区の拠点である元町コミュニティセンター等で一般住民向けの報告会、包括ゆずの活動報告を年1回以上実施し、地域からの要請により、住民向けの健康講座を行い、まちちから協議会を含めた多様なネットワークを構築する場面においても、担当地区の課題や資源の情報提供を行っていきます。

茅ヶ崎地区内の関係団体及び商業施設等に対して、センターの普及啓発及びパンフレット配布やポスター掲示の依頼、商業施設等との合同企画を提案し、様々なイベントを通じて、地域や地域住民また、市民に対してセンターの周知活動や福祉への興味関心の啓発活動が行えるようにします。その際の講師謝礼・イベント等に地域活動充実事業費の予算を活用していきます。

また、地区社協だより等、地域の機関紙にも掲載を依頼し、周知活動においても連携を行っていきます。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

第1号介護予防支援事業の実施については、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。また、地域高齢者に対する健康増進、権利擁護、ネットワークの構築等、包括的支援事業と一体的に推進することで、地域住民が安心、安全に生活できるような地域包括ケアを実現していきます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストの実施や、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、短期集中事業等の各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

また、個々の状況において及び総合相談としてあがってきた事例においては、個人の状況と要望、必要に応じて、介護保険に係る申請からサービス利用までの支援を一貫して行います。各予防教室への参加、地域のサロンや総合事業への参加支援から介護予防ケアプラン立案まで、総合的に状況に応じて必要な介護予防サービスが利用できるようにしていきます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

指定介護予防支援業務では、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加観賞を行いチェックリストの実施や、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

また、個々の状況において及び総合相談として挙がってきた事例においては、個人の状況と要望、必要に応じて、介護保険に係る申請からサービス利用までの支援を一貫して行います。各予防教室への参加、地域のサロンや総合事業への参加支援から介護予防ケアプラン立案まで、総合的に状況に応じて必要な介護予防サービスが利用できるようにしていきます。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人 徳洲会
代表者名 理事長 東上 震一

地域包括支援センター名	茅ヶ崎南地区地域包括支援センターつむぎ
所在地	茅ヶ崎市幸町 5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター2 階
法人名	医療法人 徳洲会
電話番号	0467-55-5291
F A X 番号	0467-55-5293

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

1. 「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」と連動した取り組みを行う事を基本方針とする。
2. 地域住民の心身の健康の保持及び福祉増進の為に、相談者の属性や世代に関わらず相談の受け止めや世帯全体のチーム支援など今後も継続して三職種等が協力、連携し専門性を活かしたチームアプローチを行い総合相談窓口としての機能維持を図る。
3. 地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の一層の強化など個別ケースのコーディネートや事例等を通じて様々な関係機関との連携を継続し、地区の特性を知り、現状の把握、将来的な予測を踏まえ、地域が抱える課題を把握し必要な関係機関とのネットワークを活かし、予防・解決に向けて積極的に取り組む。
4. 家族介護教室や認知症サポーター養成講座、地域ケア個別会議など包括つむぎとして企画する活動を通し身近な相談機関としての周知や顔の見える関係性を築く。
5. 感染症及び災害時における業務継続計画(B C P)について、法人やテナントとも協議しながら内容の充実を図る。また市からの情報提供や研修などがあれば積極的に参加していく。
6. 包括的支援体制を推進するために、対人援助等の知識および技術の向上を図ると

共に、関係機関へのつなぎや情報提供など適切な対応ができるよう職員のスキルアップに努める。また身近な相談窓口としての機能を果たせるよう組織力の向上を目指す。

7. 認知症地域支援推進員を配置し、市と連携協力し認知症施策の推進を図る。

また医療と介護の双方と連携を図りながら、多様な日常生活上の支援体制を目指し高齢者等の社会参加の推進に向け取り組む。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準に則り、保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士等の資格を有する専従の職員を配置し運営する。管理者は包括的支援事業等が適切に行えるよう必要な支援や管理を行なう。また、法人ならびに管理責任者へ適宜報告、相談する。
2. 職員の確保については法人内の関係部署、神奈川県看護協会、神奈川福祉人材センター、神奈川県介護支援専門員協会、ハローワーク、一般公募等広く人材を確保するよう努め、切れ目なく三職種を配置する。相談数やケアプラン作成件数などの業務量に応じて適切な人員を確保する。
3. 地域共生社会の実現を目指し、基幹型および必要な関係機関と連携・協力し相談支援体制の再構築に向けて取り組む。
4. 包括つむぎとして月1回は三職種を含めたミーティング(活動実績報告等)を行い組織力の向上を目指す。また同法人の地域包括支援センター(包括あい)とも年3回以上は双方の情報共有・連携を図る。
5. 法人の理念のもと行動する。職員の健康に留意し、毎朝の健康チェックを実施。医療費の助成や年1回健康診断の他、新たに今年度よりリフレッシュ休暇が導入されるなど法人の福利厚生を活かす。また感染症防止対策を講じながら事業を実施していくと共に緊急時の事業継続に向けた対応策についても検討する。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

1. 社会資源情報のチラシを回覧し地域の実態把握に努めるとともに、各専門部会からの報告・情報提供を通して多職種の専門性を理解、共有する。また新規の情報や、個別ケースの把握・対応の検討など朝礼の時間を利用して日常的に職員間の意見交換を随時行う。

2. 新規相談時、責任体制を明確にする為主担当職員を決めるが、主担当以外の専門職はそれぞれの専門性を活かして情報や専門的見解の提供及び精神的支援など連携を図り、必要時複数体制を取って迅速に対応する。

3. 認知症予防の促進を図る事を目的に、関係部署と連携・協力しながら相談機能の強化や課題解決に向け三職種で取り組んでいく。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

1. 必要な知識・技術を身につけ、専門性を確保し職務の質の向上を図るため、職員が計画的に下記の研修に参加する。

①各専門職の職能団体等が実施する研修

消費者被害や後見制度、虐待など高齢者の権利擁護を目的とした研修への参加
主任介護支援専門員企画の実践力向上の研修へ参加

②消費者被害や後見制度、虐待など高齢者の権利擁護を目的とした研修への参加

③地域包括支援センター初任者・現任者研修への参加

④法人内の研修へ参加 地域包括支援センター部門会議、医療連携会議、
ケアマネ向け研修として(年1回)の企画・実施

⑤市役所が主催する人材育成研修への参加

⑥チームオレンジや認知症サロンの継続に向け、地域住民との連携や協働などをどの様に構築していくかなどをテーマにした研修への参加

2. 入職者については、管理者が主指導者となり進捗・理解度を確認しながら研修・指導等を行う。

3. 個々の年間目標に沿った研修計画を立て、研修に参加した者は他職員への伝達講習又は報告書での伝達を行ない、各職員のスキルアップに努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 世代に関わらず住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるよう初期段階での相談窓口としての機能を持ち、茅ヶ崎駅より徒歩5分の場所に事務所を設置し、来所者の駐車スペースの確保や気軽に相談が行え、且つプライバシー保護の為仕切りを活用した空間づくりを行う。また来所者等の感染防止対策については可能な範囲で協力を仰ぎ対応。

2. 緊急時を除き1名以上事務所待機し、開所時間はいつでも来所者への相談対応を行える環境を整える。緊急時など場合によって事務所待機が調整できない時は、留守番電話や出入口に携帯番号を記載した札を掛け随時対応していく。

3. 地域の社会資源の把握、情報の整理を行い相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など関係機関へのつなぎや制度の説明・紹介など総合的かつ専門的な相談が受けられるよう職員のスキルアップに努める。

4. 行政や医療機関、警察、消防、介護サービス事業所、まちぢから協議会等地域の各関係団体と連携し情報の共有やネットワーク構築に努める。また地域の集まりや行事に可能な限り参加し、高齢者や地区全体の実態把握等包括的な支援を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 各種会議、サロン等、つどいの場を地域資源として、包括職員が住民、地域の困りごと、気になること等を参加者から傾聴することにより、虐待案件等、情報を共有する環境づくりに努める。また、属性や世代に関わらず全ての方を対象に尊厳ある暮らしが守られるよう、広報・啓発チラシ配布により、虐待、消費者被害、成年後見制度の周知に取り組む。

2. 神奈川県の高齢者虐待防止対応マニュアルを参考にしながら、高齢者虐待・虐待疑いがある場合には早い段階で行政、民生委員、医療機関、介護事業所等と連携し、早期介入に努める。

3. 相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、市や関係機関への連絡を速やかに行うなど適切な支援へのつなぎを行う。

4. 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進を図っていきながら認知症の早

期発見、認知症高齢者を支える体制づくりに繋がるよう適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為の支援を行う。

5. 権利擁護に関する研修へ参加し、知識を深め、職員の対応の向上を図る。また、希望があった際は、地域住民や民生委員への研修についても検討・実施。

6. 定期的な虐待防止検討委員会の開催および虐待の防止のための職員に対する研修を年1回以上実施。新入職者においては、入職のタイミングで管理者が行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

1. 地域特性を理解し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営む事の出来るよう心身の状況や置かれている環境に応じ総合的に支えていく。

2. 入院、入所等より在宅復帰に向けた支援を本人・家族の意向を踏まえ、病院や施設と連携を図り支援する。

3. 困難事例の相談については包括内全体で検討を重ね、必要に応じてアドバイスや同行訪問、地域や行政と連携し支援する。

4. 介護支援専門員、主任介護支援専門員と勉強会のサポート等を通じてネットワーク構築や多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、他制度に関する知識等に関する事例などを活用し他包括（ゆず・あい）と連携を図りながら、事例検討会を開催。

5. 地域の社会資源やサービスの情報を把握し利用者、地域住民、介護支援専門員等に情報の提供をできるようにする。

6. 包括あいと連携・協力しながら、同法人の居宅に対して研修を企画・実施。

7. 主任介護支援専門員部会として、介護支援専門員の実践力向上を目的とした研修の企画、実施

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

1. 高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図って行く事を目的とし地域課題の発見・把握、個別課題解決に向けた検討、ネットワーク構築、地域づくり・資源開発について積極的に取り組む。各関係部署と連携しながら年度を通して2回以上開催していく。
2. 地域ケア会議終了後は15日以内に報告書及び個人情報保護同意書を速やかに市役所へ提出する。
3. 茅ヶ崎市地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア個別会議の参集がある時は協力する。
4. ネットワーク会議などで共有された南地区の地域課題について(買物難民)、地域住民の希望や要望などを踏まえ、関係者や関係機関と協議していく。

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください。

1. 認知症地域支援推進員を1名配置し、市と連携協力し認知症施策の推進を図る。
2. 年6回開催予定の認知症地域支援推進員連絡会への出席。
3. 認知症等により判断能力の低下がみられる場合には家族等と連携を図りつつ、認知症初期集中支援チーム員会議等市や関係機関と連携する。
4. ステップアップ講座への参加など市からの情報提供があれば積極的に参加する。
5. 認知症サポーター養成講座など、地域に認知症への理解を深めてもらえるような活動の場を年1回以上は設ける。(認知症あんしんガイドの配布・普及)
6. 「にじカフェ」に場所を拝借し、認知症の人およびその家族が参加できるようなプログラムの企画・実施(年4回)。また既存の共恵サロンの後、認知症カフェを企画・実施。地域の実情に応じて認知症理解の促進を図れるよう予防と共生を目的に推進を図る。
7. 地域のイベント活動(お楽しみ会やコミセン祭りなど)へ参加し、サロンや認知症カフェ、市の介護予防事業についての案内や情報提供を行う。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の関係機関とのネットワーク構築の為、各種会議へ積極的に参加し身近な相談機関としての周知を図っていく。地区社協の定例会議へ参加し身近な地域の問題や課題を通じて地域福祉の向上に努める他、各団体からの活動計画に乗じた包括への依頼にも積極的に対応するなど関係機関を含めた地域との繋がり強化を図っていく。

2. 総合相談や地域の関係団体主催の会議、地域の行事や体操教室、地区懇談会、市民集会、サロン等地域の活動へ参加し、地域の人々の声を直接聞く機会を活かし情報収集する（住民ニーズの把握）。人口統計や制度の変容を意識し将来的な課題も含め地域の課題について把握する。そこで生じた課題は事業所内で検討し、市役所・保健所・警察・医療機関・介護事業所・地域・他包括等各関係機関と連携を図り、同行訪問するなど予防・解決に向けて対応する。事例は相談記録として保管する。

3. 事業所内で共有した地域課題について地域の方々に提示していき、懇親会や地域ケア会議などで意見交換を行いながらネットワーク構築と地域づくりに取り組んでいく。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

1. 業務の遂行にあたっては、多様な情報を集め利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行なうよう職員に対して教育を実施し、提供されるサービスが特定の事業所等不当に偏らないよう中立的な機関としての認識を持つように毎日の朝礼や月1回のミーティング時に委託等の報告した際に特定の事業所等が多い場合には声を掛けて留意していく。

2. 居宅介護支援事業所への紹介先とその選定理由を記録に残し、紹介先を毎月集計し月1回のミーティングで共有する。その他、毎朝のミーティングでの報告や受付ノートを作成し、紹介先を記載、管理を行ない各自確認するなど偏りがないよう対応する。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

1. 夜間及び休日等緊急時には管理者が対応とする。職員連絡網を作成・配布し、連絡体制を確保・周知し、必要時には連絡網を活かし各職員への指示を行ない、管理責任者へ報告を行なう。また緊急時連絡網が活かせるよう年2回(9月・3月)の訓練時に実施する他、職員入職時には必ず実施する。
2. 事務所を構えているビルの消防訓練にも参加し、避難経路の確認をしていき防災への意識を持つ様にする。また、自治会にも防災訓練への参加依頼を行い地域の津波一時避難場所としての周知を図っていく。
3. 年2回（9月・3月予定）事業所内で防災訓練を行ない、災害時の消防計画に沿って役割分担を行ない通報・避難・誘導・救護について周知するほか、「緊急時持ち出し物品チェックリスト」に則り緊急時の持ち出し書類、ヘルメット、ラジオ、水、食料の常備等を確認する。職員へ向けた災害伝言板の訓練を実施する。
4. 所内管轄地区の利用者台帳の作成(災害時安否確認用マップ、連絡先一覧等)避難行動要支援者名簿の更新時期に合わせ、所内独自の利用者台帳も随時更新。
5. 感染症等で急きょ職員に休みが発生した場合は、業務継続に向けた調整を図ると共に法人および市への報告・情報共有を積極的に行う。
6. 自然災害の業務継続計画(BCP)について災害時の職員参集および、業務の優先順位などを明確にしておくと共に、法人やテナントとも協議し、内容の充実を図る。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 1 来所者については、手指消毒、検温、履物をスリッパへ交換しパーテーションの設置したテーブルにて相談対応を行う。終了時はテーブル・イス・スリッパを消毒する。(換気やサーキュレーターによる空気の循環を常時行う)
2. 職員については、出勤時に体調チェックを行い、サージカルマスクの着用、手洗い・うがいを徹底。有症状者が出た場合は、速やかに市の基幹型へ報告し保健所等の指示に従いながら業務継続に向けた協力・支援を依頼し切れ目なく業務が継続できる体制を整える。

3. 県や行政、法人から発信される感染症に関する通知においては職員間で周知し、必要時は法人へ速やかに相談する。また感染状況の把握・情報共有を朝礼や会議等で集約すると共に、体調不良や感染疑いのあった際は速やかに法人と連携・協力を図り検査の必要性について協議していく。また新型コロナウイルスの対応等については動向に応じて県や行政からの情報を基に適宜見直しを図っていく。

4. 感染対策委員会（6月に1回以上）の開催、感染症の予防まん延防止のための研修を年1回以上、実際に感染症が発生した場合を想定した訓練を年1回以上実施。また新入職者においては、入職のタイミングで感染対策についての研修を管理者が行う。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市個人情報保護条例や厚生労働省のガイダンス、法人の運営規定に沿って個人情報の取扱いに務め、個人情報の安全性及び信頼性を保護するため保有する情報の漏洩、紛失、改ざんなどが起こらないよう個人情報管理責任者を定め適切な管理を徹底する。

2. 個人情報の利用について

個人情報の取り扱いについて事業所内に掲示、利用目的を明確にし書面による同意を得た上で個人情報を使用する。個人情報の取り扱いについてその都度相談し事業所内で共通した対応を行なう。

3. 個人情報の管理について

①個人ファイルやU S B等個人情報の記載のある物については施錠できる書庫に保管する。

②警備会社によるセキュリティー管理を行ない、不法侵入を防止する。

③個人が特定できるものを廃棄する場合はシュレッダーに掛け、厳正に処分する

④緊急やむを得ない場合を除いて個人情報が記入されている書類はF A Xによる送信は行わず郵送若しくは直接届けるなど確実な方法により連絡を取る。

⑤契約終了後や退職後においても秘密の保持を継続する。

⑥PC 使用時、訪問者への個人情報漏洩に繋がらないよう職員デスクの配置や事業所内の環境については必要時検討する。

4. 地域の方が来訪され、相談に来られた際にも個人情報の漏洩等が無い事を説明し、安心して相談して頂ける様に、パーテーション等で仕切りをつくりプライバシー保護

に配慮する。

5. 個人情報の研修に参加し、個人情報の取扱いについて事業所内で共有する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

1. 苦情発生時は、苦情対応マニュアルに沿って苦情解決責任者を明確にし、責任を持って速やかに誠実に苦情の解決に当たる。

2. 苦情を受け付け、内容や相手の意向等確認し、苦情及びその対応状況等を責任者から法人へ報告する。必要に応じて市役所へも報告する。

3. 苦情受付後は記録を残し、ミーティング時に報告し全職員で共有、再発防止について検討を行い、同様の苦情に繋がらないよう努めていく。

4. 苦情解決の仕組みと役割について事業所内に掲示し、処理体制の整備と周知を行なう。

5. 苦情等への予防について、職員個々が相談援助者としての自覚を持ち業務するよう、相談援助研修等に参加し、参加者は報告や伝達講習などを通じて職員へ周知する。

6. 職員間で相談対応について気付いた事があればお互いに声かけや話し合いをする。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

1. 詐欺被害等のチラシ、保健・医療に関するチラシ等をイベントやサロン、民生委員へ配布し防犯対策の普及、啓発を進めていく。
2. フェイスブック（活動内容をアップ）などを使って事業所の PR をする。
3. 消費者被害や権利擁護などの講座等、地域からの要請や希望に応じて企画・実施。注意喚起や地域の実情を交えた内容を検討していく。
4. 認知症カフェは、にじカフェなどコミュニティカフェと協働し、年 4 回以上の開催を目指す他、共恵サロンなどを既存の集いの場を活用し、定期的な開催に向け環境を整えていく。またステップアップ講座受講への参加呼びかけを行い、地域住民との協力体制の構築に繋げる。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域住民の健康増進・介護予防、高齢者支援リーダーや包括あいと協働し月 1 回うみかぜテラスにてちがさき体操・湘南くち体操・コグニサイズを実施する。地域住民への周知についてはチラシを作成し、医療機関、福祉施設等に配布する。また、自治会の協力を得て回覧板や地区ごとにある掲示板など活用する。
2. 包括つむぎの活動内容や地域の特性に応じた情報提供（人口・高齢化率など含む）の場として「つむぎだより」を年 1～2 回発行し、薬局や医療機関・福祉施設等への配布、自治会回覧板を活用し周知を図る。
3. 若松町幸地区の集いの場である「えみまろサロン」については、夢ある街のたい焼き屋さんの協力のもと誰もが年齢を問わず交流できる場所づくりを目指し、年 1 回以上を目標に定期的な開催を行う。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 総合相談や地域の活動に参加し、高齢者の実態を把握し、高齢者自身が自らの能力を最大限に活かし要介護状態になることを予防するため、介護が必要になる前から地域住民へ情報（フォーマル・インフォーマル）を提供・周知し、早期発見・予防・改善をめざし働きかけ、市と連携を図りつなげていく。
2. 地域の特性に応じた対応ができるよう、積極的に社会資源を把握し、社会資源開発の立ち上げ協力・連携等後方支援を行なう。
3. 個々の状況とニーズ、必要に応じて相談に応じ、生活機能の改善を実現するため適切なサービスを選択できるよう目標志向型の介護予防サービス・支援計画を作成し、評価を行いその改善を図る。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 新規相談を受け、介護認定申請につながるケースは内容に応じて担当者を選任する。担当者は、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用者の主体的な活動と参加意欲が高まるよう介護予防サービス計画を作成するとともにサービス提供が確保されるよう介護・保健・医療・福祉等関係機関との連絡調整、意見を求める等行い、利用者の自立を支援する。利用者の情報については適切な記録を作成し、保管する。委託先の居宅支援事業所とも連携・情報共有し、適切な支援を継続する。
2. 居宅支援事業所や介護事業所等の紹介については公正中立を意識し、利用者やその家族が選べるよう選択肢を提示し、適切な情報が提供でき、紹介が偏ることのないよう事業所内で情報共有する。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 株式会社 結
代表者名 代表取締役 小野田 潤

地域包括支援センター名	南湖地区地域包括支援センターれんげ
所在地	茅ヶ崎市南湖5-10-6
法人名	株式会社 結
電話番号	0467-88-1380
FAX番号	0467-88-1381

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

【基本方針】
「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき「令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」に則した取り組みを行っていく。
以上をふまえて、

【本年度計画】
(1) 高齢者はじめ属性や世代を問わない相談に柔軟に対応し、必要に応じて各相談支援機関や関係機関と連携し協働する。また、各関係機関や住民団体等のネットワーク構築の支援を行う。
(2) 虐待の防止及び対応について委員会（法人）を開催。また、消費者被害が多発している現状を踏まえ、権利侵害防止に対する周知および啓発を行う。
(3) 認知症地域支援推進員（2名）を中心に地域の実情に合わせた認知症に関する普及、啓発事業を推進する。チームオレンジメンバーと協働し「認知症家族の茶話会」等、地域の実情に合わせて開催する。
(4) 感染症等の通知や市の方針等情報を共有し、感染予防対策をふまえた事業を行う。

(5) 災害発生時や感染症等発生時の事業継続について、作成した BCP に沿って包括職員として適切な判断や行動が実行できるように随時見直しや訓練を行い、関係機関等との連携体制を構築する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

茅ヶ崎市地域包括支援センターの職員配置基準に則り、経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、公益性、地域性、協働性をふまえた活動を行う。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 配置された職員のうち2名を認知症地域支援推進員とし、業務を兼務する。
- (2) 全職員が地域課題や事業の取り組みに対する共通認識を持ち、長期的な視点をふまえた基本方針をもとに単年度実施する事業計画について具体化し実施。
- (3) 当法人として人材育成への取り組みを継続し、三職種の配置については継続的な雇用体制をとる。

法人内の他部門に所属する専門職と連携し、意見交換や事例検討会等を行うことによってそれぞれの専門性を高めていく。また、連携することで所内のみだけでなく、より広範囲のチームアプローチを意識し、法人のバックアップ体制をつくり離職防止をする。

- (4) 事業計画の実施状況について進捗状況等を毎月2回の事業所内会議で確認し、評価修正を行い、都度、地域の実態に沿って事業計画を実施し運営を行う。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、それぞれの職種の専門性を果たすべく、互いの役割を理解し、協働できるチーム作りを行う。三職種の専門性を活かした連携を図っていくために同職種の連携についても強化する。多様な相談ケースに対応できるよう、互いを尊重したチームケア体制の構築を目指す。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 各職種が専門性を持ちつつ、情報を共有し連携して支援できるように、各職種の役割の明確化のための意見交換（朝のミーティング、所内ミーティング、イヒ会議（業務改善、遂行のための意見交換の場の有効活用）を行う。

- (2) 相互の専門性理解を深め、チームワークを形成するためのコミュニケーション技術研修を受ける（年1回以上、動画研修または外部研修）。
- (3) 各部会への定期参加、各部会において話し合われた内容について共有し、各部会の活動について理解、把握する。各職種対象の研修や勉強会などに参加した際は、所内報告することで各職種の専門性についての理解に努める。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

基幹型地域包括支援センターが実施する人材育成の各研修や神奈川県が主催する地域包括支援センター職員向けの研修（初任者・現任者・管理者）に参加し、スキルアップを図る。事業所としてはスーパービジョン体制をとり、管理責任者や外部のスーパーバイザーとの面談機会を持つ。業務の振り返りや自身の課題の整理をし、自身の強み、弱みを知り、目標を明確にする。その他外部研修・動画研修等を活用し、人材育成に取り組む。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 県・市の人材育成研修への参加、外部研修の積極的な参加と振り返り、所内での共有を行う。
- (2) 相談者の属性や世代に関わらない相談の受け止めや適切なつながり、連携がスムーズに図れるよう、知識や技術の習得を継続。（研修の活用）
- (3) 自己申告シートを活用した面談の実施（半期に一度、必要時）。
- (4) 個々の能力を生かし補いあえる体制づくり（面談、所内会議等の積極的な活用）
- (5) メンタルヘルスケアのため EAP（従業員支援プログラム、内部及び外部）を活用する。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、分野にかかわらず対象者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、関係機関と連携しながら総合的に相談・支援できる体制をつくる。また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、幅広い相談内容について地域の関係者、専門職とネットワークを構築しながらチームでの支援を行う。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 「地域における相談支援の拠点」として住民が気軽に立ち寄れるよう、玄関

入口や駐車場に相談場所であることが分かるような掲示や案内を設置し周知する。

- (2) 地域の商業施設などに出向き周知活動を行い、必要時には相互に連携できる支援体制づくりに努める。
- (3) 地域のサロンのほか、自治会や老人会などの行事、関係団体の集まりなどに参加し周知するほか、必要時には自治会、民生委員、ボランティアセンターと密接な連携を図りながら地域づくりを支援する。
- (4) 相談状況や内容を踏まえて総合相談担当課や関係機関と協働し、複合課題を抱える世帯等に、効果的、適切なサービスが提供できるように社会資源の把握に努め、活用しながら対応していく。
- (5) 多岐に渡る相談に対応できるよう、高齢に限らず障がいや児童などについての外部・内部研修の受講により職員の対応スキルを向上させる（一人年1回以上を目標）。
- (6) 地域の商店等住民が集まる場所の一角を借り出張相談を展開することで更なる周知を行うなど、相談しやすい環境づくりを行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

高齢者虐待や消費者被害また成年後見制度の活用など、何らかの生活上の解決すべき課題を抱えた方になるべく早く発見し、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的・継続的に行う。また、相談者の属性や世代に係らず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを実践する。三職種の専門性を活かし、包括的・継続的な支援を行っていく。

以上をふまえて

【本年度計画】

(1) 権利擁護業務の取り組み

- ・権利擁護に関する研修等への参加と所内研修（伝達研修含む）の実施（年1回）
- ・住民対象に権利擁護についての講話（出前講座）を実施（年1回程度）
- ・必要に応じて成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用支援をする。（随時）

(2) 高齢者虐待に対する取り組み

- ・虐待通報の受付を行い、行政および関係機関と協働して対応する。（通年）
- ・法人職員で構成する虐待防止委員会に出席し、虐待防止の為の取り組みやマニュアル等について見直し、検討する。また、必要な研修を実施する。

(3) 消費者被害に対する取り組み

- ・行政等から配布される広報誌等の情報を、サロンやれんげ掲示板、れんげ通信の

回覧等で情報提供し注意喚起を行う。(随時)

- ・地域で発生している消費者被害事案について担当課と連携し、情報把握、対応方法について助言を仰ぐ。(随時)
- ・住民対象にサロン等で消費者被害について講話を実施(年1回)

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

【基本方針】

多様な生活課題を抱えている高齢者等が安心してその人らしい生活を継続するためには高齢者やその家族等が課題に対しあらゆる社会資源を切れ目なく適切に活用できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が中心となっていく必要がある。包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行い、支援者が個々の利用者の援助の実践を状況に応じ、サポートすることを意識する。介護支援専門員相互の日常的な情報交換等を行う場を設定し、ネットワークの構築を図る。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) 支援困難事例に対し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等し、必要な支援を継続的に行う。また、所内で相談内容を共有・意見交換し、適切な助言対応ができるよう努める。介護支援専門員の能力を引き出す関わりを意識する(随時)。
- (2) 単独の機関では解決が困難なケース等に包括的な支援が提供されるよう、問題を整理し、ケース検討会議を行う。また地域ケア会議での検討をすすめ、関係機関や地域の方との共有、検討の場を持つこと等の提案をしていく(随時)。
- (3) 地域包括ケア推進のために居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、勉強会等を企画し実践する(専門員部会Eブロック企画)。
- (4) 介護支援専門員からの相談対応、連携しやすい体制を整える。
他包括と共催で事例検討会・勉強会を開催(年3回)し、連携体制を構築する。
- (5) 地域における関係機関(様々な社会資源等)と介護支援専門員との連携構築のための支援(情報提供や研修、勉強会等を活用した関係づくりの支援)を行う。
- (6) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員に対して指導事例検討会を企画し、多様な生活課題の解決のために対応していくためのスキルアップ支援や連携強化を行う(主マネ部会企画)。
- (7) 居宅支援事業所の介護支援専門員同士、や地域包括支援センターとの連携を深めるための交流会を開催する(主マネ部会企画)。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

南湖地区においては、個別事例の検討の場と位置づけている小地域ケア会議を必要に応じ開催する。地域の方が出席しやすい会議、発言しやすい会議運営（雰囲気作り）を目指す。また、茅ヶ崎市が主催する地域ケア個別会議について、基幹型地域包括支援センターと連携・協力し、円滑な会議運営に努め、高齢者の自立支援、介護予防に繋げていく。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) 令和5年度まで積み重ねてきたテーマである防災・減災に関する地域ケア会議については、南湖地区まちぢから協議会が取り組んでいる避難行動要支援者に対する計画等をふまえ、地域住民の災害時の対応実態に合わせてニーズを精査し、同テーマで開催するかどうか検討。
新たな課題がある場合には適時そのテーマに沿って開催する（年2回以上）
- (2) 個別課題の整理の仕方や会議の運営（手法等）について所内で検討、意見交換し、効果が得られるような会議、ケアマネジャーから支援困難と感じる事例など積極的に出してもらえるよう工夫する。
- (3) 茅ヶ崎市が主催する自立支援型地域ケア個別会議に参加し、円滑な会議運営のために基幹型職員、他包括等と協働する。
- (4) 地域ケア会議開催後も課題に関して継続してモニタリングを行い、必要に合わせて会議出席者や関係者で共有する。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症総合支援事業施策に則って連携協力する。また、チームオレンジメンバーと役割について認識を深め、当地区において今後どのような活動をしていくかを協議してすすめていく。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 認知症サポーター養成講座
 - ・住民向けに認知症サポーター養成講座の開催（年1回以上目標）。
 - ・対象者に合わせた養成講座の内容工夫をする。
 - ・学童期からの認知症理解のために子ども会等へのアプローチを行う。
- (2) コグニサイズの普及
 - ・各サロンにてコグニサイズを実施する。
 - ・チームオレンジのメンバーと協働し、住民向け講座の企画、実施（年1回以上）。

- (3) チームオレンジの必要性についての理解を深める。
- ・ステップアップ講座修了生を年度目標5名とする。
 - ・チームオレンジメンバーとの交流会の実施（年2回以上）を通し、今後の活動内容を検討していくと共に、認知症家族介護者の茶話会の共同企画、実施（年1回）。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

地域の課題把握については、「地域包括ケアシステム」の推進を踏まえて実施する。ネットワーク構築については、地域ケア会議や地域の関係機関との交流を通じて、地域課題の共有化を図るとともに、関係づくり及び地域課題の把握と解決に取り組む。

以上をふまえて、

【本年度計画】

(1) 地域情報、社会資源の把握と情報整理を行う

- ・市から提供される統計データを所内で共有し、記録に残し必要時活用する。
- ・地域の関係機関の定例会議に参加することで地域の情報、社会資源を把握し所内で共有する。

(2) 地域課題を具体化し、協働体制を構築していくために地域住民、地域の関係機関との関係性を深めていく。

- ・地域住民の行き交う場や交流の場において、何でも相談所を開設し気軽に相談できる場を設け、れんげの周知や住民のニーズを把握していく。
- ・地域ケア会議を活用し、地域の課題及び地域住民団体における課題把握をする。
- ・地域課題の把握と解決のために、ネットワーク会議に参加し意見交換や情報共有をしていく。

(3) 地域の医療機関と金融機関との関係性の再構築を図る。

11 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

事業運営については法令順守を基本とした公正中立な立場で行う。サービス事業所や 居宅介護支援事業を利用者が選定する際も、利用者やその家族の意向を尊重し、適切なケアマネジメントに基づき情報提供、提案することを十分理解し事業運営にあたる。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 「事業所の選択」について、複数の選択肢があることを説明、提示した上で、相談者の意向を尊重し、適切な選定の判断が出来るよう案内する。また介護予防サービス・支援計画原案に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であること等を十分説明を行う。
- (2) 介護予防サービスや居宅介護支援事業所へ紹介する際の記録と紹介先件数、傾向等の分析を行い、所内ミーティングで検討、意見交換を実施する。(年2回)
- (3) 案内する社会資源について情報を整理する。(随時更新)

1.2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

地域包括支援センターにおいても、地域包括ケアシステムに応じる夜間の救急対応、虐待等緊急時に応じる必要性があり、夜間においては24時間の連絡可能な体制を整える必要がある。法人の体制としては、法人責任者が社用携帯電話を所持しており、いつでも職員からのコールに応じる事が可能になっている。また、管理責任者も社用携帯電話を所持しており、夜間、休日においても連絡可能な状態になっているほか、職員間でグループLINEを作り緊急時などすぐに連絡がとれる体制を確保している。

災害時は所内のマニュアル、地域包括支援センターにおける災害時対応ガイドラインに則して市と連携し、必要な対応を行う。

BCPの内容について再検討を行い、災害発生時や感染症等の発生時に備える。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 通常の夜間、休日の対応は高齢者いつでも安心電話で対応、緊急時は緊急連絡網を活用し、対応する(随時)。
- (2) 平常時よりマニュアルや具体的な対応方法、センター版タイムラインについて所内で確認し、災害時等に迅速に対応できるようにする。作成したBCPのシミュレーションを行い、内容について修正、整備する(年1回)。
- (3) 災害の際は、地域包括支援センターにおける災害時対応ガイドラインに則り、市との連携を密に行い、必要時は市からの指示、要請に従い対応する。
- (4) 要支援者の生活状況などの把握をしたうえで防災マップの見直しを行い、定期的な更新と活用(避難行動要支援者名簿と照らしあわせる)、更新したものを法人本部へ提出(年2回)。災害時の対応に備え、情報の安全な管理に努める。
- (5) 日頃から避難行動要支援者名簿を通して地域、事業所と防災、減災に関する取り組みを共有する。

(6) 災害時に迅速に動けるように、作成した BCP の内容に基づいて年一回所内で防災訓練を実施する。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

感染症等に対する必要な予防対策を行うと共に、職員や利用者が感染症に罹患した場合には適宜必要な関係機関と連携・情報共有を行い、感染拡大防止に努める。

以上をふまえて、

【本年度の取り組み】

(1) 職員・職場環境の取り組み

- ・出勤前に検温し、発熱・体調不良時は出勤を見合わせる。
- ・業務中のマスク着用、こまめな手洗いうがいをを行う。
- ・国や市からの通知に基づいた感染対策を行う。

(2) 訪問に対する取り組み

- ・マスク着用し、事務所帰宅時の手洗いうがいの励行。
- ・急遽の訪問で体調不良を訴えられている際は、フェイスシールド、使い捨てエプロン、ビニール手袋・ソックスカバーを着用し対応にあたる。

(3) 来所者に対する取り組み（当面の間）

- ・来所相談者へ、マスクの着用を推奨。
- ・相談対応は換気をしながら対応をする。
- ・帰宅時は来所者が接触した所をアルコール消毒を実施する。

(4) 会議、研修、地域行事に対する取り組み

- ・対面開催で行われる会議などへは必要な感染予防対策を行った上で参加する。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

地域の多くの相談者から利用される機関であるため、センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守する。

以上をふまえて、

【本年度計画】

(1) 個人情報保護に関する体制

法人の個人情報保護方針（指針）および個人情報保護規定に基づき、個人情報取扱業務概要説明書を整備し、個人情報の利用目的、利用、提供方法につ

いてその内容を職員間で共有し、個人情報保護担当者を定め万全の措置を講ずる。

(2) 個人情報保護に関する取り組み

- ・個人情報保護に関する研修へ参加および所内研修の実施（年1回）。
- ・苦情や事故の発生時またはその可能性がある場合、速やかに状況を確認しその被害を最小限にとどめ、また再発防止のために速やかに対応を講じる。
- ・個人情報が含まれる記録やデータ保存媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の持ち出しを禁止するとともに、外出時は机の上に放置しないようにする。
- ・やむを得ず持ち出す場合には必要最低限の情報とし、個人情報持出管理簿にて管理、職員同士で確認を行う。
- ・パソコン、社用携帯はパスワードを設定し外部の者が使用できないようにする。
- ・メールやファクスでやり取りする際には、細心の注意を払い、個人情報が漏えいしないよう配慮する。
- ・個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から保護し、正確性及び安全性を確保するために、適切な安全対策を実施する。

(3) 個人情報の取り扱いについて苦情や事故につながりそうだと感じた場合、ヒヤリハット報告書を作成し、個人情報に係る事故防止の取り組みを徹底する。

(4) 職員だけでなく研修生などを受け入れる場合においても、守秘義務についての説明をし、同意を得ることで守秘義務の徹底を共有する。

1.5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

【基本方針】

当法人では、苦情解決責任者、第三者委員、苦情解決担当者を定め、苦情解決の仕組みを構築している。その内容について重要事項説明書および法人のホームページ等への掲載ならびに施設内への掲示等により、利用者への周知を行う。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 苦情対応マニュアル、苦情対応手順マニュアルを整備し、全職員が利用者、その家族等の意思及び人格を尊重し、苦情を申し出たことによる不利益がないように十分配慮していく。
- (2) 苦情・要望等が発生した場合、真摯に受け止め、苦情の内容により、法人または茅ヶ崎市に報告を行い、関係機関と連携しながら迅速に対応する。
- (3) 苦情報告書・ヒヤリハット報告書を活用し、再発防止策を検討するなかで職員全員のサービス、相談支援の質を高めることを目指す。

- (4) 利用者等との行きに違いや過度な期待などによりカスタマーハラスメントに発展したと判断される場合には、職員全員で共有し、必要に応じ専門職（弁護士等）の助言を仰ぎ、地域包括支援センターの窓口緊急時対応マニュアルに沿って厳格に対応する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

【地域の行事、定例会への参加】

- (1) 民生委員児童委員協議会：定例会へ参加し、民生委員児童委員活動に有効な情報提供をしたり、個別ケースや地域課題等について意見交換をしたりすることで連携体制を深め、課題のある世帯や孤立した高齢者等の早期発見につなげていく。
- (2) ネットワーク会議：会議に参加し、地域課題に対しての取り組みや地域づくりを地域住民と協働して行う。
- (3) ボランティアセンター：定例会に参加し意見交換、ボランティア活動に有効な情報提供をし、情報共有する機会を持ちながらボランティア活動の推進に協力する。必要に応じて一緒に訪問し、スムーズに支援が進むよう関わる。
- (3) 南湖地区社会福祉協議会：既が開催されている地域サロン（しおさいサロン・南湖サロンふれあい）の活発化に協力する。
また、「役員会（本部会）」に出席し地域で課題になっている事への取り組みや地域活動について協働していく。
- (4) 南湖地区まちぢから協議会：包括独自の事業や地域への啓発のための案内、れんげ通信等を作成した際は自治会長宅に持参し連携を深める。イベントが開催されるときはできるだけ参加し、顔の見える関係を築いていく。

【地域の行事の企画・実施、効果のある周知活動】

- (1) 家族介護教室の開催：家族介護教室の周知とともに身近な相談窓口としての周知に繋げる（今年度1回以上・南湖内全戸回覧の活用）。
- (2) 情報発信の場として敷地内に休憩場所をつくる。
れんげ掲示板、チラシ棚にて地域の社会資源、保健福祉情報、権利擁護に関する注意喚起等の情報を発信すると共に包括れんげの周知に繋げる。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

【基本方針】

地域からのニーズを踏まえ、独自に計画し実施。地域住民の心身の活性化を目指し、地区内の関係機関が実施している事業の再活発化に協力。地区のニーズに満たしていけるよう独自事業を展開させていく。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) れんげひろばを地域住民の行き交う場や交流の場で開催。れんげの周知や、相談機関としての役割を果たしていく。(不定期)
- (2) れんげクラブを地区南部で1回/月、北部で2回/年以上開催することで、地区全体の孤立予防、不活発化予防に繋げる。
- (3) れんげ通信を作成し自治会回覧として配布し包括独自の事業や地域への啓発などをしていく。(不定期発行)
- (4) 認知症が原因となって地域から孤立している高齢者世帯に対する住民の理解や共生社会への理解を深めるためのチームオレンジメンバーに必要性の理解を深めていく。それに伴う交流会や介護者の茶話会を共同企画する。(必要物品の購入)
- (5) 南湖公民館祭りに参加し、地域住民の介護予防や消費者被害防止となるような企画をし、健康の維持・増進や権利擁護の推進を図っていく。
- (6) 高齢者、障がい者だけでなく地域住民の方々が、互いに情報交換・情報収集をしたり、包括れんげからの情報発信や地域の居場所として敷地内にベンチを設置し活用していく(継続事業)。(経年劣化によるベンチの買い替え)
- (7) 気温が高くなる前の早めの時期に熱中症予防対策の啓発を行う。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

【基本方針】

介護予防ケアマネジメントの実践にあたり、介護予防の基本的視点を持ち高齢者の主体性を引き出す働きかけを行う。地位の社会資源を活用し地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指す。また、介護予防普及啓発業務として、介護予防の基本的な知識を普及啓発する活動を行う。サロンでの啓発や、講座を開催することにより介護予防を推進する。第1号介護予防支援事業の業務の集中により包括的支援事業等の業務に影響がないように配慮していく。

以上をふまえて

【本年度計画】

- (1) 地域の高齢者や住民、地域関係団体等に対し、介護予防について分かりやすく

説明し、普及啓発活動を実施する。住民向けに「高齢期の生活・介護保険制度等、高齢期に必要な知識や情報」等についての出前講座等を開催し、介護予防について理解を深める機会をつくる。

- (2) 基本チェックリストを実施し、生活機能の低下が心配される高齢者の把握をして介護予防事業の案内、利用につなげていく。
- (3) サービス事業所や案内する事業の提案、選択にあたっては、公平・中立性を確保し、適切なアセスメントのもと利用者の意思決定を支援していく。
- (4) 委託を依頼している介護支援専門員や市内の介護支援専門員との連絡・連携構築や対象となる方の状態改善や悪化の予防のために適切な支援が継続できるよう、事例検討会や勉強会等を開催する（年3回計画）。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

【基本方針】

利用者に対し、現在の状態の維持・改善が図れるように適切なアセスメントにより、その方の状況を踏まえ、目標を設定し、その達成のために必要なサービスを選択、利用できるようマネジメントを行い、自立支援に資するケアプランを作成する。

第1号介護予防支援事業同様、指定介護予防支援事業の業務の集中により包括的支援事業等の業務遂行に影響がないよう配慮し、職員個々の業務量の確認をしていく。指定介護予防支援事業者として、業務の一部を委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、アセスメント業務やケアプランの作成業務等が一体的に行われるように配慮する。指定居宅介護支援事業者の紹介を行う場合には、正当な理由なしに特定の事業者には偏らないように配慮していく。

以上をふまえて、

【本年度計画】

- (1) 令和6年度介護保険報酬改定の変更部分に留意し、適切に事業を実施する。
- (2) ケアプランの作成においては、利用者の自立に対する意欲を引き出すようなわかりやすい目標を利用者と共に設定し、目標達成のためサービス事業者を含め関係者で共有していく。
- (3) サービス事業所の提案、選択にあたっては、公平・中立性を確保し、適切なアセスメントのもと、利用者の意思決定を支援する。
- (4) サービス事業所や居宅介護支援事業所を把握、人員体制やサービスの内容などの情報を整理し、適切な案内ができるよう努める。
- (5) 委託を依頼している介護支援専門員や市内の介護支援専門員との連絡・連携構築や対象となる方の状態改善や悪化の予防のために適切な支援が継続できるよう、事例検討会や勉強会等を開催する（年3回計画）。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人 徳洲会
代表者名 理事長 東上 震一

地域包括支援センター名	海岸地区地域包括支援センターあい
所在地	茅ヶ崎市東海岸南二丁目6-14
法人名	医療法人 徳洲会
電話番号	0467-88-1716
FAX番号	0467-88-6772

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- 「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」と連動した取り組みを行う事を基本方針とする。
今年度は、健康相談や介護・認知症予防に力を入れて、海岸地区の住民に対して幅広く相談ができる事の周知を行い、気軽に相談できるようサロンや体操教室等顔の見える機会を積極的に活用する。
- 地域共生社会の実現に向けて包括的な支援の構築を目指すため、個別ケースのコーディネートを通じて様々な関係機関との連携を継続する。また、地区の特性を知り、現状の把握、将来的な予測を踏まえ、地域が抱える課題を把握し必要な関係機関とのネットワークを活かし、予防・解決に向けて積極的に取り組む。
地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、まちぢから協議会などを通じて地域との連携を積極的に行い、地域の課題に対してサマースペース海岸や高齢者見守りネットワーク等協同する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市地域包括支援センターの設置運営に関する基準に則り、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の資格を有する専従の職員を配置し運営する。3 職種各 1 名の他いずれかの職員を 1 名配置し、認知症施策の推進を図る為、認知症地域支援推進員を配置する。
2. 職員の確保については法人内の関係部署、神奈川県看護協会、神奈川福祉人材センター、神奈川県介護支援専門員協会、ハローワーク、一般公募等広く人材を確保するよう努め、丁寧に引継ぎを行い三職種を配置する。相談数やケアプラン作成件数などの業務量に応じて適切な人員を確保する。
3. 業務の円滑な実施の為行政の関係部署との連携・協力を図り、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。
4. 茅ヶ崎市内の地域包括支援センターと情報を共有する等連携を図る。特に同法人のつむぎとは月 1 回のミーティングを共有し連携を図る。
5. 法人の理念のもと行動する。職員の健康に留意し、医療費の助成や年 1 回健康診断を行なうなど法人の福利厚生を活かす。法人の朝礼や会議等に参加し連携を図る。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

1. 毎日の朝礼時や月 1 回のミーティング、社会資源情報のチラシを回覧するなど高齢者や地域の情報の共有を行ない共通認識を持ち、日常的に職員間の意見を交換し、個々のケースの把握や対応の検討、支援内容を共有し、チームとして実施する。
2. 各専門職部会の報告や研修資料の回覧を行い、多職種の専門性を理解、共有する事によって役割分担が可能となる。新規相談時、責任体制を明確にする為主担当職員を決めるが、主担当以外の専門職はそれぞれの専門性を活かして情報や専門的見解の提供及び精神的支援など連携を図り、必要時 2 名体制を取って迅速に対応する。
3. 認知症施策の推進についても 3 職種が連携し、認知症地域支援推進員と協力して取り組む。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

1. 必要な知識・技術を身につけ、専門性を確保し職務の質の向上を図るため、職員が計画的に下記の研修に参加する。
 - ①各専門職の職能団体等が実施する研修
 - ②地域包括支援センター初任者・現任者研修への参加
 - ③各関係団体が実施する研修へ参加
 - ④法人内の包括部門にて情報共有するなど研修に参加
 - ⑤法人内「ケアマネ勉強会」の企画・参加
 - ⑥市役所が主催する人材育成研修への参加
 - ⑦権利擁護に関する研修
 - ⑧感染症や防災等 BCP に関する研修
2. 入職者については、一定期間内に修得できるようマニュアルに沿って進捗・理解度を確認しながら研修・指導等を行う。
3. 個々の目標に合った研修に参加し、研修参加者は職員への伝達講習又は報告書での伝達を行ない、各職員のスキルアップに努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるよう初期段階での相談窓口としての機能を持ち、茅ヶ崎駅より徒歩13分最寄りのバス停より徒歩1分の場所に事業所を設置し、地域の方が立ち寄りやすく気軽に相談ができる空間を提供する。
2. 職員が必ず1名以上事務所待機し、開所時間はいつでも来所者への相談対応を行える環境を整える。
3. 相談者の属性や世代にかかわらず相談を受け止められるよう、地域の社会資源の把握、情報の整理を行い、関係機関へのつなぎや制度の説明・紹介など総合的かつ専門的な相談が受けられるよう職員のスキルアップに努める。
4. 地域共生社会の実現に向けて、相談者の属性や世代にかかわらず相談を受けていく事を周知し、地域の相談窓口としてどのような相談もまずは受け止めて適切な支援に繋げていく。
5. 行政や医療機関、警察、消防、介護サービス事業所、まちぢから協議会等地域の各関係団体と連携し情報の共有、実態把握を行い、ネットワークを活かした支援を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

1. 権利侵害を受けている又は受ける可能性が高いと考えられる方が地域で安心して尊厳のある生活を送る事ができるよう、日常業務の中で常に権利擁護の視点を持ち、地域における見守り等ネットワークの整備を行い、虐待や消費者被害等の未然防止・早期発見に努める。また、初期段階における迅速かつ適切な対応を行うため、速やかに訪問し関係機関からの聴取により状況を把握し、市や関係機関と連携を図り、本人・養護者等を支援する。
2. 消費者被害の予防について、事務所外掲示板にチラシを貼り周知を行い、地域住民へ向けてサロンや体操教室等様々な機会を通して啓発活動を継続する。
3. 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には家族等と連携を図りつつ、認知症初期集中支援チーム員会議等市や関係機関と連携し、日常生活支援事業や成年後見制度の活用促進を図り、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、法律的行為などの適切な支援へのつなぎを行う。
4. 虐待防止委員会を実施し、虐待防止のための指針を整備するとともに職員の研修を行う。権利擁護に関する研修へ参加し、知識を深め、職員の対応の向上を図る。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

1. 地域の特性を理解し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営む事の出来るよう心身の状況や置かれている環境に応じ総合的に支えていく。
2. 入院、入所等より在宅復帰に向けた支援を本人・家族の意向を踏まえ、病院や施設と連携を図り支援する。
3. 困難事例の相談については包括全体で検討を重ね、必要に応じてアドバイスや同行訪問、地域や行政と連携し支援する。
4. 介護支援専門員、主任介護支援専門員と勉強会のサポート等を通じてネットワークの構築や介護支援専門員自身が気づき問題解決できるよう支援する。
他包括(ゆず・つむぎ)と連携を図り、事例検討会を開催。
海岸地区の居宅介護支援事業所へアプローチとして、地域の情報共有や顔の見える関係づくりを構築する。
5. 地域の社会資源やサービスの情報を把握し利用者、地域住民、地域の関係機関、介護支援専門員等に情報の提供をできるようにする。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

1. 「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図って行く事を目的とし各種関係機関との協働により地域の課題を把握し、解決に向けた検討、ネットワークづくり、地域づくり・資源開発に向けて取り組む。
今年度は、認知症になっても安心して暮らせる地域等見守りネットワークについて取り組んでいく。
地域での困りごとなど地域の方やケアマネより相談があったケースについて定期的に個別課題の検討に取り組み、その後も参加者へ報告する。
2. 地域ケア会議終了後は報告書及び個人情報保護同意書を速やかに市役所へ提出する。
3. 茅ヶ崎市地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア個別会議の参集がある時は協力する。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

1. 「認知症基本法」に基づき、認知症になっても希望を持って暮らすために、認知症の人だけでなく、周囲の人が認知症に対する理解を深めて、地域で支えていく事が重要と考え取り組む。
2. 認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を整える為、地域包括支援センターの周知活動を行い、サロン等の開催により直接気軽に話が出来る機会を作る。今年度は、サロン等のチラシに相談できる文言を入れ周知していく。
3. 居宅介護支援事業所のケアマネジャーからも気軽に相談が出来るよう、新規相談や引継ぎ、研修等の機会で声掛け周知していく。
4. 地域との連携を活かし、自治会、民生委員等地域住民と居宅介護支援事業所のケアマネジャーをつなぎ、認知症の方の相談、ネットワークづくり等対応していく。
5. 認知症予防の取り組みとして、コグニサイズを地域住民対象にちがさき体操や四季サロン等で定期的に行う。
6. 地域における認知症の理解の促進を図る為、年2回程度認知症サポーター養成講座の開催等企画を検討し、希望があった場合も対応していく。
7. 茅ヶ崎市と連携し、認知症初期集中支援チーム員会議や認知症施策の推進に参加、協力する。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域の関係機関とのネットワーク構築の為、地区支援ネットワーク会議、まちぢから協議会運営委員会、民生委員児童委員協議会定例会、ボランティアセンター会議、地区社会福祉協議会役員会、地域の福祉施設のネットワーク会議等定例会議へ出席し、身近な相談機関としての周知を図り、顔の見える関係性を築く。
2. 地域の課題や資源の開発について、定例会議や活動行事に参加し、地域や行政等多様なネットワークを構築することを意識し、資源開発と共に有用なネットワーキングを行えるように繋いでいく。
2. 総合相談や地域の関係団体主催の会議等地域の活動へ参加し、地域の人々の声を直接聞く機会を活かし情報収集する。人口統計や制度の変容を意識し将来的な課題も含め介護サービス利用者の個別の課題を鑑み地域の課題について把握する。そこで生じた課題は事業所内で検討し、市役所・保健所・警察・医療機関・介護事業所・地域の関係団体・地域支え合い推進員・他包括等各関係機関と連携を図り、同行訪問するなど予防・解決に向けて対応する。事例は相談記録として保管する。
3. 避難行動要支援者名簿やランク付けマップ、独居高齢者の孤立化予防等日頃から見守りの必要な方を把握、民生委員と共有し、自治会や居宅介護支援事業所と連携を図り見守りの輪を広げながらネットワークを構築する。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

1. 業務の遂行にあたっては、多様な情報を集め利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行なうよう事業所内で情報共有し、提供されるサービスが特定の事業所等不当に偏らないよう中立的な機関としての認識を持つように重要事項説明書を掲示し徹底する。
2. 居宅介護支援事業所への紹介とその選定理由を記録に残し、紹介先を毎月集計し月1回のミーティングで共有する。その他、毎朝のミーティングでの報告や受付ノートを作成し、紹介先を記載、管理を行ない各自確認するなど偏りがないよう対応する。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

1. 夜間及び休日等緊急時については管理者対応とする。職員連絡網を作成・配布し、連絡体制を周知し、必要時についてはラインや連絡網を活かし各職員への指示を行ない、法人ならびに管理責任者への報告を行なう。緊急時の連絡が活かせるよう訓練を実施する。
2. 海岸地区担当の為事業所内にハザードマップを掲示し、職員の危機管理意識を持つよう心掛け、災害時対応ガイドライン、災害時被害状況報告の手引きに基づき市と連携・協力して対応する。BCPに沿った対応を行い、安否確認時のリストを紙で保管する。平常時から避難行動要支援者登録者のランク付けマップを民生委員と共有し、情報共有する。緊急時に備え平常時でも各自ライトと笛を携帯するよう徹底する。
3. 年1回海岸地区の防災訓練に参加し、地域の防災体制を把握する。参加後は職員全体への周知を徹底する。
4. 年1～2回（9月・3月予定）事業所内でBCPに沿ったシュミレーション等訓練や研修を行ない、緊急時行動マニュアルやタイムライン等の周知・共有し、見直しを図っていく。緊急時の持ち出し書類、ヘルメット、ラジオ、消火器、水、食料の常備品等確認する。職員へ向けた災害伝言ダイヤル訓練等を実施する。
5. 災害時は、行政、民生委員、自治会と連携し、安否確認、避難後の支援にあたる。避難生活が長期化した場合には、健康管理や介護・生活上の問題などの相談に3職種が連携して専門的見地から支援を行う。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 厚生労働省の指針に沿って、感染症の予防及び蔓延防止のための指針を設け、感染対策委員会を設置・運営し、適正な感染防止対策の取り組みを行い利用者や家族に必要な支援が継続できるよう事業を実施する。
1. 来所者対応については、手指消毒を行い、アクリルパーテーションを置いたテーブルにて相談対応行う。終了時はテーブルとイスを消毒する。
 2. 職員については、健康管理を行い有症状者は休むようにする。出勤時に体調チェック（体温測定・呼吸器症状の有無）を行い、サージカルマスクを着用し、手洗いうがいを徹底する。事務所内は空気清浄機を設置し定期的に換気をし、机にパーテーションを置き、物品の消毒をこまめに行う。
 3. 訪問時については、消毒液を携帯し、入室前に手指消毒を行う。体調不良の方の場合、感染対策のため感染防護基本セットを持参し着用する。
 4. 医療法人徳洲会より出ている業務手順書「新型コロナウイルス感染症の対応について」を周知し、必要時は法人へ相談する。
 5. あい主催のサロン等の企画についても各種ガイドラインを遵守し、感染予防を徹

底したうえで開催するよう努める。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

1. 茅ヶ崎市個人情報保護条例や個人情報保護法、法人の運営規定で定める基準を遵守し、個人情報の取扱に務め、個人情報の安全性及び信頼性を保護するため保有する情報の漏洩、紛失、改ざんなどが起こらないよう個人情報管理責任者を定め適切な管理を徹底する。
2. 個人情報の利用について
個人情報の取り扱いについて事業所内に掲示、利用目的を明確にし、同意を得た上で個人情報を使用する。個人情報の取り扱いについてその都度相談し事業所内で共通した対応を行なう。
3. 個人情報の管理について
 - ①個人ファイル等個人情報の記載のある物については施錠できる書庫に保管する。
 - ②個人情報の持ち出しについては、訪問時に記録を残す。
 - ③警備会社によるセキュリティー管理を行ない、パソコンの取り扱いについては、パスワードによる保護を行う。
 - ④個人が特定できるものを廃棄する場合はシュレッダーまたは有償による廃棄や法人へ依頼する。
 - ⑤緊急やむを得ない場合を除いて個人情報が記入されている書類はFAXによる送信は行わず郵送若しくは直接届けるなど確実な方法により連絡を取る。
 - ⑥契約終了後や退職後においても秘密の保持を継続する。
 - ⑦オンライン会議等活用する場合は、背景に個人情報が映らない、音声漏れない等環境を整備し、個人情報を記載した資料は保存できないよう対策を行う。
4. 個人情報の管理に関する服務規程を定めるとともに個人情報の取り扱いに関する教育を実施し、適切な取り扱いができるように年1回は指導・確認する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

1. 苦情発生時は、苦情対応マニュアルに沿って苦情解決責任者を明確にし、責任を持って速やかに誠実に苦情の解決に当たる。
2. 苦情を受け付け、内容や相手の意向等確認し、苦情及びその対応状況等を責任者から法人へ報告する。必要に応じて市役所へも報告する。
3. 苦情受付後は記録を残し、ミーティング時に報告し全職員で共有、再発の予防に努める。
4. 苦情解決の仕組みと役割について事業所内に掲示し、処理体制の整備と周知を行なう。
5. 職員間で相談対応について気付いた事があればお互いに声かけや話し合いができる環境づくりに努める。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

1. 茅ヶ崎市家族介護教室の事業受託し海岸地区住民を対象に家族介護教室を年 1 回開催する。事業所内で検討しテーマを決め、家族介護教室開催終了時に次回の開催内容希望等のアンケートをとる。
2. 車椅子やシャワーチェア、ポータブルトイレなど福祉用具の寄付を保管し、地域住民へ貸し出しを行なう。消耗品の寄付については生活困窮者や必要な方へ提供する。
3. 市や地域、関係団体が作成した広報誌等の情報を事業所内で配架できるよう設置し情報提供する。また事業所外にある共有掲示板に詐欺被害等の注意喚起のチラシや保健・医療に関するチラシ等を掲示する。
4. 法人のホームページや SNS（活動内容をアップ）を使って事業所の PR をする。
5. 民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、地域のサロンなどから依頼があれば、介護保険の説明や認知症サポーター養成講座など適宜実施する。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

1. 地域住民の健康増進・介護予防、高齢者支援リーダーや 8020 運動推進員の活動の場の提供を兼ね、包括つむぎと協働し月 1 回うみかぜテラスにてちがさき体操・湘南くち体操・コグニサイズを実施する。地域住民への周知についてはチラシを作成し、自治会の協力を得て回覧板や掲示板等活用し周知、また医療機関やサロン等にも配布する。
2. 年度の予定や活動報告等地域への情報提供（人口・高齢化率など含む）の場として「あいだより」を年 2 回程度発行し、自治会掲示板等を活用し周知する。
3. 海岸地区にて集える場「四季サロン」を月 1 回開催し、外出の機会を作る目的の他、気晴らしや気軽に相談が出来る顔なじみの関係作り、手先を使った手芸や工作などの作品作りや健康講座を通して介護・認知症予防を実施し、ボランティアの育成なども考慮しつつ計画する。
4. 介護者や当事者等が集える「ぴあサロン」を月 1 回開催し、精神的な負担の軽減を図るために講師に話を聞いてもらう場を計画する。またチームオレンジの活動の場となるよう計画する。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の 3 つの業務と一体的に実施する第 1 号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 介護予防の観点から保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、積極的に地域に出向き、サロンや関係団体を通じて参加を勧めチェックリストを実施する。生活機能の低下を早期に発見し予防、改善を目指し短期集中等の各種社会資源の紹介、参加について働きかける。
2. 総合相談等にて高齢者の実態を把握し、高齢者自身が自らの能力を最大限に活かし要介護状態になることを予防するため、介護が必要になる前から地域住民へ情報（フォーマル・インフォーマル）を提供・周知し、早期発見・予防・改善をめざし働きかけ、市と連携を図りつなげていく。
2. 地域の特性に応じた対応ができるよう、積極的に社会資源を把握し、社会資源開発の立ち上げ協力・連携等後方支援を行なう。
3. 個々の状況とニーズ、必要に応じて相談に応じ、生活機能の改善を実現するため適切なサービスを選択できるよう目標志向型の介護予防ケアマネジメントを作成し、評価を行いその改善を図る。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

1. 新規相談を受け、介護認定申請につながるケースは内容に応じて担当者を選任する。担当者は、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことが出来るよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用者の主体的な活動と参加意欲が高まるよう介護予防サービス計画を作成するとともにサービス提供が確保されるよう介護・保健・医療・福祉等関係機関との連絡調整、意見を求める等行い、利用者の自立を支援する。利用者の情報については適切な記録を作成し、保管する。委託先の居宅支援事業所とも連携・情報共有し、適切な支援を継続する。
2. 居宅支援事業所や介護事業所等の紹介については公正中立を意識し、利用者やその家族が選べるよう選択肢を提示し、適切な情報が提供でき、紹介が偏ることのないよう事業所内で情報共有する。

令和 6 年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人社団 康心会
代表者名 理事長 大屋敷 芙志枝

地域包括支援センター名	鶴嶺東地区地域包括支援センターさくら
所在地	茅ヶ崎市矢畑 1 4 2 7 番 1 号
法人名	医療法人社団 康心会
電話番号	0 4 6 7 - 8 1 - 4 0 8 2
F A X 番号	0 4 6 7 - 8 2 - 4 0 8 8

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

第 9 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムを深化させるために取り組んでいきます。また、重層的支援体制整備事業の主旨を踏まえて下記の方針を掲げ取り組んでいきます。

①地域に密着した総合相談窓口として包括的相談支援事業を推進していきます。高齢者に限らず、障がい・子ども・生活困窮、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、適切な機関につながっていけるよう本人に寄り添い支援していきます。そのために地域の社会資源などの情報収集をしていきます。

②茅ヶ崎市における高齢者の消費者被害防止が重要な課題のひとつであることから高齢者の消費者被害の防止の取り組み、消費生活センターとの連携強化を図っていきます。

③災害時・感染対策 BCP を全職員へ周知し、感染症や災害等の外的な要因に対して包括業務が継続できるようにしていきます。

④避難行動要支援者の避難行動支援に関して、福祉専門職の参画が極めて重要であることから、行政の取り組みに積極的に協力していきます。

⑤認知症総合支援事業として認知症地域支援推進員を中心にチームオレンジ登録者及びボランティアの方々と協力して認知症サポーター養成講座の開催と認知症について理解が進むよう地域のニーズに合わせて支援していきます。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種は、専門的な視点を持ち、地域の方々と良好な信頼関係を作れる人材を常勤として配置します。

①管理責任者は法人へ地域包括支援センターの活動状況を月報・会議録で報告し、地域包括支援センターの活動状況・役割や地域の状況が把握できるようにします。

②職員体制の充実のため、3職種職員の専門性を活かし協働します。

③3職種体制が維持できるよう、法人のバックアップとして法人内異動も考慮します。

④経験年数5年に達した介護支援専門員は主任介護支援専門員研修の受講を勧めます。

⑤職員の健康管理を定期に実施します。(年1回健康診断の実施)

⑥地域包括支援センターの組織体制として、朝の会で業務内容を確認し、管理責任者として管理・監督します。

⑦委託事業収支については、茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課へ年度末に収支報告を行います。

⑧認知症地域支援推進員を配置します。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

①朝の会で、ケースに関する情報共有を行います。

②随時ケース検討を行い、支援方針を協議し共有します。

③権利擁護・虐待・健康障害等、それぞれの専門性を活用し、利用者の課題に対し複数で関わり、チームで対応します。

④各勉強会や研修会を通し各々専門性を高め、研修内容は他の専門職種へ伝達講習を行います。

⑤課題により、中心的に対応する職種を職員間で検討します。

⑥居宅支援事業所の介護支援専門員の相談事例については、地域包括支援センターの専門分野の専門職が主となり、事例の課題整理を複数で行い、必要時に地域ケア会議やカンファレンス等を開催し介護支援専門員の支援をします。

⑦三職種の専門性を生かしながら連携して地域ケア会議を開催します。

⑧いずれの業務においても、担当職種のみ過度な負担がかからないよう連携し、地域包括支援センターの職員としてチームで携わっていくようにします。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- ①自己目標や研修計画を立て、業務にあたります。
- ②専門部会、法人内や外部研修の事例検討に参加し、支援技術を身につけ業務に活かします。
- ③適切なケアマネジメント手法に関する勉強会を行っていきます。
- ④介護支援専門員協会や社会福祉士会の職能団体が実施する研修を受講し、専門性の資質向上に向け努力します。
- ⑤人材育成に関するマニュアルを活用します。
- ⑥茅ヶ崎市地域包括支援センター専門部会活動の役割を果たします。
- ⑦茅ヶ崎市人材育成研修等を受講し地域共生社会の推進に向けた総合的相談事業業務に活かします。

【専門職の役割】

・管理責任者：管理業務、地域の代表団体との連携、人材育成、地域の医療機関との連携、スーパーバイザーの役割を担います。

【主任介護支援専門員】

- ・法改正を含め介護保険制度を理解し、他の職員へ周知します。
- ・研修を受講しマネジメントができるスキルを取得し、実践します。
- ・地域の主任介護支援専門員・介護支援専門員と連携し、事例検討等を行い対人援助技術の向上に努めます。
- ・介護予防支援、介護予防マネジメントのスキルアップをしていきます。
- ・スーパービジョンができるスキルを取得し、実践します。

【社会福祉士等】

- ・様々な属性の総合相談業務を行い、必要な支援体制ができるよう各機関と連携を図り機関の機能について学び活かします。
- ・権利擁護（成年後見、消費者被害の防止、虐待等）、処遇困難ケースに対する対応技術の向上を図り、実務に活かします。
- ・地域援助力を身につけ、専門職として地域を支援します。
- ・社会福祉士部会の班活動を通して部会員及び包括職員の知識が深められるようにします。

【保健師等】

- ・医療知識を活用し、医療機関との連携、認知症関係、介護予防関係研修等を受講し地域を支援します。
- ・認知症や介護予防、医療講座の企画、開催や認知症サポーター養成研修を開催し、認知症に対する理解の向上や支援者の育成を目指します。
- ・MC I や未受診の認知症の方への支援、若年性認知症への適切な支援、認知症初期集中支援チーム員として活動するための知識を深めます。

- ・家族介護教室を開催します。
 - ・感染予防委員として感染対策 BCP を地域包括支援センターの業務に活かします。
- 【認知症地域支援推進員】
- ・地域で認知症サポーター養成講座を開催しキャラバンメイトとしての活動を行っていただけるようにします。
 - ・地域での会合等で情報収集を行い地域のニーズに合わせて認知症への理解を地域全体で深めていただけるようにします。
- 【法人として】
- ・段階にあわせた個人目標（個人 PDC）を立て、管理責任者との面接を定期的に実施し、段階の経過を共有して法人の人材育成研修を受講します。
 - ・法人年 6 回の職員全体研修、年 2 回の専門部会・医療研究会に参加します。
 - ・6S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ・作法）活動を実施します。
 - ・法人の虐待防止対策委員会に協力して実施していきます。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域包括支援センターの役割、相談対象について広く知ってもらえるよう地域包括支援センターの認知度の向上を目標とし、広報活動の強化をしていきます。地域のサロンや関係機関と関わる中でニーズの把握を行っていきます。
- ②地域共生社会の推進に向け、総合相談業務、幅広い対象者へ対応力の向上を目指し人材育成研修を受講し職員のスキルアップを行い各機関と連携を図っていきます。
- ③初期相談スクリーニング能力や緊急性の判断について事業所内で情報共有し、課題の明確化や支援の方向性を専門職の視点から意見を出し合い、地域包括支援センターの強みでもある多職種協働で対応します。
- ④主管課である高齢福祉課や地域福祉課をはじめ関係各所と連携を図り協働し支援します。
- ⑤地域の現状を把握し、複合的な課題を持つケースに対応できる体制づくりや連携の充実に努めていきます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ①主管課へ報告を行うなど、虐待ケースに対しては迅速に連携します。
- ②社会福祉士部会での取り組みを通して、成年後見制度、虐待、消費者被害等権利擁護に関する知識を深め、成年後見に携わる各専門機関の役割の理解を深めることで、連携します。
- ③民生委員児童委員協議会定例勉強会で、消費者被害について学ぶことができるよう支援します。
- ④地域のサロンなどで、消費者被害を未然に防ぐため、悪徳商法の手口や対応策を話し、消費者被害について啓発を行います。
- ⑤地域のネットワークを通じて生活困窮・困難者（虐待対応を含む）の発見が迅速にできるよう、ネットワーク作りを行っていくとともに、市役所や専門機関と協力して生活困窮・困難者の支援をします。
- ⑥茅ヶ崎市成年後見支援センター・茅ヶ崎市社会福祉協議会・弁護士・司法書士等と連携し、適切な支援が行えるように努めます。
- ⑦あらゆる対象者に関する虐待防止に対応できるよう分野を問わず虐待研修を受講し、基本的な知識を身につけていきます。
- ⑧居宅介護支援事業所の介護支援専門員の後方支援をします。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- 鶴嶺東地区の合言葉「つながる・支える」を推進するために、関係機関との連携体制を継続していきます。
- ①茅ヶ崎市事業者連絡協議会介護支援専門員同士のネットワークの構築に協力します。
 - ②地域の病院連携として、医療講座の協力や継続的にケアが行えるよう市内の居宅介護支援事業所と連携をします。
 - ③地域のサロン活動に協力し、社会資源の拡大や充実に努めます。
 - ④多方面の社会資源情報を常に意識し、介護支援専門員や利用者支援に活用します。（社会資源資料の充実）
 - ⑤介護支援専門員からの個別ケースの相談に対して、同行訪問や情報提供等を行うなど後方支援をします。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域ケア会議を年2回以上開催していきます。
- ②地域ケア会議については、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、市社会福祉協議会をメンバーとした会議は随時実施します。事例により専門職に参加を求め、個別課題解決機能、地域課題発見機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議を開催します。
- ③個別事例を中心に、事例に併せて地域で開催し、見えてきた地域課題を地域と共有し課題解決に向けた検討及び支援体制、ネットワークの構築が図れるようにします。
- ④鶴嶺東地区（円蔵・西久保・浜之郷・矢畑・下町屋・サニータウン茅ヶ崎・ホームタウン茅ヶ崎・アイランズ）の地域ごとで開催し、地域の方々の意識向上に努めます。
- ⑤効果的な地域ケア会議が開催出来るよう、専門職へ参加の働きかけを行い、更に充実した地域ケア会議ができるようにします。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

- ①認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、茅ヶ崎市、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会、かかりつけ医、警察、金融機関、介護事業所等と連携して支援が進められるようにします。
- ②認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護等、地域での生活が継続できるよう支援します。
- ③認知症サポーター養成講座を適宜開催できるよう、地域の関係団体等と協力して企画、開催します。
- ④認知症地域支援推進員を中心にチームオレンジ登録者及びボランティアの方々と協力して、認知症が疑われる方及び認知症の方に適切な対応ができるよう地域の方への理解啓発を進めます。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域のサロン、地域ケア会議及び地区支援ネットワーク会議(つながルール)で、地域の課題の把握をします。
- ②民生委員児童委員協議会の定例会、地区ボランティアセンター会議に出席し連携を図ります。
- ③自治会やまちぢから協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員児童委員等、各団体の声を伺いながら一緒に地域課題に取り組んでいきます。
- ④地域密着型サービスにおける運営推進会議に出席し、情報共有や地域のネットワーク構築を支援します。
- ⑤行政、担当部署やインフォーマルサービス等と日頃から「顔の見える関係性」作りを行い適切な支援が行えるよう連携をします。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- ①利用者や家族の意向を尊重した支援をします。
利用者、相談者の意向を確認した上で適切な情報提供を行い、特定の事業所や施設に偏らないよう、紹介記録を残します。
- ②地域の事業所を把握し、連携を図ります。
地域の事業所や施設と連携し、情報交流がスムーズに行える関係作りをします。
茅ヶ崎事業者連絡協議会ケアマネ部会と連携し、情報共有を継続します。
- ③地域の福祉情報・社会資源の情報を収集し、情報提供します。
- ④サービス事業所の紹介に関する公正・中立性について下記のとおり実施継続します。
 - ・紹介した事業所の実績検証が行えるよう、紹介先リストを作成し、グループ紹介率を確認します。
 - ・毎月、月報を茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターへ提出します。
 - ・ケアプランにおける事業所やサービス事業所を紹介する際は複数提示し、利用者や家族の意向に沿った支援をします。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ①茅ヶ崎市高齢福祉課の基準に準じて対応します。
自分自身の身の安全の確保、家族の安否確認を行った後で事務所に集合し、1 名の場合は事務所に待機します。2 名以上になった時点でマニュアルを基に安否確認をします。
- ②「茅ヶ崎市災害時状況報告書の手引き」の職員周知を最低年 1 回は行います。

- ③緊急時の連絡網を最低年 1 回及び変更した際に全職員で確認します。
- ・管理責任者から各職員へ、連絡網を通じて情報を伝達します
- ④緊急時の対応方法について下記のとおり実施します。
- ・管理責任者より、連絡網や個別の連絡手段を通じ、各職員へ指示を出し、行動します。
 - ・必要に応じて管理責任者と担当者が共に行動します。
 - ・各職員は行動の結果を管理責任者へ報告し、管理責任者より結果を法人本部や行政等に報告する体制を取ります。
- ⑤災害時 BCP 及びタイムラインの点検・訓練を年 2 回、研修を年 1 回行います。
- ⑥防災グッズの点検を年 1 回行います。
- (ラジオ・ヘルメット・懐中電灯・電池等)
- ⑦茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画に基づき協力します。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 国の感染症対策に注視し適宜変更していきます。
- ① 事務所・業務内での感染予防対策。
- ・勤務時間中マスク装着を徹底します。
 - ・毎日朝の掃除時にアルコール綿で拭き掃除をします。
 - ・事務所内の出入り口に消毒液を設置し、手指消毒の徹底。面接後の机椅子の消毒を行います。
 - ・職員の机の間隔を開け、飛沫感染予防対策をします。
 - ・食事中は窓を開け、黙食を励行します。
 - ・空気清浄機や加湿器の設置を行い、湿度に留意します。
- ②訪問時の感染対策。
- ・手指消毒の携帯アルコールと手袋を携帯し必要時ディスポ手袋を使用し常に感染予防を意識して業務をします。
- ③利用者対応
- ・感染症に関する相談や対応について行政より発信される情報を確認し状況に応じ適切に対応ができるよう職員間で情報共有します。
- ④職員や同居家族に感染が発生した場合
- ・迅速に管理責任者に報告する。指示期間内在宅療養を行い、他の職員が通常業務の遂行ができるようにします。
- ⑤法人内の委員会活動を通して「感染対策 BCP」へ活用できるようにしていきます。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- ①個人情報マニュアルを年1回見直します。
- ②「個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきもの」として職員教育を下記の内容で2か月毎の法人職員研修に参加します。
- 「個人情報の保護に関する法律」を職員に周知し、意識を持って業務を行えるよう定期的に確認します。
- (1) 個人情報保護の基本的な考え方
- (2) 個人情報の取り扱い方
- (3) 個人情報データの取り扱い
- (4) 本人の同意に関し、説明・同意・署名
- (5) 入職時に「個人情報の誓約書」作成
- ③日常業務において、下記のとおり実施します。
- ・ 個人情報が含まれるものは、シュレッターにかけ処分します。
 - ・ 総合相談記録・第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に関する書類は、終結から定められた期間を経過したものは処分記録を取り、焼却処分します。
 - ・ PCでの利用者等の情報は、パスワードと予防システムセキュリティ保護で対応します。
 - ・ ケースの記録類や保管書類は鍵の掛かった書庫で保管します。
- ④「情報資産持出/返却管理表」を利用し個人情報の保護に努めます。
- ・ 調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応をします。対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努めます。
 - ・ 当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によっては高齢福祉課、神奈川県国民健康保険団体連合会に速やかに連絡します。
- ⑤業務上での注意喚起については、レポートを作成し職員全員で共有して再発防止に努めます。
- ⑦研修や会議の開催、参加時は個人情報の取り扱いについて「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に準じます。
- ⑧「要配慮個人情報」の取り扱いについて、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように配慮します。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

①苦情対応窓口

地域住民等が身近な機関としていつでも苦情等を申し出ることが出来るよう、相談・苦情対応窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

②苦情対応窓口の周知

センターにおいて相談・苦情対応窓口を設置してあることを地域住民等に周知し、苦情、相談等があった場合の対応や苦情を申し立てることにより不利益を受けることが無いよう十分配慮し、その旨を明示します。

③苦情担当責任者の配置

管理責任者を相談・苦情対応の担当責任者とします。

④苦情対応マニュアルの確認

職員向けの具体的な相談・苦情対応マニュアルを定め、随時職員に対する研修を実施することで、全職員が一定の対応できる体制を作ります。

⑤苦情対応

- ・苦情内容を職員に周知し、再発防止につなげます。
- ・苦情や相談があった場合、内容を一定の様式に正確に記録するとともに、内容の明確化に努め、かつ相談者等に確認をします。
- ・内容によって事実関係等について説明し、その結果をいつどのような形で報告するか、見込みを説明します。
- ・調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応を図ります。対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努めます。
- ・当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によっては高齢福祉課、神奈川県国民健康保険団体連合会に速やかに連絡します。

⑥業務上での注意喚起については、レポートを作成し職員全員で共有し再発防止に努めます。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ①各地域サロンでの相談、健康相談、健康講座の情報提供を行い、感染対策を行いながら地域の実情に合わせた支援の継続をしていきます。更なる地域のニーズに対応できるよう住民ニーズを聞き取り継続します。
- ②鶴嶺東地区の認知症サポーター養成研修講座を地域の要望で必要に応じて開催します。
- ③家族介護教室は、医療、介護、社会的課題等をテーマに開催しご家族が利用者と共に健康で安心して介護ができるような企画開催をします。
- ④「包括さくらかわら版」を作成し、住民の方々の生活や健康増進に役立てられるよう情報発信します。
- ⑤包括さくら公式 LINE を活用し広報活動を行います。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- ①地域共生社会の推進に向けて地域包括支援センターの役割等の広報活動を地域のサロンや関係団体に引き続き行います。
- ②認知症推進事業と連動した介護予防事業を企画します。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 茅ヶ崎市第1号介護予防支援事業仕様書に基づき業務をします。
- ①茅ヶ崎市の方針を職員間で共有します。
- ②介護予防の効果を最大限に発揮し、対象者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護サービス・支援計画を作成します。
- ③自らの提供する第1号介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④市内地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防事業所、第1号事業実施事業所、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の介護予防活動等を含めて様々な取り組みを行う者と連携します。
- ⑤指定介護予防支援および包括的支援事業と共通の考え方にに基づき、一体的に実施します。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- ①利用者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスを適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいてケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいた適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- ②利用者の心身の状況に置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的・効率的に提供されるよう努力します。
- ③提供されるサービスが特定の種類やサービス業者に不当に偏りがないよう公正中立を意識して行います。
- ④要支援状態の軽減もしくは要介護状態になることを防ぐため、予防に資するように行うとともに、保健医療福祉サービス等の連携に配慮します。
- ⑤利用者情報のアセスメントを適切に行い、ケアプラン作成します。
- ⑥サービス担当学会議を開催し、利用者の意志や情報を担当者と共有し専門的意見を求め、利用者の自立に向けた目標指向型計画を策定します。
- ⑦利用者や家族、事業所と連絡を継続的に行いケアプランの実施状況や目標達成状況を把握します。
- ⑧ケアプランの実施状況、課題分析等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等をします。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人麗寿会
代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	鶴嶺西地区地域包括支援センターみどり
所在地	茅ヶ崎市萩園2630-1
法人名	社会福祉法人 麗寿会
電話番号	0467-84-0775
FAX番号	0467-88-6687

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

鶴嶺西地区の住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市や関係各機関との連携を深め包括内三職種によるチームワークを活かしながら、法令を遵守し、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアの推進に取り組みます。重層的支援体制整備事業における支援機関として、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的相談支援事業においてどのような相談も受け止められるよう重点的な取り組みを以下に示します。

- ① 個を支えるための民生児童委員・地区社会福祉協議会（ボランティアセンター）、まちから協議会等の福祉関係団体や地縁団体との連携を強化します。
- ② 地域住民が住み慣れた地域で望む暮らしが続けられるよう介護予防や重度化の防止に努めます。
- ③ 高齢化による認知症高齢者の増加に伴い支援の体制を強化する為、認知症地域支援推進員を1名配置し、推進員を中心として包括全体で認知症施策に取り組みます。
- ④ 高齢者や生活弱者を取り巻く多様な問題・課題に取り組み地域共生社会の実現に向けて、住民の心身の状態と環境の変化に応じ、継続的にサービスを利用できる地域支援体制を整えるため、医療機関、各福祉関係事業所の各々の役割や

能力・専門性を活用し福利の増進を図るためのネットワークを構築します。

- ⑤ 介護保険の他インフォーマルサービスや支え合い等の多様な社会資源の活用と有機的な結びつきが可能になるよう居宅介護支援事業所等関係機関への後方支援や働きかけを行います。
- ⑥ 国・県や市の求めに応じた感染症や自然災害に対する防災のための包括独自の業務継続計画を設け災害等緊急事態への予防策を検討し実践に向けた啓もう啓発に努めます。

重点的な取り組み方針の中でも特に②については従来より取り組みを行っているが、今年度は更なる充実を図っていく。方法として介護予防に資する取り組みを包括支援センターみどり主催で実施する。更に、地域住民団体等へも積極的に介護予防活動の取り組みの支援を行っていく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの運営にあたっては、公的相談機関としての社会的責任を重く自覚し、公正中立な運営を行い、地域住民の利便性の向上のためアウトリーチ手法を講ずるなど地域住民が安心してサービスを利用できる体制を整える。また、そのような体制を構築できる人材を配置します。

- ① 具体的には、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員各 1 名以上を常勤として配置し、うち 1 人を管理者とした 4 名の体制で運営いたします。また、そのなかで認知症施策に対し中心となって活動に取り組む認知症地域支援推進員を 1 名配置いたします。
- ② 職員は介護保険法を始めとする当該業務に関わる全ての関係法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに地域住民の人権を尊重し高い倫理性を持って業務にあたります。
- ③ 新入職員に対する引継ぎには、相談やサービス継続に支障が出ないよう、地域住民に対して不安を与えないように十分な時間をかけて行います。
- ④ センターの運営にあたり、民生委員・ボランティアセンター・まちぢから協議会などの各種団体の意見を日々の活動に柔軟に取り入れ、連携の強化を図るよう運営いたします。
- ⑤ 地域包括支援センターが閉所している夜間・日曜日等に関しては、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）や法人本部と連携して対応いたします。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターの業務は、介護予防ケアマネジメント業務、相談支援業務及び権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、いずれの業務において主たる担当を決めることなく、各職種各々の専門性と地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、各職種の専門性が十分に発揮できるよう相互に連携・協働しながらチームケアが実施できるようにしていきます。

具体的には以下の方針で取り組みます。

- ① 担当ケースや相談ケースについて朝夕のミーティングで情報共有を行い相互の専門性を活かしてケース検討・協働して対応します。
- ② 職務遂行にあたり担当職員がひとりで抱え込む事が無いようにグループスーパービジョンを取り入れ職員ひとりひとりのケアや教育体制を構築します。
- ③ 認知症施策に関しては認知症地域支援推進員を中心として3職種全体で地域の特性を踏まえ取り組みを推進いたします。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

人材育成については、各自が自己研鑽に努め各職種の職能団体や、各自が所属する専門部会が行う研修等の参加を通じて専門性を高めることを基本とします。

- ① 市が開催する人材育成研修に参加し、国や市の動向を的確に捉え地域包括ケアシステム及び複合的な相談支援の推進により地域共生社会構築へ寄与できるよう伝達講習などにより情報を共有します。
- ② 包括職員個別の年間研修計画により事業所内で伝達講習やスーパービジョンを用いた個々の対人援助技術や包括支援センター全体のスキルアップが図れるように取り組みます。スーパービジョンについては最低年2回実施します。

法人内において研修センターの設置により、法人内居宅介護支援専門員管理者共同で勉強会を企画する等行い、更にオンラインを活用した法人研修、職階別研修、等様々な研修受講機会や、外部研修への参加を含め充足した研修参加機会を確保します。また、6月と2月にグループ内全体研修会にて研修を実施します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

重層的支援体制整備の一環として地域のワンストップ相談窓口として、どのような相談もまず受け止め、適切な支援につなげるために、チームで状況分析を行い、住民自らの強みを生かした支援を行うために、経験のある相談職員によって地域住民の福祉相談ニーズに応じられるようにしていきます。その具体策として以下の 6 点を計画しています。

- ① 面接技術向上のための研修に積極的に参加いたします。
- ② 受けた総合相談全てにおいて、包括支援センター内で情報共有し地域住民の福利の増進に努めるために専門性に応じて適切な担当者を決定します。
- ③ 介護保険の利用につながらずとも継続した対応が必要な場合には、地域福祉課の福祉総合相談担当と協働で支援を行います。
- ④ 相談を受ける為の個別相談室等、設備面の整備とプライバシーを配慮するとともに、使用後は毎回相談室を消毒し感染症拡大防止の対応をいたします。
- ⑤ サロンや地域活動への積極的な参加により自ら相談することが困難な高齢者等に対してのアウトリーチ活動の機会を模索し増やすよう努めます。
- ⑥ 自治会、民児協、地区社協、ボランティアセンター、医療機関から相談しやすい機関として認知してもらうため、連携強化を継続します。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ①各職員が高齢者虐待防止対応マニュアル及び茅ヶ崎市虐待対応フローチャートを理解し、緊急性の判断や関係機関への適切な連絡、初期対応が速やかにできるよう高齢者虐待リスクアセスメント・シートを用いセンター内で随時カンファレンスを行います。
- ②民児協、自治会、地区社協、ボランティアセンター等、地域住民と密接な関わりを持つ各団体に対して、消費者被害の防止、高齢者等の虐待防止および早期発見、成年後見制度についてのチラシ配布、講座、勉強会を開催し啓発・予防活動を行います。
- ③成年後見制度、日常生活自立支援事業等の相談に対応し、必要な場合茅ヶ崎市成年後見支援センターや社会福祉協議会と連携し、本人・家族の権利擁護が図れるよう必要な相談支援や伴走的な支援を行います。
- ④日々の相談業務や成年後見ネットワーク勉強会への参加等を通じ、成年後見センター、市社会福祉協議会、行政書士、司法書士、弁護士等とのネットワーク作りや顔の見える関係作りにより連携いたします。
- ⑤地域高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者や地域の支え手に対して、最新の消費者被害の手口や見守り方法についてなど、地域住民及び活動団体等へ研修や啓発活動を行います。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- ① 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会・ミーナの会と連携し、ケアマネジャー相互の情報交換を行う場への参加や研修の企画等を行い、包括支援センターと居宅介護支援事業所のネットワーク構築を図ります。
- ② ケアマネジャーから相談のあった困難ケースにはスーパービジョンの手法を用いると共に、社会資源の紹介や関係機関への繋ぎ、事例検討の開催などによりケアマネジャーに対する後方支援としての関わりが持てるように致します。
- ③ カフェ、サロンへの参加等を通じて、地域のケアマネジャーが日常的に相談しやすい関係を作ります。
- ④ 介護予防プランの委託ケースにおけるサービス担当者会議への出席等を通じて、ケアプランに関する指導・助言等を行い、利用者の自己実現に向けた自立支援型ケアマネジメントの支援を行います。
- ⑤ 他包括主任介護支援専門員とともに、事業所向けに事例検討会を開催し、グループスーパービジョンなどの手法により相談援助のスキルが向上するように支援いたします。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域課題解決・把握のための地域ケア会議は、高齢者を対象とする課題把握・解決、地域の支援者同士の連携ネットワークつくりのため以下の取り組みを進めます。
- ① 包括支援センターの担当ケースのほか地域のケアマネジャーに対し、相談のあった困難ケース等に、地域ケア会議へのケースの提出依頼をし、個別課題解決機能の地域ケア個別会議を随時開催します。
 - ② 地域の関係機関に対し、関係者を招集し地域課題の情報共有を主な目的とした、ネットワーク構築のための地域ケア会議を開催します。その際、まちぢから協議会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、自治会、市社会福祉協議会、地域福祉課とも連携を図り、地域ケア会議が効率的に開催されるよう企画します。令和6年度も地区ネットワーク会議を活用して地域ケア会議を開催することを目標にします。
 - ③ 新たな社会資源の創出に貢献できるよう、地域ケア会議の内容によっては医療関係者や介護保険事業所等の参加を呼びかけ、より充実した地域ネットワークの構築を目指します。
 - ④ 地域包括ケア推進のための地域ケア会議の果たす4つの機能をすべて網羅するために、感染症の動向を見ながら年2回以上開催いたします。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

地域住民の認知症への理解を深め、住民としての見守り体制を構築するために認知症サポーター養成講座を実施します。認知症地域支援推進員を保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員のうち1人を推進員として配置し認知症に関する取り組みを実施いたします。具体的には

- ①地域事業所を対象とした認知症サポーター養成講座を地域の事業所や地縁団体、住民と広く協働で開催し地域住民への認知症に関する啓発及び事業者へは鶴嶺西地区の「認知症サポーターがいます」シールを貼る事業所を徐々に増やします。
- ②認知症地域支援推進員を中心として包括全体で取り組み、推進員連絡会に参加し、認知症施策検討会との連携を図ります。
- ③認知症と思われる利用者へのかかわり方や、ケアマネジャーから相談のあった処遇困難な事例に関し、毎月開催される認知症初期集中支援チーム員会議を活用し、市やチーム員会議構成員のドクター、弁護士、他包括職員との連携・協力により課題解決に向けた支援に取り組みます。
- ④チームオレンジの取り組みとしては地域の特性を鑑み、ステップアップ講座受講者と連携し包括が実施する地域行事を通して体制を整えます。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

地域における福祉活動は本来、居住する住民誰もが住みやすい地域づくりを目指すために行われるものであるという点を踏まえ、包括支援センターみどりでは地域住民との連携に力を入れて地域課題の把握・解決を以下の通り図っていきたいと考えています。

- ①まちぢから協議会が主催した地域住民を対象としたアンケートを活用し地区診断結果から、地域ケア会議を開催し地域課題の解決に協働で取り組みます。また、市やまちぢから協議会をはじめとした各関係機関の定例会や催事などの参加、及び包括支援センターの周知活動等を通じてネットワークの構築を図り、関係各機関、関係者等と連携、協力して高齢者等の生活支援体制整備事業の推進に取り組みます。
- ②前回の地区診断から把握した地域課題の一つとして展開している居場所づくりのカフェは継続・活用し、表出されていないさらなる課題の発見をアウトリーチ手法を用いて展開していきます。
- ③包括支援センターで現在かかわっている個別ケースやケアマネジャーからの相談ケースを用いた地域ケア個別会議も開催します。必要時随時開催。
- ④市や三職種各部会の活動を通じ、地域住民への同様の支援が受けられる体制構築を目指し、地域住民に反映させるために市内各包括相互に支援方針や情報共有などの連携を図ります。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく公正で中立性の高い事業運営を行うために以下の通りとします。

- ① サービス調整を行う際に特定のサービスや特定法人の事業所に偏ることなく、サービス利用者並び地域住民の利益を第一に考えて情報提供いたします。
- ② 利用者がサービス事業所や居宅介護支援事業を選定する際も、可能な限り利用者の希望に沿った選択が可能となるよう事業所の一覧等を提示します。
- ③ 茅ヶ崎市の福祉相談機関として公正・中立な立場で利用者に丁寧なアセスメントを行い、状況に応じ適切な分析をすることで本人に最も適したサービスを調整できるように自己研鑽による専門性を強化し、地域資源の情報更新を適宜いたします。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ①防災マニュアルや業務継続計画（BCP）を整備し、市や法人本部とも連携を取り緊急時の対応を致します。
- ②災害の発生時には避難行動要支援者、要支援認定者等の支援が必要な人に対して、行政や自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や避難の情報提供を行います。
- ③避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者等の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に三職種が連携して専門的見地から支援を行います。
- ④ 担当利用者の緊急連絡先を包括内で共有し、避難行動要支援者、要支援認定者等の支援が必要な人に対して、行政やサービス事業所、自治会、民生委員児童委員等と連携して安否確認や避難の情報提供を行い、住民の自助力の向上を図れるように啓発していきます。
- ⑤ 事前の災害が予測できる際には必要な利用者に対して直前の避難状況について確認します。
- ⑥ 平常時より災害発生時を想定した避難訓練や対応の訓練を同建物内のコミュニティセンターと連動して行います。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

感染症対策として、高齢者支援機関として引き続き厚生労働省が発出した「感染症拡大防止策」に基づき「みどりの感染症予防ガイドライン」を設け今後感染症の収束後も「新しい生活様式」を取り入れ、地域支援事業を展開し、利用者・家族に必要な支援が継続できるように事業を適切に実施いたします。具体的には以下の通り示します。

① みどり独自の地域支援事業や家族介護者教室を利用し、衛生管理・手指消毒の仕方、免疫力向上など「感染症予防策」「感染症拡大防止策」の講座を開催し、啓もう啓発に努めます。

② 講座等開催にあたっては、マスク着用、(講座内容によりフェイスシールドの着用)入室時の検温・当日体調のチェック、気分不快時には不参加を促す、ソーシャルディスタンスの遵守、人数制限、消毒薬設置、等を徹底して行い、国や地域の情勢に合わせて活動に制限をかけるものとします。

② 講座や地域支援事業など感染症を拡大させないために、情勢によりオンラインを活用した講座や勉強会を開催いたします。

③ 業務持続計画 (BCP) を国や市の示すガイドラインを基に整備いたします。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

「介護保険法」、「個人情報保護法」、「社会福祉法人麗寿会・個人情報保護規定」その他関係法令を遵守し、第三者に漏洩することが無いように守秘義務の徹底と相談者の個人情報の保護に努めます。使用済みの文書で個人が特定される情報が記載されているものについては、全てシュレッダーによる裁断を行います。

予防ケアプランシステム等については、専門業者のクラウドサーバーを用い、事業所内のパソコンには極力個人データを保管しないこと。さらにパスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による厳重な個人情報保護に努めています。

介護保険をはじめとする各種申請書類・届出書や、訪問時に持参する個人ケースファイルは持ち出す際と持ち帰った際に記録簿にてチェックを行い管理します。

ファックスやメール利用時は、あらかじめ登録された短縮ボタンやアドレスを用い、設定の無い箇所への送信は送信先の番号・アドレスを2度復唱して送信します。場合により送信後に電話で届いたか確認をいたします。

オンライン会議・研修の際には背景に個人情報が映り込みを防ぐとともに、個人情報に関する会話が音声に載らないよう、機器の扱いに十分留意し個人情報を保護いたします。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情対応については以下の通りといたします。

- ① 利用者からの苦情に対応する常設の窓口を設置し、苦情と思われる相談には、管理者が兼任する苦情解決責任者が速やかに対応します。運営上苦情が発生した場合は速やかに茅ヶ崎市へ報告を行い、他機関と連携し迅速に対応するようにします。
- ② ヒヤリハットや事故防止に対しては事象の発生後に包括職員間で振り返り・情報共有を行い未然に事故を防げるよう対応策を検討し職員の意識醸成を致します。
- ③ 苦情対応については、サービス利用者やその家族等の意思及び人格を尊重する。
- ④ 苦情の処理に携わる関係者が利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、当該本人の立場に立った誠実な対応を心掛けます。
- ⑤ 日頃からの職員の意識を高めるよう法人内で基本的な応対に関する研修を実施し、苦情対応手順マニュアルを整備し、サービス利用者の権利擁護が図れるようにします。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

○みどり出張講座

介護予防、権利擁護、介護保険制度、認知症対応等の内容について、民児協定例会、地区社協、地域サロン、ボランティアセンター等で講座を行う。概ね月 1 回と希望時に開催。

○みどりカフェ

地域住民へ認知症の普及啓発、認知症当事者及び家族の居場所としてみどりカフェを年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）実施します。

○ポールウォーキング講座

地域住民と介護予防を目的にポールウォーキング講座を年 5 回実施。

○みどりファーム

地域高齢者（認知症や単身高齢者）と一緒に畑作業を行い、収穫した野菜で料理教室やサロンを実施。さらに地域の取り組み（まごころ野菜）へ寄付等行う。

○地域ケア会議

市が取りまとめる地域ケア推進会議の他、個別課題に関する会議、地域の支援者同士の連携に関する会議、併せて年 2 回以上。

○出張コグニサイズ

地域サロンや関係機関定例会、催事などでの等住民向けコグニサイズの実践。

○事例検討会

包括支援センター内またはケアマネジャーからの相談、ボランティアセンターからの相談等で支援困難と思われるケースについて、担当者で事例検討会や勉強会を行う。

包括さくらと共催で年1回開催。他希望あれば随時受付。

○家族介護者教室

年1回、中心に地域住民向けの介護に関する講座を開催。

○包括支援センターみどり広報事業

地域のサロンや住民集会の場、関係機関の会合イベント等に出向き、包括支援センターのパンフレットを配布、地域のスーパーコンビニ等へ事業内容の周知を図りより相談しやすいセンターを目指す。

「定期的に（年4回以上）みどり通信」を発行し、包括の周知に努めるとともに、地域の福利に即した内容の記事を盛り込み様々な啓発活動に繋がります。地区社協広報誌「ボラセン便り」への投稿やまちぢから協議会ホームページ（適宜更新）を活用し地域住民へ包括支援センターを紹介します。

17 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

「身近な外出先」「担い手の育成」が地域課題の一つとして上がった。更なる地区の課題発見につなげるためにも以下の事業に取り組みます。

① 地域住民が主体となって居場所づくりが推進できるよう、包括支援センターみどりが協働で行うカフェを開催。

- ・具体的には 5月、10月、2月 年3回開催。（地域他施設との共催など）
- ・各回テーマを決め、テーマに沿った備品の準備や講座を開催。
- ・喫茶は、感染症等の状況により提供の仕方を工夫する。
- ・活動の中で可能な役割で住民に参加してもらう。

② 地域住民・事業所に向け、地域事業所と協働の認知症サポーター養成講座を開催し認知症によるトラブルを減らし見守り体制ができるよう自治会単位での住民、公共施設職員への認知症の理解を深め、対応方法を周知していく。

- ・認知症キャラバンメイトの資格を有する事業所との協同によるサポーター養成講座を開催する。参加事業所への「キャラバンシールを配布」
- ・希望時、自治会等からの認知症に対する教室・出前講座を開催。

③ 活動の機会を増やすためのポールウォーキングを開催：11月～3月 5回開催

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

第1号介護予防支援事業の実施については、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。また、地域高齢者に対する健康増進、権利擁護、ネットワークの構築等、包括的支援事業と一体的に推進することで、地域住民が安心、安全に生活できるような地域包括ケアを実現していきます。

また、介護予防の観点から、保健師が中心となり支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された方を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストを実施し、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、短期集中事業等の各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。

その推進のための方策を以下の通り実施いたします。

- ① 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ相談者の属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関への連携や送致、協働におり、世帯全体へ支援をチームで行います。
- ② 個々の状況や変化に応じた包括的・継続的マネジメントを介護支援専門員が実践しやすいように地域基盤の調整や家族支援を踏まえた関わりにより、個々の介護支援専門員のサポートを行う。
- ③ 消費者被害の防止、判断能力を欠く人への対応など権利侵害を受けている可能性のある又は受ける可能性が高いと考えられる場合、地域で安心して暮らしを継続していく為に権利擁護の専門的なサービスを必要とすると考えられる場合には適切な支援につなぎます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

指定介護予防支援事業の実施にあたっては、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るようにするため、本人が出来る事は出来る限り本人が行う自立支援を基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めます。

また、介護予防の観点から、今後支援や介護が必要となる恐れが高い高齢者を把握するために、地域に積極的に出向き、サロンや関係団体を通じて参加干渉を行いチェックリストを実施し、生活機能の低下を早期に発見し予防・改善を目指し、各種社会資源の紹介、参加について働きかけます。それらの実現のため以下のことに取り組みます。

- ①他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携にも十分配慮します。
- ②サービスの利用にあたっては、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、介護サービス事業者等によるサービスのみならず、住民主体のサービスや地域の社会資源等の内容等インフォーマルに関する情報を適正に提供します。
- ③サービスが特定の種類又は特定の介護サービス事業者等に不当に偏することがないよう、利用者に確認しながら公正中立に行います。
- ④住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう地域づくりの観点から個人のソーシャルサポートを意識した支援を本人及び地域に行っていきます。

令和 6 年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 医療法人社団 康心会

代表者名 理事長大屋敷 英志枝

地域包括支援センター名	湘南地区地域包括支援センターすみれ
所在地	茅ヶ崎市浜見平 11-1 ハマミーナ 1 階
法人名	医療法人社団 康心会
電話番号	0467-84-6321
F A X 番号	0467-88-7261

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- (1) 第 9 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念に基づき、令和 6 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針と連動した事業の取り組みを基本方針とする。
- (2) 認知症対策として認知症サポーター養成講座の開催をはじめ、『湘南オレンジカフェ（認知症カフェ・通称すみれカフェ）』『湘南オレンジ day』を開催し、地域の各団体や介護保険事業者との協力を通じて、チームオレンジの活動として取り組む。また、認知症地域支援推進員活動により、市全域の認知症施策の取り組みを地域に広め、認知症高齢者を地域で支える共生社会の実現を目指す。
- (3) 高齢者の多様な生きがいを支援するために、サロン等への参加が苦手な方や、自分のペースで社会参加したい方などだれもが参加できる、各種講座や趣味活動等の場を提供し、外出のきっかけづくりを図る。
- (4) 自治会が開催するサロンや老人会で健康相談や介護相談、茅ヶ崎体操など実施し、地域活動を支援する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- (1) 公益性、地域性、協働性を基本視点とする。
- (2) 管理責任者、三職種はその領域における専門性を発揮し、地域の方と良好な信頼関係を作れる人材を常勤、専従として各1名以上配置する。
- (3) 職員のうち1名が認知症地域支援推進員を兼務し、他職員は協働する。
- (4) 地域に根ざした事業所となるためには、職員が定着することが必要と考え、離職防止の支援を下記の通り行う。
 - ・ 申し送り時のスーパービジョンによりリスクマネジメントを実施する。
 - ・ ハラスメント対策として、職員がハラスメントについての知識を持ち、迷わず相談出来る環境を作る。
カスタマーハラスメントに対しては複数で対応する。
 - ・ PDC活動により管理者の面談を実施し、業務内容・業務量の負担が大きくなるよう配慮する。
 - ・ 健康管理のため法人の福利厚生により人間ドック、職員健診等を受ける。
 - ・ 年一回、ストレスチェックを実施し、希望者は産業医面談を受ける。
- (5) 事業内容、月報等を法人へ報告し、組織として運営する。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- (1) 三職種全員がその領域の専門性を発揮し、地域住民に対して地域包括ケアを提供するために、相互の業務理解、情報の共有、相互の助言を行うことで共通の支援目標を定め、連携して対応を行う。
- (2) 権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務に対してそれぞれ専門的役割を持ちながら、各職種が地域包括支援センター業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにしていく。
- (3) 月に一回、すみれ会議またはすみれ勉強会を開催する。すみれ会議では円滑な業務遂行のため、その時々に関与すべき課題について全職員で話し合いをし、すみれ勉強会ではそれぞれの専門性を理解するために各職種が企画した内容で勉強会を実施する。
- (4) 毎日朝礼時、全職員が前日の業務と当日の業務予定を報告・連絡・相談することで、別の視点からのアドバイスを受け、それぞれが担当しているケースの情報を共有する事で、担当者不在時の対応がスムーズに実施できるようにする。
- (5) 新規ケースについては、相談内容に応じてどの職種が担当することが適切か検討し、担当者を決める。担当者以外のものは専門性の部分で協力する。
- (6) 各職種の事業内容を理解するため、専門部会定例会等の報告を行い議事録を回覧し共有する。
- (7) 認知症地域支援推進員を1名配置し三職種と協働し認知症対策に取り組む。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 【人を尊び、命を尊び、個を敬愛す】という法人の基本理念に基づき人材育成を行い、個々が業務を通じエピソードを語れる事を心がける。
職員教育：全職員が2ヶ月に1度法人の全体研修に参加し、法令遵守・医学講話院内感染防止対策、安全管理対策、虐待防止対策等を習得する。
年2回の医療研究会では全職員が役割を持って参加する。
他に全職員が6S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ・作法）、朝礼の五訓行動基準によるビジネスマナーを習得し実践する。
- (2) 個人PDC活動により、職務能力アップ、効率化を図った業務改善を実施する。
- (3) 各専門職部会活動により専門職としてのスキルアップを図る。
- (4) 基幹型包括や行政が主催する研修や地域包括支援センター職員研修へ参加し学んだ内容を事業運営に活用する。
- (5) グループの在宅支援部会活動に参加し、人材育成・自己研鑽する。
- (6) 主マネは居宅ケアマネ支援のため、適切なケアマネジメント実践、社会福祉士は高齢者虐待、成年後見制度について、保健師・看護師は医療的なアドバイスが出来る研修に参加する。
各自参加した研修については資料を回覧するか、伝達講習を行う事で全職員が共有する。
- (7) 所内でケース検討会を通してグループスーパービジョンを実施する。
- (8) 所内勉強会を隔月で開催し、全職員が年1回は勉強会の企画を行う。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 公共施設の1階にあるという立地を生かし、身近な相談窓口として地域の方が立ち寄りやすく、気軽に相談できる空間作りを行う
- (2) 多機関との協働による世帯全体へのチームアプローチ支援を行う。
「制度のはざま」「複合課題」等困難事例に対応できるよう、市の人材育成研修に参加し総合相談窓口としての基礎知識や行政機能を全職員で共有する。
- (3) 高齢福祉課や地域福祉課、隣接する市役所ハマミーナ出張所と協働し、相談内容に即した相談支援体制を構築し、ワンストップ窓口としての機能強化を図る。
- (4) 地域に住む高齢者のさまざまな相談を受け止める身近な窓口としての周知
・サロン活動や地域で行われている会議、老人会等に参加し周知活動を行う。
・情報展示室を活用しイベント等を周知する。
・民生委員が実施する高齢者実態調査で包括支援センターの周知を図る。
- (5) 多様性への理解を促進するための環境整備として地域住民へ介護保険制度等福祉について学ぶ機会を提供し地域みんなで守り支え合う地域づくりを行う。
- (6) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず包括的な相談支援を行い、地域共生社会に向け取り組む。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

(1) 日常生活自立支援事業の活用

軽度の認知症や知的障害、精神障害等により物事の判断に部分的支援を要する方への支援体制構築の一環としての的確な利用促進を図り、事業主体である茅ヶ崎市社会福祉協議会との連携による生活状況の見守りと共有、判断能力の程度に応じては成年後見制度への横断的な支援を行う。

(2) 消費者被害を未然に防ぐ

身近な被害情報を職員が共有し、独居や日中一人になる高齢者に注意を促しサロン活動や老人会、家族介護教室など人が集まる場所で説明やチラシを配布するなどで周知する。

被害にあった高齢者は泣き寝入りすること多いため、被害情報を得たときには、消費生活センターに報告し、更なる被害の防止に努める。

(3) 年々巧妙な手口となっている「特殊詐欺」から、地域の高齢者の被害防止に努める。

(4) 成年後見制度活用

地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワーク構築に資する

権利擁護支援を目的とし、茅ヶ崎市成年後見支援センターを中心とした連携により地域に内在するニーズに対応する。

社会福祉士を中心に各職員が制度の概要と内容・実情を理解し、的確な情報提供を行い、制度の適切な利用促進を行う。

(5) 相談者や利用者などクライアントの権利擁護を意識した教育体制の徹底

意図しないなかでも支援者が利用者の権利を侵している事もあるという事を理解し、日々のケースを通じ、事業所内での事例検討や外部研修などにより権利擁護を意識し配慮出来る職員を育成する。

(6) 高齢者虐待に対しての取り組み

法人在宅支援部会に虐待防止委員会を立ち上げ、委員として委員会に参加しその結果を全職員に周知する。

専門部会で開催する高齢者虐待防止研修に全職員が参加し、基本的な知識を身につける。高齢者虐待防止マニュアルを基に、事案があった場合は速やかに市に報告・相談し対応する。

(7) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有する場合は、適切な支援へのつなぎを行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- (1) 地域に根ざした医療と介護の連携システムへの協力
介護支援専門員や医療相談員、在宅ケア相談窓口等と連携し、医療機関・施設と在宅において継続的なケアが切れ目なく行える支援体制の充実を図る。
- (2) 三職種が協力し、主任介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施する。介護支援専門員同士のネットワーク作り、実践力向上をサポートする。
- (3) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員と顔の見える関係を作り、困難事例については、スーパービジョンの手法を用いると共に、社会資源の紹介や関係機関への繋ぎ、事例検討の開催などにより介護支援専門員に対する後方支援を行う。
- (4) 地域における関係機関（様々な社会資源等）と介護支援専門員との連携構築に資する支援（情報提供や研修、勉強会等を活用した関係づくりの支援）を行う。
- (5) 自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援として、事業所の介護支援専門員を対象とした相談日を他の包括と連携して、月1回設ける。また、年3回、事例検討会を実施する。
- (6) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し人材育成や地域作りを行う。
- (7) 居宅介護支援専門員のBCP訓練に協力する。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 自助・互助を意識した会議
＊地域の支援者等とのネットワーク作り
＊湘南見守りタイの周知、啓蒙
- (2) 認知症の方の支援についての地域ケア会議開催
- (3) 個別課題の解決機能を目的とした地域ケア会議開催
- (4) 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を意識した個別会議
（年1回）を基幹型地域包括支援センターと協働で行う。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

- (1) 認知症の人や家族が気軽に相談できるよう職員教育や支援体制を整備する。
- (2) オレンジカフェ活動については、「すみれカフェ」、「湘南憩いの縁側」を地域の支援者に声掛けし、運営への協力を得る等により事業継続につながる様取り組む。
- (3) 湘南地区のチームオレンジ活動として、地域の介護保険事業者や認知症ステップアップ教室修了者と「湘南地区オレンジ Day」を年 1 回開催する。
- (4) 認知症サポーター養成講座の周知・実施
- (5) 地域の子供（小、中学生）向けに認知症教育を行う。
- (6) 認知症予防のための取り組みとしてコグニサイズ等の実施
- (7) 認知症地域支援推進員活動により、市全域の共通の目標に向け取り組む。
- (8) 認知症と思われる関りの困難な事例や、ケアマネジャーから相談のあった処遇困難な事例に関し、毎月開催される認知症初期集中支援チーム員会議を活用し、課題解決に向けた支援に取り組む。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活を継続するための環境整備や、社会資源を適切に活用できる地域づくりを実践する。
- (2) 民生委員児童委員協議会や地区社協・地区ボランティアセンター・まちぢから協議会・支えあい推進員等と連携を図る。各団体の定例会などに積極的に参加し、地域の課題を把握する。
地域住民と課題を共有し、地域で解決できる方法や必要な社会資源の発掘開発などを目的に、地域ケア会議開催や、ネットワーク会議に参加する。
- (3) 地域福祉課地区担当との協働と連携
複雑化・複合化した課題については基幹型地域包括支援センターや地域福祉課担当と連携し支援体制を整え対応する。
- (4) 既存の地域社会資源との協働・連携強化
市役所、保険所、警察、医療機関、介護事業所と協働体制を構築していく事で、地域課題の抽出や解決方法を一緒に検討する。
- (5) 地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加し、情報交換により地域の課題を共有し解決に向けた支援体制を強化する。
- (6) 縁側なないろ主催の湘南憩いの縁側開催時に、包括支援センターの相談ブースを設ける。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- (1) 市の委託事業であり、公費によって賄われていることを全職員が十分認識したうえで、公正で中立性の高い事業運営を心掛ける。
- (2) 利用者の個別性を尊重した支援の実践に努める。
利用者や相談者の主訴を適切に捉え、利用者の意向を確認し、的確な情報提供をおこない特定の施設や事業所に偏らないようにする。
- (3) 地域の事業所を把握し、連携協力体制の構築を図る。
地域に展開する各事業所を把握し連携体制をとり、情報交流がスムーズに行える関係を構築する。
- (4) 地域の相談窓口として周知する。
 - (ア) 公共施設内に設置されているメリットを活かし地域の方が気軽に立ち寄る事の出来る地域住民に開かれた総合相談窓口機能を果たす。
 - ① 地域住民から親しみを持っていただける支援機関として機能できるよう職員の教育を行い公正中立性の確保を図る。
 - ② すみれのパンフレットを地域の医療機関や事業所の窓口に置いてもらう。
 - (イ) サービス利用事業所の紹介に関する公正中立に関して
 - ① 紹介したサービス事業所に、偏りがないか全職員で検証する。
 - ② サービス事業所の紹介は一覧表を提示し、利用者の意向に沿った事業所の選定を支援する。
 - ③ 新設のサービス事業所情報を全職員で共有する。
 - ④ 事業所内に特定のサービス事業所の広告等の掲示は行わない。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- (1) 市の災害対策に順じ包括支援センターすみれのマイタイムラインを随時見直す。
BCP の訓練や適宜見直しを行い、災害時も可能な限り業務継続及び業務を再開する事で地域の高齢者支援が出来る体制を構築する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の活用
年 2 回配布される避難行動要支援者名簿を確認し必要と思われる未申請者には個別に周知する。
- (3) 防災についての周知
湘南地区は大雨・洪水被害のリスクが特に高い事から、避難場所や避難方法について地域の支援者やリスクの高い利用者や家族と一緒に考える。
市の防災に係る取り組みへ協力する。
- (4) 伝言ダイヤルの活用
毎年 9/1 の防災の日に合わせて、伝言ダイヤル 171 を利用し、メッセージの録音と確認を練習し有事の際に活用出来るようにする。
- (5) ハマミーナ・地域の防災訓練への参加
 - ①事業所が設置されているハマミーナの防災管理者が作成する計画に基づく防災訓練（5 月・11 月開催予定）へ参加する。
 - ②湘南地区内で行われる自治会等が主催する防災訓練に参加し、地域の自主防災体制の把握や安否確認、連携が出来る関係構築を図る。
- (6) 事務所内の安全確保のため、書庫などの設置場所及び設置方法の点検を行う。
- (7) 地域にある通所系サービス事業所と、災害時の避難行動について情報共有できる体制を作る。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- (1) 感染症に対する情報の共有
感染症等に係る通知や市の方針等について周知し全職員で共有する。
職員は感染症予防マニュアルに沿った行動を取り、症状が出た場合はかかりつけ医や保健所へ相談し適切な対応を行う。職員や同居家族に感染症が発生した場合は迅速に管理者に報告するとともに、当事者は指示期間内在宅療養を行い、感染拡大を予防する。
感染症予防マニュアルについては必要時見直しを行い、新しい情報を取り入れる。
- (2) 職員の出勤時に、手洗い、検温、体調チェックを実施し、業務時間中はマスクを着用するよう努める。
センター内環境整備として、事業所入り口に消毒液を用意し、アルコールによる拭き掃除を毎日実施する。

定期的に換気を行う。

(3) 感染対策委員会を設置し、全職員に対する定期的な研修を行う。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

(1) 法人全体研修会や所内勉強会、新人教育において研修を行う。

① 「個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきもの」として職員教育を下記の内容で行う。

ア．個人情報保護の基本的な考え方

イ．個人情報の取り扱い方

ウ．個人情報データの取り扱い

エ．本人の同意に関し、説明・同意・署名

オ．職員として、「個人情報の誓約書」作成

② 個人情報の保護に関する法律を職員に周知し意識を持って業務を行うよう定期的に行われる法人の全体研修会等で各自理解を深める。

(2) 個人情報資料の取り扱いについて

① 個人が特定できる書類はそのまま破棄せずシュレッダーにかける。

② PC上の情報に関してはパスワードと予防プランシステムのセキュリティシステムにより保護する。保存期間を終了した資料は適正に破棄する。

(ア) ケース記録や保管記録等に関しては、施設管理のもと施錠等を行い保管する。

(イ) 情報資産持出/返却管理票により個人情報の持ち出し管理を行う。

(ウ) ICTの活用によるオンライン上での個人情報保護（個人情報が映り込む、周囲の音声が入り込む環境での参加に注意するなど）に留意する。

③ 職務上取り扱う必要のある要配慮個人情報に係わる情報については第三者への提供に際してはあらかじめ本人の同意のもと取り扱う。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

(1) 苦情対応窓口の設置

地域住民等が身近な機関として、いつでも苦情等を申し出ることが出来るよう相談・苦情対応窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(2) 苦情対応窓口の周知

地域包括支援センターに相談・苦情対応窓口が設置されている事を地域住民に周知し、苦情、相談等があった場合の対応や苦情を申し立てることにより不利益を被ることが無いよう十分配慮し、その旨を明示する。

(3) 苦情担当責任者の配置

管理者を相談・苦情対応の担当責任者とする。

(4) 苦情対応マニュアルの作成

職員向けの具体的な相談・苦情対応マニュアルを定め、定期的に職員に対する研修を実施することで、全職員が適宜一定の対応ができる体制を作る。

(5) 苦情対応

苦情・相談があった場合、内容を十分に聴き、その内容を苦情相談記録票に正確に記録するとともに内容の明確化に努め、内容によっては、事実関係等を調査し、その結果を、いつどのような形で報告するかなどの見込みについても説明する。調査の結果、改善が必要と認められる場合は必要な対応を図り対応等を要しないと認められるときは、相談者の理解が得られるよう説明に努める。

当施設の相談窓口で解決が図れない場合は、苦情内容によって市町村・国保連合会に速やかに連絡する。

日頃から、利用される方々が相談しやすい環境を心がけ、苦情等申し出しやすい環境や関係性の構築を図る。

(6) 再発防止

同様の苦情が発生しないよう、職員会議等で話し合い対策を検討し、対応策を記録に残し全職員で共有し、マニュアルに追加する。

苦情を業務改善のご意見として対応する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- (1) 地域のイベントに地域包括支援センターとして参加し、業務内容の周知、健康相談、血圧測定、総合相談等を行う。
活動内容をまちぢから協議会ホームページで紹介して頂き周知する。
- (2) まちぢから協議会、地区社協、地区ボランティアセンターや民生児童委員協議会等との協働により地域住民へのサポートを強固にする。地域の支援者に対し、専門職として医療・福祉に関する相談にのり、情報提供を行う。
- (3) 事務所が所有する車椅子、歩行器、ポータブルトイレ、シャワーチェアー、バスボード、浴槽台を貸し出す。貸し出しは期間を定め（車椅子に関しては最長 1 週間）、備品貸し出し簿で状況を確認のうえ長期間にわたる場合は、福祉用具業者を紹介する。貸し出し時は利用者の身体状況、家庭環境を把握し危険の無いようアセスメントのうえ貸し出す。
- (4) 認知症サポーター養成講座・認知症対応
地域の住民を対象に認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症予防、早期発見、早期治療を広める。
地域のサポーターを増やし、認知症にやさしい街づくりを行っていく。
必要に応じ、認知症初期集中チーム員会議につなぎ早期対応を行う。
- (5) 平成 8 年度から行っている事業として、湘南オレンジカフェ（認知症カフェ・通称すみれカフェ）を毎月 1 回、原則第 4 月曜日午後を開催する。
- (6) 情報展示室の活用により、地域内のインフォーマルサービスや、講演会等の情報提供を行う。
- (7) 家族介護教室を受託し、介護者支援を行う。
- (8) 朝礼時のグループスーパーセッション、個人 PDC 面接時は個人スーパーセッションを継続する。
- (9) UR と協働し、イベントの開催を行う

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- (1) 湘南オレンジ Day の開催
 - ①地域の介護保険事業所と認知症ステップアップ講座修了者との連携を図る。
 - ②住民参加型のイベントを開催する。
- (2) 地域のイベントへ参加する。
 - ①ブースを設けて血圧測定、握力測定、健康相談などを行う。
 - ②地域包括支援センターの周知活動を行う。
- (3) 地域の合言葉「湘南みまもりタイ」の周知

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- (1) 高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点から、「身体機能」「活動」「参加」にアプローチするよう心掛ける。
- (2) 自助・互助の活用について住民意識に働きかける
老人会やサロン等で、社会参加、社会的役割が生きがいや介護予防につながる事を理解してもらえよう情報提供を行う。
- (3) 一般介護予防事業（フレイルチェック、転倒予防教室、歌体操教室ねぼし介護予防後援会等）の周知活動を行うと共に、医療講座を紹介するなど地域住民の健康づくりを支援する。展示室に地域の病院が行う講座開催のお知らせを掲示する。
- (4) 基本チェックリストを積極的に実施し、生活機能の低下が心配される高齢者の把握をし、短期集中訪問型サービスや短期集中通所型サービス等を活用する事により、フレイルの進行を予防する。
- (5) 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防事業への業務の集中により支援センターにおける令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営事業実施業務委託仕様書に規定する包括的支援事業等の実施及び推進のための人員配置を行う。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- (1) 茅ヶ崎市居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に基づき実務を遂行する
- (2) 介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になる事をできるだけ防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ことで高齢者自身が可能な限り地域における自立した生活がおくれるよう支援する。
- (3) 介護予防プランを委託している事業所の介護支援専門員に対し、介護予防の視点から事例検討会や勉強会を開催する。
- (4) 退院直後や予防⇄介護の行き来が多い利用者に対して事業所の介護支援専門との連携を強化する。
- (5) サービス事業所の特徴や取り組みなど情報を集め、利用者の状態に適したサービス事業者の選定を行う。
- (6) 自助・互助を組み入れたケアマネジメントを行う。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人慶寿会
代表者名 理事長 小笹 慶資

地域包括支援センター名	松林地区地域包括支援センターくるみ
所在地	茅ヶ崎市高田 4-2-18 アート茅ヶ崎
法人名	社会福祉法人 慶寿会
電話番号	0467-50-0341
FAX番号	0467-50-0342

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- ① 赤とんぼクラブ開催（松林公民館との共催事業）
 - ・健康体操やコグニサイズを行い、セルフケア能力を高め、地域住民の保健医療の知識習得を支援し、認知症予防や健康寿命を延ばすことを目的とする。
 - ・高齢者支援リーダーの活動の場の提供や養成という観点から、偶数月に高齢者支援リーダーへ講師依頼する。
（奇数月は介護保険サービス事業所へ依頼し、複数のサービス事業所への依頼を行う。）
- ② 民生委員とのネットワーク構築

月1度の定例会一部に出席し（30分程度）、情報提供及び民生委員からの質問等に応じ、顔の見える関係性を構築していく。

R6年度は、民生委員による75才以上の方の高齢者実態調査が実施される為、個別ケースの同行訪問等、機会が増加すると思われ、これらを通しても民生委員との連携強化を図っていく。
- ③ 松林地区コミュニティセンター開設準備

令和8年10月開設に向けた懇談会や打合せへ出席し、意見交換を行う。
- ④ 松林地区まちぢから協議会福祉部会「新たな移動手段の取り組み」への協力

まちぢから協議会福祉部会事業計画の一つである「地区行事への送迎支援」を法人と共に後方支援をしていく。

⑤業務継続計画（BCP）の運用開始

業務継続計画（BCP）が新年度より本格運用となる。感染症や自然災害が発生した場合であっても業務が継続できるよう、また、事業が中断しても可能な限り短い時間で復旧できるよう、平時から準備や検討しておく。具体的には記載事項に関する周知、理解（※研修、訓練等の実施）、策定内容を現状に即して修正、追記してより実効性のあるものに高めていく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

管理責任者（社会福祉士）を法人本部に配置。

以下、事業所に配置する。

管理者（社会福祉士）

保健師（常勤職員）

看護師（非常勤）

主任介護支援専門員（常勤職員）

社会福祉士（常勤職員）2名

介護支援専門員（非常勤）

事務員（非常勤）

尚、専門職1名は「認知症地域支援推進員」を担う。

上記専門職が実施するソーシャルワークは、高い専門性と継続的視点に基づいて行われる必要があるため、法人運営事業内での異動は極力避ける配慮をしている。業務全般は管理責任者への報告・連絡・相談を逐次行いながら、月1回の職員会議の場でも情報共有及び意見交換を行う中で方針決定している。

法人本部は包括支援センター運営事業固有の課題について、受託している二つの包括支援センター事業所間で横断的な話し合いを（概ね3か月に1度程度）持ち、バックアップ体制を構築している。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

保健師または経験のある看護師は保健医療、介護に関する予防事業、社会福祉士はソーシャルワーク（権利擁護、成年後見制度、消費者被害対策等）、主任介護支援専門員は包括的・継続的ケアマネジメントを主な業務とする。それぞれの専門職が縦割り業務を行うのではなく、「クライアントファースト」を共通認識として、情報の共有や相互の助言などを通じ、常に密接に連携し対応していく。認知症地域支援推進員については、茅ヶ崎市認知症施策の協力や地域での新たな認知症に関わる活動等を担っていく事になる為、三専門職の専門性を生かした助言や連携は常時行っていく。具体的には毎朝の申し送り等で情報共有を図り、特に困難な事例については複数人で対応するなど「チームマネジメント」で強みを発揮する。

特に、認知症総合支援事業においては「認知症地域支援推進員」が「チームオレンジ」構築の中心的役割を担い、認知症当事者や家族の相談援助や認知症サポーター養成講座での講話等を実施する。介護・医療・福祉の専門機関とのネットワーク構築強化については主任介護支援専門員が、認知症等の方に生じる権利擁護に関する課題解決には社会福祉士が主に担当する等、三職種間で必要な連携を図る。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

クライアントの様々な相談に応じて、適切な相談援助を進めるにあたり、地域包括支援センター職員として備えるべき資質の向上を図り、成長を促していく。法人が実施する『人事考課制度』による面談を通じて、ヒューマンスキル（基礎的人間力・社会力）の向上はもちろんのこと、各自が設定した重点課題目標に到達できるようスーパービジョンを行っていく。この面談では、一次及び二次考課者より客観的な評価を示すことにより、自身の“強み”“弱み”を知る「自己覚知」を進めることを目的とする。

今年度の研修計画は以下の通りとする。

管理者、副管理者は管理職研修を受講し、入職6か月未満の3専門職種については、地域包括支援センター初任者研修の受講を予定とする。

その他、保健師や看護師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、事務職についても相談援助技術に関する内容や、介護給付適正化研修等、随時適切な研修受講を行い、スキルアップを図ることとする。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

総合相談については虐待・権利擁護・介護・医療・年金・各種サービス等についての多様な相談が想定されるが、課題が停滞、悪化しないよう迅速な対応を行う。近年増加する自殺、年齢層が広がる鬱、高齢者の孤立（死）、子供のいじめ、不登校、振り込め詐欺等の関連諸課題の初期相談についてもクライアントを限定することなく、ワンストップサービスを意識し、適宜適切に最適な関係機関との連携、橋渡しをする。

総合相談に寄せられる傾向分析に基づき、『くるみ通信』では振り込め詐欺等に関する注意喚起や地域住民へのインタビュー記事を掲載することで、課題解決に有用な情報提供を図っていく。

重層的支援体制整備事業については、その事業目的、内容について全職員が理解し、高齢者分野以外の初期相談や緊急時対応、必要時アセスメントを実施し、役割分担等、基幹型地域包括支援センターや地域福祉課担当へ相談し、確認しながら関係機関への連携に繋げていく。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

一人暮らしや認知症高齢者を狙った詐欺商法や振り込め詐欺について茅ヶ崎市消費生活センターや関係機関と連携を図り支援を行う。地域住民、民生委員等が早期発見できるよう、民生委員定例会や地域サロン活動などで支援者や参加地域住民に注意喚起を行う。高齢者虐待は、介護保険事業者による早期発見や悪化防止など予防的観点を重視できるよう、社会福祉士部会委員会活動などを活用していく。

児童虐待、DV、8050 問題についての初期相談に対しては、アセスメントを行った上で適切な窓口への橋渡しや、課題解決に向けた関係機関との連携が行えるよう努めていく。

また、成年後見制度関連の相談では茅ヶ崎市社会福祉協議会日常生活自立支援事業・茅ヶ崎市成年後見支援センターの紹介等、中核機関と連携し対応する。

昨年度から設置の「法人虐待防止検討委員会」に委員を選出し、定期的な協議や職員研修を実施する。この業務は主に社会福祉士が行い、他職種との連携を都度図っていく。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

高齢者等が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域で働く介護支援専門員の日常的個別指導、相談、支援困難事例等への指導・助言をし、包括的継続的ケアマネジメントを実現する為、主治医、介護支援専門員、サービス事業者等の多職種が連携しネットワークを形成できるように包括的後方支援を行う。

地域の介護支援専門員が担当する利用者には対応困難なケースが増えており専門性が求められている。ケアプランに対する相談対応や介護支援専門員との同行訪問などを通して介護支援専門員に対する支援を意識していく。また、主任介護支援専門員部会の事業では7月に事例検討会、「介護支援専門員同士のネットワーク構築支援」の委員に所属し、ケアマネ交流会や指導事例検討会を企画し、介護支援専門員のマネジメント力向上へ繋げていく。この業務は主に主任介護支援専門員が行い、他職種との連携を都度図っていく。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

地域ケア会議テーマは、「まちぢから協議会（福祉部会）」「生活支援体制整備事業」「松林地区支援ネットワーク会議」また「重層的支援体制整備事業」における検討内容や相談対応を踏まえた上で地域の実情に合わせて検討していく。

そして、松林地区の抱える地域課題等と厚生労働省が発表している「地域共生社会」の実現に向けた構想等に連動性を持ったテーマ決めを行っていく。（地域の主役である“住民”を分野横断的に巻き込んでいく。）

地域ケア会議は、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき4つの機能を網羅した内容とし、年に2回程度開催する。

内容については、

- ① 個別課題解決機能を目的とした会議についてはケース状況（緊急性等）に応じ臨機応変に開催していく。
- ② 地域課題発見機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、資源開発機能を目的とした会議については「認知症」をテーマとする。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

茅ヶ崎市認知症施策において、認知症初期集中支援チーム員会議、ちがさきオレンジ Day、ステップアップ講座等の出席や開催について連携、協力を図る。

認知症地域支援推進員は、認知症地域支援推進員連絡会への出席などを通して、認知症施策についての共有やチームオレンジの立ち上げの打合せ、R5 年度に実施した認知症カフェの定期開催や複数開催に向けた検討を所内や関係機関と行っていく。

認知症サポーター養成講座について、自治会での開催に向け、声かけを行い「チームオレンジ」の構築へ繋げていく。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

ソーシャルワークの原則であるアウトリーチを基本に、常に地域に出向き、アンテナを張り、幅広い地域住民の声、自治会、民生委員、医療機関、介護保険事業者、ボランティア組織、市社協、地区社協、行政機関等と常に連携を取り合い、小まめな情報収集を行う。

また『第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『ちがさきの地域福祉プラン』等行政計画の理解を進めると同時に、地域の協議体への出席（参画）や地域役員等との関係強化に努めることにより地域課題の把握に努める。

市レベルの課題と考えられる課題については、地域と一体となって関係課や基幹型包括支援センターへ上申していく。

ネットワーク構築については、生活支援体制整備事業で「第二層」を担う市社会福祉協議会の地域支え合い推進員との連携が一つの核になる。サロン活動やネットワーク会議の場での意見交換や協働を推進する。

「認知症カフェ」における、認知症当事者や家族との関わりも地域課題の把握に大いに役立てていく。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

もとより社会福祉法人の運営は、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にあり、利益を主導とする考えをもたないことにある。また、同時に地域包括支援センターの運営は市の委託事業で法のもと明確なコンプライアンスが求められる。これを対外的に明確にするため、当該センターがサービス事業者とは明確に区画された場所で業務を行い、適正なケアマネジメントを実施し、委託に掛かる契約に際しては、利用者による選択を原則とし、限定された事業者に偏らない方法を取る。積極的な情報開示に努め、その根拠となることについては説明責任（アカウントビリティ）を誠実に実施する。（「コンプライアンス」を単なる「遵法精神」のみと捉えず、社会のあらゆる要請に適合する姿勢を示すことと理解する。）

居宅介護支援事業所の紹介においては、紹介実績一覧、委託契約先一覧表にてその偏りを管理していく。また、市内の最新情報や社会資源情報を把握することで利用者、利用者家族の意向を尊重し適正なケアマネジメントを実施していく。

データをグラフ化（可視化）し、理解をやすくすることで職員の中立公正に対する意識を高めていく。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

松林地区は海岸には面していないが、想定外の津波や台風・水害であれば、多大な被害も予想される。地区内でも平坦部と赤羽根山などで立地状況に大きく違いがあり、避難することが極めて困難な一人暮らしの高齢者も数多くいる。

有事の際は包括支援センター内で関わる利用者に関して速やかに安否確認がとれるよう茅ヶ崎市地域包括支援センター災害時の緊急フローチャート及び BCP（業務継続計画）（災害編）に基づき行動をする。また、地域関係機関より安否確認の問い合わせ等も予測され、介護予防支援及び介護予防マネジメントにおける担当者の「安否確認リスト」を紙ベースで3か月毎に更新していく。

尚、大規模災害時には職員も被災者になる可能性が大いにあるので自身の安全確保を第一に、（安全が確保され次第）地域（自治会や地域住民等）との連携を図っていく。

緊急時の連絡体制については、正職員全員に支給されている携帯電話の活用、大切な情報収集の手段は「防災ラジオ」、新たに法人が採用する「SNS」（Google フォーム）を活用した安否確認システム（NEXWAY 社製）等をフル活用する。そして平時からの意識啓発を図っていく。

今年度より本格運用が始まる BCP について、周知理解を勧めるとともに、必要な研修や訓練を実施、実状に応じた修正、追記等を積極的に行う。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

「安全で安心な社会生活を継続する上で欠くことのできない事業」（エッセンシャルワーカー）であることを自覚し、徹底した感染症（予防）対策と事業継続を図っていく。基本方針は「標準予防策（スタンダードプリコーション）」及び「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に準拠して利用者対応や平素の事業所内での業務にあたる。

くるみ主催行事の実施時のにおいても、一定の感染症対策を講じ、参加者の定員調整や連絡先の確認、講演中の換気等を行う。

新興感染症発生時等には、法人本部と連絡・報告・相談する体制を強化し、国の感染対策に準じて適切な対応を行っていく。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

当法人の職務に就く者の多くは、専門職として守秘義務規定に基づく有資格者であり、個人情報の取り扱いについては遵守するものであるが、更に、茅ヶ崎市個人情報保護条例及び法人個人情報保護規定、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインに基づいた業務の徹底に努めている。

個人情報記録に関しても細心の注意を図り、施錠管理をし、電子記録に関してもウイルスや盗難対策を万全に行う。サーバーや個人パソコンはパスワード管理を行っている。警備保障会社との契約締結を行い、外部からの侵入による漏洩防止の強化を図っており継続していく。個人情報ファイルの取り扱い管理については、その必要性を認識し、所外への持ち出し・持ち帰り、市関係書類の提出について日報で管理している。

オンラインによる会議開催、研修受講機会は今後も継続していくと予測され、電話対応や来所相談の「音漏れ」、「画像への映り込み」に対して十分に配慮していく。

個人情報保護法（主要条文）と各事業所の規定を掲示し、利用者・家族等への意識付けに努めている。以上について継続的に取り組めるよう、センター内外の研修等を通じて周知徹底を図っていく。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情は様々な方法で寄せられ、申立者の表情や微妙なニュアンスの全てを感じ取ることが難しい場合もある。まずは先入観を持たず、冷静に受け止め、その上で適切に回答するようにする。ネガティブにばかり捉えず（見方を変えれば助言であり、励ましや期待感である）あらゆる意見を幅広く受け入れる、謙虚な姿勢で向き合うことが満足度の高い支援に繋がるものと考えている。その言動の背景にある「困りごと」にきちんと焦点を当て、その部分の解消にも配慮する。「伝えて良かった」と感じてもらえる対応を心掛ける。対応した苦情については所内で共有し、方法の妥当性や課題の振り返りを行う。再発防止策については行動レベルに具体化する。

その際には『苦情対応マニュアル』を活用し、職員の違いによるばらつきが、より小さくなるようにする。『苦情報告書』（『ヒヤリハット報告書』含む）を作成し、苦情の大小に関わらず管理責任者（法人本部）・管理者・基幹型包括支援センター等と適切な連携（報告・連絡・相談）を図り、円滑な解決を図っていく。過度な期待感から生じる苦情（カスタマーハラスメント）が増加していることを踏まえ、対応方法を学ぶ機会を作る。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ・赤とんぼクラブ（松林公民館講義室）
松林公民館共催事業（月 1 回）
介護サービス事業所やちがさき高齢者支援リーダーと連携を図り健康体操を行い、セルフケア能力を高め、健康寿命を延ばすことを目的とする。
茅ヶ崎高齢者支援リーダーを積極的に活用することで、ちがさき体操の普及へ繋げる。
- ・民児協定例会への参加（月 1 回 30 分程度）
虹たより、くるみ通信の配布、情報提供やコンサルテーション
- ・民生委員とのネットワーク構築
月 1 度の定例会一部に出席し（30 分程度）、情報提供及び民生委員からの質問等に応じ、顔の見える関係性を構築していく。
R6 年度は、民生委員による 75 才以上の方の高齢者実態調査が実施される為、個別ケースの同行訪問等、機会が増加すると思われ、これらを通して民生委員との連携強化を図っていく。
- ・「まちぢから協議会」福祉部会における会議・サロンへの参加、企画・情報提供・助言等、福祉部会に対しての後方支援を行う。

- ・家族介護教室（くるみ主催）
年 1 回 開催予定
- ・くるみ通信（年 2 回発行）
くるみの活動・消費者被害注意喚起・地域住民の紹介等を記事とした内容
松林地区内のサロンや事業所・施設・民生委員・近所の商業施設へ配布
- ・ホームページの更新（情報提供等月 1 回以上更新）
松林地区内の行事やくるみ主催の活動内容、情報提供、くるみ通信の掲載等

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

松林地区内でのチームオレンジ立ち上げや認知症カフェの定期開催、複数開催に向けた、場所・内容の検討を行う。具体的な開催頻度等を定めて実施する。都度、準備品や必要物品の購入、保険加入などを考慮していく。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の 3 つの業務と一体的に実施する第 1 号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

介護予防ケアマネジメントの基本的な流れを押さえ、困りごとに関して、単にサービスを補完する形のケアマネジメントではなく、生活機能の低下が生じている原因や背景を分析し、課題を整理した上で目標設定を行う。利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善のほか、地域の中で役割をもって生活できるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていくことが重要である。
この業務の担い手としてプランナー（非常勤）を継続的に配置。包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、効果的に行う。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を基に実務の遂行にあたる。
上記 18 項目と同様、ケアマネジメントは適切なアセスメントを行い、その心身の状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活をおくることができるようケアプラン作成を行う。
この業務の担い手としてプランナー（非常勤）を継続的に配置。
包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、「直営」「委託」の振り分けを効果的に行う。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 翔の会
代表者名 理事長 河内 智恵子

地域包括支援センター名	湘北地区地域包括支援センターあかね
所在地	神奈川県茅ヶ崎市香川三丁目21番26号
法人名	社会福祉法人 翔の会
電話番号	0467-55-1535
FAX番号	0467-55-2373

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に基づき「令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」の実現を基本方針とする。

地域共生社会実現に向け、全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、福祉総合相談担当や関係各所との連携を密に図っていく。

「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」や各種研修等を活用し、個々の専門職としての資質と組織力の向上を目指す。

湘北地区の地域課題に対しては、引き続き、地域住民や社会資源と共同・連携しながら認知症の本人と家族への支援、及び地域レベルでの担い手養成について実施していることの発展を目指す。

認知症サポーター養成講座の開催や個別相談会等を実施し、認知症の当事者や家族への支援を重点的に取り組むことを目指す。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

包括的支援事業の実施方針を踏まえ、経験のある看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種が、それぞれの領域における専門性を発揮し連携して対応できるよう管理責任者が事業全体を管理していく。また、センター職員の中から認知症地域支援推進員を配置する。

具体的には朝夕のミーティングや毎月定例の会議を行うことで、個別事例のみならず機関としての目的や目標の共有、事業の進捗状況の確認等の運営全体を共有するものとする。運営における基本視点としての、公益性、地域性、協働性に留意しながら事業を行う。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

三職種は、その領域における専門性を発揮し、相互の業務理解、情報の共有、助言を行うことにより、共通の支援目標を定め、連携して対応する。

個別事例の対応のみならず、地域の民生委員や自治会、ボランティアからの相談、または介護支援専門員や介護サービス事業所、医療機関から寄せられる相談に対しても、三職種で対応方針の決定や具体的介入方法等の話し合いは、日々の業務の中で随時実施していく。

湘北地区の諸団体からの講義依頼については、依頼内容によって職種を選定、又は連携して取り組むものとする

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

個々の専門職としての資質や、組織力の向上を目指し、茅ヶ崎市が実施する「地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業」を活用する他、包括支援センターの機能向上、関連する制度の理解等については外部研修や法人内で企画される研修（人権研修、等級別研修等々）を積極的に活用することとし、出席者が研修報告を行うことで情報共有を図るものとする。

＊外部研修

- ・主任介護支援専門員：医療連携や権利擁護や介護給付適正化研修等
- ・社会福祉士：権利擁護（虐待・後見制度・消費者被害）に関わる研修等
- ・看護師：医療連携や権利擁護や認知症地域支援推進員に関わる研修等

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

初期相談に対しては電話・来所・訪問を問わず、基本的にどの職員も対応できることを目指し、実際の相談業務の中で OJT を行う。

- ・世代を問わない相談の受け止め
- ・相談内容、ストーリーの把握
- ・緊急性の判断
- ・具体的行動（訪問、連絡待ち、関係機関との情報共有等）の判断

地域包括支援センターの周知については、作成したパンフレットや公的媒体を活用し案内していく。民生委員・ボランティアセンター・地区社協・サロン活動などを通じた周知活動も行っていく。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

地域住民や民生委員、介護支援専門員等から上がってきた問題解決が困難な相談や、適切にサービス利用に繋がらない住民に対し、地域において尊厳ある生活が継続できるよう、本人が有する権利について理解を促すとともに、権利侵害の予防、発見、権利保障に向けた対応をする。具体的には社会福祉士等が中心となって次の内容を行う。

・虐待ケースに関しては、関係機関と連携をとりながら事実確認をおこなう。茅ヶ崎市が招集するケース会議やコア会議に協力し、支援方針や介入方法についても協力する。介入後も必要に応じて継続的に支援し再発防止に努める。終結後は振り返りが出来るよう記録を残す。

・茅ヶ崎市消費生活センター等とも連携し、地域における消費者被害等の相談や周知に取り組む。具体的には社会福祉士部会や地域団体等と協力し、一般住民向けに消費者被害の注意喚起を行う。

社会福祉士以外の職員についても権利擁護に関する研修を受講し、理解を深める。直接研修に参加できない者については内容の伝達講習を行う。その他、法人内の虐待防止委員会が企画している虐待防止研修を全職員が受講する。

- 7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

介護支援専門員が担当する個別事例で抱える課題やケアマネジメントに対して、随時相談に応じていく。相談内容によって情報提供・後方支援・同行訪問及びケース会議を開催する。これらの業務は主任介護支援専門員が中心となっていく。

茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と連携することで、介護支援専門員に対して情報交換や研修開催などを通して介護支援専門員同士のネットワーク構築支援を行う。

介護支援専門員の実践力向上を目的とした事例検討会を、地域包括支援センターわかばとの共催で年1回開催する。

- 8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、「個別課題解決」「地域包括支援ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり・資源開発」の4つの機能が果たせるよう、年度内に2回以上開催する。

具体的には、個別ケースの対応課題の中から、今後、同様の課題増加が考えられる事例について、関係機関や地域住民と意見や対応方法の共有を目指した個別会議を実施する。また、担い手不足という地域課題について、障害者の持つ力を活用した有償ボランティアの実施が可能かの意見交換を行っていく。

上記に加え、茅ヶ崎市が開催する「茅ヶ崎市地域ケア推進会議」「茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議」に協力する。

- 9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください

認知症地域支援推進員を配置し、連絡会や認知症初期集中支援チーム員会議やオレンジデイ等の茅ヶ崎市の取組への協力を行っていく。

センター独自の活動としては、チームオレンジを見据え、民生委員やボランティアセンター向けに認知症サポーター養成講座を開催し、ステップアップ講座受講者の増加を目指す。また、サロンやミニデイ等に出向き、参加者や関係者との情報共有や意見交換を行っていく。

その他、鶴が台名店街いきいき相談会や UR が実施している見守りサービス相談会内での包括センターによる個別相談会等、既存の活動の中から、認知症本人や認知症を介護する家族に対する取組を実施していく。

- 1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

湘北地区の地域福祉を担う各種団体との関係維持を目指していく。具体的には「民児協定例会」「湘北地区の地域福祉を考える懇談会」への出席、地区社協主催の「みんなのまつり」への参加協力を行っていく。

地区支援ネットワーク会議やコーディネーター会議に参加し、地域課題の把握や解決のための働きかけを行っていく。

自治会役員とは、湘北地区社会福祉協議会や地域密着型サービス運営推進会等を通じて顔の見える関係を作れることを目標とする。

- 1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関であることを認識し、介護予防支援の実施においても、地域や関係機関からの信頼を損ねることがないように留意する。

具体的には特定の事業所に対し不当に偏らないよう、利用者と家族の意向を尊重した上で、利用者・家族が選択できるよう複数の事業所紹介を極力行っていく。

- 1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

夜間・休日の業務外の時間帯についての対応は、茅ヶ崎市高齢福祉課からの連絡により具体的対応を判断する。なお連絡先については、茅ヶ崎市に予め伝えてある携帯電話を活用する。

大規模災害時には「災害時被害状況報告の手引き」と「翔の会事業所標準防災マニュアル（あかね版）」をファイリングし、事務所内に掲示する。なお、このファイルと共に「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」「茅ヶ崎市洪水土砂災害ハザードマップ」・香川自治会・鶴が台団地自治会の防災マニュアル・「あかね版タイムライン（風水害）」も同じ場所に常に掲示している。災害に備えた職員分の物品や保存食については法人本部から配布されたものを定期的に管理する。

大規模災害発生時には「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画」に基づき、当面は地域包括支援センターの業務継続、及び茅ヶ崎市、関係団体・事業者との連携協力を行うものとする。なお、「避難行動要支援者名簿（同意なし）」を受領した際には、可能な範囲で安否確認に協力する。

自然災害及び感染症の業務継続計画（BCP）の研修や訓練を進めていく。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

感染症に係る通知や市の方針等については、職員間で共有を図る。
週 1 回は衛生用品の残数を確認し、必要に応じて発注を行う。
職員それぞれが、普段からの体調管理に努め、手洗いや必要に応じたマスク着用などを行うとともに、事業所内の換気を引き続き行う。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

職員は入職時に、「個人情報に関する誓約書」の説明を受ける。その内容は、在職中や退職後についても個人情報を漏えいしないこと、個人情報保護法を遵守すること、退職にあたっては法人から預かった全ての資料を返却することなどであり、その内容を熟読した上で署名・捺印を行なっている。

日常業務に当たっては「個人情報保護に関する管理マニュアル」と「支援・介護関係記録の取り扱いマニュアル」に基づいて管理・利用する。

- ・管理に関しては相談シートや介護予防支援のケースファイルの持ち出しは訪問時のみを原則とし、持出簿を活用し管理を行う。退勤時には鍵のかかるキャビネットに保存し施錠すること、個人情報に関するリスト等は持ち帰らないことを徹底する。
- ・全職員に対し個人情報保護と取り扱いに関する勉強会を、年 1 回以上実施する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

利用者や地域住民からの苦情に対しては基本的に全職員が受付対応できるようにし、最終的には管理者が苦情解決責任者として対応する。苦情があった場合は丁寧に話を聞き、管理者は担当者からも事情を確認する。苦情内容については記録に残し、職員間で回覧し周知を図る。管理者が必要であると判断した場合は会議を行い、その会議の記録を保管し再発防止に役立てる。

苦情に対し、茅ヶ崎市が行う調査には協力するとともに、指導又は助言があった場合は、これに従って必要な改善を行う。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関しては、苦情対応窓口を重要事項説明書に明記し、契約締結時に口頭で説明する。

- 1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ・地区支援ネットワーク会議（茅ヶ崎市社協、湘北地区ボランティアセンター、地域福祉課職員が出席）に参加し、インフォーマルサービスの支援や開発に取り組む。
- ・「香川おたのしみ会」に看護師が参加し、血圧測定や健康に関する講話を行う。
- ・湘北地区の地域福祉を考える懇談会（年数回）へ出席する。
- ・家族介護教室の開催。
- ・UR 主催の見守りサービス相談会内での、介護保険や認知症についての個別相談の実施。
- ・鶴が台いきいき相談会（訪問看護ステーションにじいろとの共催）を月 2 回のペースで実施継続していく。会場については、UR や鶴が台自治会の協力のもと、名店街内のふれあいサロンを利用させてもらう。

- 1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

自主事業として介護予防などをテーマとしたイベントを自治会館等で開催し、その講師謝礼等に活用する。

- 1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の 3 つの業務と一体的に実施する第 1 号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

国が定める地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針、茅ヶ崎市第 1 号介護予防支援事業実施要綱に従い、業務を実施する。

- 1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう介護予防支援を行うものとする。

介護予防支援の提供に当たっては担当者を選任し、必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう介護予防サービス支援計画を作成するものとする。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 翔の会
代表者名 河内 智恵子

地域包括支援センター名	小和田地区地域包括支援センター青空
所在地	茅ヶ崎市小和田3丁目2番地44号
法人名	社会福祉法人 翔の会
電話番号	0467-55-2360
FAX番号	0467-55-2361

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき「令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」の実現を基本方針とします。 ① 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、多様な相談の増加に対応できるよう積極的に研修、勉強会等に参加します。 ② 地域ケア会議で、茅ヶ崎市と地域課題の抽出、検討に取り組み、地域の関係機関や住民と情報共有します。 ③ チームオレンジの活動支援等で住民の認知症理解が深まるよう取り組みます。 ④ 事例検討会、地域ケア会議、または個々の介護支援専門員へのサポート、研修会の開催等により介護支援専門員の適切なケアマネジメントを支援します。 ⑤ 感染予防対策を継続します。 ⑥ BCPに基づき感染症や自然災害が発生しても、事業が安定的・継続的に提供できるようにします。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- ① 包括的支援事業の実施方針を踏まえ、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種が、それぞれの領域における専門性を発揮し、連携して対応できるよう管理責任者が事業全体を管理します。
- ② 毎日のミーティング、定例で行う青空会議で情報共有をして個別事例だけでなく、機関としての目的や目標の共有、事業の進捗状況の確認等の運営全体を共有します。
- ③ 安定した事業運営を継続するために、受託法人のシステムを活用します。就労環境についての意向調査、メンタルヘルスに関するアンケート実施、協力医療機関の確保等により職員の働きやすい環境づくりに取り組みます。
- ④ 職員の交代は、事業運営に支障がないよう配慮します。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- ① 毎日のミーティングで各職員の担当ケースについて三職種がそれぞれ意見し、その経過について確認、共有、助言等を行います。
- ② 必要に応じて複数の職員で訪問し、専門的な視点で課題解決に取り組みます。
- ③ 担当者だけでなく、他の専門職の視点も取り入れ、より効果的な支援に繋がります。
- ④ センター内で専門職が勉強会を開催し、専門的な知識を共有する場を作ります。
- ⑤ 認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーター養成講座、地区懇談会、認知症カフェ等の認知症に関する地域活動に参加します。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 各団体や市役所・保健所の主催する研修には積極的に参加し、毎日のミーティング等で他職員へ伝達講習します。
- ② 受託法人内で企画される研修（人権研修、虐待防止研修、身体拘束適正化研修等）に参加するほか、専門職としてのスキルアップに努めます。
- ③ 多様な相談対応が出来るよう、今年度は障がい者支援に関する知識や情報を習得するための研修会に参加します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、複合的な課題に対応できるよう関係機関と連携を強化します。

- ① 地区社会福祉協議会役員会、地区民生委員・児童委員協議会定例会、地区支援ネットワーク会議等に参加し、相談機関としての地域包括支援センター青空の周知を行います。
- ② 地域連携ネットワーク構築の為、茅ヶ崎市成年後見支援センター等について地域住民や関係機関に周知します。
- ③ 感染予防対策を継続し、訪問、来所の相談や関係機関からの相談にも対応していきます。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 地区民生委員・児童委員協議会や地域の会合へ参加し顔の見える関係をつくり、また地域の介護支援専門員と連携をとり、虐待が疑われるケースについて情報交換、共有をして早期発見に努めます。
- ② 消費者被害防止の対策として、地域のサロンや関連機関の定例会など、地域とのネットワークを活用しながら状況を把握します。そして、地域住民にミニ講座やチラシ配布による消費者被害防止の広報・啓発活動を行います。
- ③ 特に権利侵害の対象になりやすい、認知症や判断能力の低下した高齢者に対して地域で支えることができるよう、勉強会や情報提供を随時行い、地域住民の認知症の理解促進に努めます。
- ④ 虐待の相談が入った際は、関係機関と連携し、速やかな状況確認と適切な対応をとります。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- ① 居宅介護支援事業所、介護事業所、医療機関、地区民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、インフォーマルサービス等と連携・協力し、顔の見える体制づくりを行います。
- ② 7月に居宅介護支援事業所との事例検討会（包括くるみと共催）を開催。
- ③ 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会のブロック会議に参加し、情報共有・情報提供等行います。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 身元保証がテーマでネットワーク構築等を目的とした会議を1回、認知症の方への支援がテーマで個別課題解決等を目的とした会議を1回開催します。
- ② 茅ヶ崎市主催の自立支援型地域ケア個別会議への協力をします。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

- 予防と共生に重点を置き認知症予防の啓発とネットワークに取り組みます。
- ① 認知症地域支援推進員は、連絡会へ参加し、市や他包括と連携・協力します。
 - ② 認知症カフェ「ふらっと茶屋」の定期開催を支援します。
 - ③ 認知症等の理解を深めることを目的とした「青空図書館」を始めます。児童対象の「フリースペース」や認知症カフェ「ふらっと茶屋」等での運用できるようにします。
 - ④ 地区社会福祉協議会主催の認知症声かけ訓練へ協力します。
 - ⑤ チームオレンジの定例会「こわだの青空」で認知症の方々への支援について地域の関係機関と検討し、ネットワーク構築に取り組みます。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

- ① 地域の関係機関や地域住民から情報を収集した相談シートを基に、ミーティングで課題を把握し、ネットワーク会議や地域ケア会議等で解決方法等について検討します。
- ② 地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会等に出席し、定期的な意見交換、情報共有に取り組みます。
- ③ 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、総合相談担当、障がい福祉、茅ヶ崎市成年後見支援センター等との連携にも取り組みます。
- ④ 生活支援体制整備事業第2層で扱われる地域課題解決に向けた活動支援の協力をします。

11 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- ① 茅ヶ崎市からの委託事業として公正で中立性の高い事業運営を行うために、受託法人事業所への利益誘導や特定の事業所等に偏らないように、利用者の意思を尊重し、職員同士で毎回確認を行います。
- ② 毎月、介護予防支援委託先及び介護支援事業所の偏りがないように、利用実績の確認を行います。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- ① 市が作成した「災害時被害状況報告の手引き」と、法人が作成した「大規模災害状況の経過と行動マニュアル」に基づいて、作成した業務継続計画（BCP）を平常時から対策について確認し、必要に応じて修正します。
- ② 火災発生時訓練年1回、地震発生時訓練年1回、災害情報連絡訓練年1回、その他として消火器や防災用品の点検、備品の転倒防止対策などの環境整備を行います。
- ③ 災害が発生した場合は、青空のマイタイムラインをもとに、自身や家族の安全を確認し、必要時にセンターへ向かいます。センターが機能しない状況の場合は、小和田地区にある受託法人のデイサービス事業所「よいしょ」を拠点とします。
- ④ MCA無線のある小和田小学校・赤羽根中学校へ出向き、茅ヶ崎市へ被災状況の報告をします。
- ⑤ 安否確認や安全確保が必要な利用者の対応を行います。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- ① 受託法人の感染症対策と感染症に関わる通知や市の方針などの状況を市と共有し、感染防止対策を行います。
- ② センター職員のマスク着用、センター内の机、イス、ドアノブ等の消毒、定時換気を行います。
- ③ センターの職員が感染症に罹患した場合、法人や市と対応について検討し業務が継続できるよう努めます。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- 「個人情報保護に関する管理マニュアル・支援・介護関係記録の取り扱いマニュアル」に基づいて管理・利用を行います。
- ① 個人情報ファイルは、鍵のかかるキャビネットに保存します。個々のファイルの取扱いは、各職員が十分に注意を払い業務を行います。
- ② 個人情報を持ち出す際は、業務日誌や書類の控えに持ち出し者を記録し、帰所後に再度書類の確認を行います。
- ③ 事業所のセキュリティシステムを活用し個人情報の保護に努めます。
- ④ 法人のソーシャルメディア取り扱いのガイドラインを遵守し、ソーシャルメディアの普及に伴う個人情報保護に取り組みます。
- ⑤ 職員は、受託法人から配布される職務基準書により、個人情報の保護の重要性を

確認します。

職員は、個人情報の保護に関する知識を深められるよう情報収集し、センター内で共有します。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- ① 利用者や地域住民からの苦情に対しては基本的に全職員が受付対応できるようにし、最終的には管理責任者が苦情解決責任者として対応します。
- ② 苦情があった場合は丁寧に話を聞き、管理責任者は職員からも事情を確認します。利用者苦情相談受付票に苦情の内容を記録し、事実関係の調査のため、ご本人、支援機関から聞き取り、経過記録等から確認を行います。調査後は、青空会議もしくは担当者会議で改善措置を検討し、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- ③ 法人の苦情対応規程に沿った対応ができるよう、全職員への周知を行います。
- ④ 振り返りを行い、その後の苦情対応や相談支援に活かします。
- ⑤ 苦情と判断されるものだけでなく、相談者の要望や悩みであっても、貴重な意見として、業務の改善・向上に活かします。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ① 地区民生委員・児童委員連絡協議会へ参加。地区民生児童委員との情報共有や福祉情報の提供。（月 1 回）
- ② ボランティアセンター会議へ出席。ボランティア活動の状況把握。（月 1 回）
- ③ 地域福祉を考える地区懇談会へ参加。（年 1 回）
- ④ 小和田地区社会福祉協議会役員会へ参加。（月 1 回）
- ⑤ 地区社会福祉協議会主催のふれあいサロン・ふれあい福祉バザー、地域住民主催の I I（アイアイ）サロンへ参加。
- ⑥ チームオレンジ主催のふらっと茶屋、ニッショウスマイルステーション辻堂との共催のスマイル体操教室へ参加。
- ⑦ 家族介護教室の開催。（テーマ:未定）（年 1 回）
- ⑧ 医療機関と介護事業所の交流勉強会（年 1 回）
- ⑨ 地区支援ネットワーク会議、ボランティアセンター事務局ミーティングへ参加（月 1 回）

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

地域包括支援センターの広報・周知、認知症や高齢者等の理解促進をすすめます。

- ① 広報・周知に必要なアイデアを検討して様々な形（チラシ・缶バッジ等）で実施。
- ② 「青空図書館」を開設し、児童対象のフリースペースや認知症カフェ「ふらっと茶屋」等で活用を具体化していきます。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- ① 常に市民や介護保険事業所・市役所の情報を把握し、介護支援専門員や地域住民に対し随時情報提供し、利用希望者が安心して利用できるよう努めます。
- ② 要支援者および基本チェックリスト該当者（事業対象者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、自身の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他総合事業のサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。
- ③ この第1号介護予防支援事業は、今後も包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務）と一体的に取り組みます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- ① 要支援者が、可能な限りその状態の悪化を予防し、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、介護予防サービス計画書を作成します。
- ② 介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。また、指定介護予防支援事業は第1号介護予防支援事業と一体的に取り組みます。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 特定非営利活動法人 介護の会まつなみ
代表者名 理事長 峯尾武巳

地域包括支援センター名	松浪地区地域包括支援センターさざなみ
所在地	茅ヶ崎市常盤町2-2 松浪コミュニティセンター内
法人名	特定非営利活動法人 介護の会まつなみ
電話番号	0467-39-5901
FAX番号	0467-39-5902

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

「茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」を基本方針としながら、今年度は以下を重点的な取組方針とする。

① 認知症等になっても暮らしやすい地域づくりの推進

認知症等になっても安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域住民等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催やチームオレンジ結成、本人や家族が交流できる場の提供に取り組む。

② 介護予防の推進

誰もが介護予防に取り組むことができる地域づくりを目指し、週1回「まつなみラジオ体操」を実施する。

地区で実施しているサロン等へ参加し、介護予防対象者の把握をするとともに、介護予防に関する事の周知・啓発に取り組む。

③ 関係機関との連携推進

- ・松浪地区まちぢから協議会をはじめ、松浪地区社協・民生委員等のネットワーク会議や行事に参加し、日ごろから顔の見える関係体制を構築する。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

- 1 職員配置については、「茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」に基づき管理責任者及び保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種を常勤で配置する。
3 職種のうち1名以上を認知症地域支援推進員とする。
- 2 管理責任者・管理者は、リスクマネジメント・法令遵守規程を踏まえた指導をしていく。
- 3 職員は公益性・協働性・地域性を理解し、互いの専門性を活かし、協力して相談に応じる。
- 4 業務の円滑な実施運営のため、毎日のミーティングおよび月1回の職員会議により、情報共有・職員間の連携・サポート体制を構築する。
- 5 専門職については、地域包括支援センター職員として十分な資質を持った人材を雇用し、設置運営に関する基準を遵守していく。
- 6 職員の健康に留意し、年1回健康診断を実施する。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 毎日のミーティング、コンピュータソフトでの記録等により、互いの動きやケースを共有する。
- 2 月1回職員会議を行い、業務や企画・催し等を検討するとともに、三職種それぞれの専門分野からの意見をふまえて決定・実施する。
- 3 複合課題・多様化したケースについては、主担当者の他にも内容に応じて専門職が助言・サポートできるようチームケア体制をつくる。
- 4 各部会で収集した情報を、毎日のミーティングや職員会議、部会報告書の回覧等で報告し、情報共有と制度等の理解を深める。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 自己研鑽や資格取得のための研修等へ積極的に参加していく。
 - ・茅ヶ崎市や茅ヶ崎市社会福祉協議会の研修会等の受講
 - ・神奈川県や神奈川県社会福祉協議会の研修会等の受講
 - ・福祉・介護等の知識・資格取得のための研修会等の受講や受験
 - ・業務に必要な研修は、出張として派遣していく
- 2 職員一人一人が1年間の重点テーマと目標を設定した「個人研修計画」を作成し、法人内外での研修会等の受講により、研修計画を実行する。
- 3 毎日のミーティング等でピアスーパービジョンを活用し、相談業務・問題解決のスキルアップを図る。

4 茅ヶ崎市が開催する地域包括支援センター職員向けの人材育成研修へ参加し、多様な相談に応じるための知識取得や技術の向上に努める。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 地域の高齢者等が、住み慣れた地域でその人らしい生活が出来るよう、特に初期相談には真摯に対応する。又、相談については世代や対象を問わず、介護・福祉・生活困窮・医療など困りごとを受け止め、確実に関係機関につないでいく。
- 2 初期相談については相談受付票を作成し、毎日のミーティング時に報告し、職員間で共有し、支援の方向性を考えていく。
- 3 地域の身近な相談窓口であることを周知していく。（下記団体の会議やイベント等に参加し周知する。）
 - ・松浪地区民生委員児童委員協議会
 - ・松浪まちぢから協議会、自治会のサロン
 - ・松浪地区社会福祉協議会
 - ・福祉ふれあい祭り
 - ・コミセン祭り
 - ・ネットワーク交流会等

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 平成3年（1991）年の国連総会で採択された「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立 参加 ケア 自己実現 尊厳）」の視点に立って、高齢者の特性を理解し、高齢者の人権を大切にした相談対応をする。
- 2 権利擁護業務（高齢者虐待・成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止）は、高齢者が地域で安心して尊厳のある生活が行われるためにあることを理解するための学習の機会を持つ。
- 3 高齢者虐待が疑われる事案はすみやかに基幹型地域包括支援センターへ相談・報告し、事実確認・情報収集等を行う。介護保険事業所等と連携し対応する。
- 4 認知症等で判断能力の低下が疑われる場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用等を提案し、適切に介護サービス等が利用できるよう支援する。
- 5 消費者被害を防止するためリーフレット等を活用し、地域へ情報提供をしていく。
- 6 高齢者以外の権利擁護についても、その人の権利が侵害されることが予想される場合は、速やかに関係機関と連携し対応する。
- 7 関係機関等に向けて権利擁護（前期：虐待・成年後見、後期：消費者被害）に関する研修の企画・実施をする。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

- 1 多職種連携研修会や関係機関が主催する研修会へ参加等し、医療と介護の連携構築を図る。
- 2 医療機関からの入退院の連絡が入った際には、すみやかに関係機関と連携し対応する。
- 3 心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせ提供できるよう、継続的なケアマネジメントを行って行く。
- 4 介護支援専門員からの相談にはセンター内で共有し、三職種の専門性を活かした支援をする。また一緒に考える視点で連携する。
- 5 地域包括支援センターあさひと共同により「ケアマネ座談会」「事例検討会」を開催し、介護支援専門員と顔の見える関係づくりをするとともに、介護支援専門員の資質向上となるような研修を企画・実施する。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 個別ケースを通じて課題解決に向けた地域ケア個別会議を、年1回以上開催する。
- 2 地域の関係者で地域資源の開発や地域づくり、ネットワークの構築等を目指した地域ケア会議を年1回以上開催する。
- 3 茅ヶ崎市が主催する自立支援型地域ケア会議の開催に協力する。
- 4 地域ケア会議を開催する際には、「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」にある個人情報の適切な取り扱いの方針に沿って、十分留意をして行う。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 認知症の人が、できるかぎり住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、本人やその家族を支援する相談を行う。
- 2 認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携協力し、認知症施策の推進を図るよう努める。
 - ① 認知症の普及啓発。周知
 - ・ 認知症サポーター養成講座を年に1階以上開催する。
 - ・ 地域の商店等への訪問やサロン等へ参加する。
 - ② 本人支援
個別地域ケア会議等を活用し、認知症ご本人の自己実現について地域住民や福祉団体とともに考える機会を設ける。
 - ③ 認知症バリアフリーの促進
認知症になっても暮らしやすい地域づくりを本人・家族とともに考え、地域住民と交流していく機会をしてさざなみネットワークカフェ（名称仮）を開催する。
 - ④ チームオレンジ立ち上げに向けての活動
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座修了者と顔の見える関係づくりを行う。
- 3 職員は認知症の特性を知り理解を深めるよう研修等に参加する。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 自治会のサロンや老人会へ参加し、地域の高齢者の実態把握に努める。
- 2 松浪地区まちぢから協議会へ運営委員として参加し、地域の各種団体と顔の見える関係づくりを構築する。
- 3 松浪地区福祉ふれあいまつりやコミセンまつりへ参加し、地域住民と直接触れ合う場を持つ。
- 5 松浪地区社会福祉協議会（松浪ボランティアセンター）や松浪地区民生委員児童委員、地区生活支援コーディネーター・地域福祉課との地区支援ネットワーク会議に参加し、地域課題や個別ケースの情報共有および解決に向けた検討を連携して行う。
- 5 松浪地区ふれあいネットワーク交流会等に参加し、連携構築に努める。
- 6 多職種連携研修会などに積極的に参加し連携していく。
- 7 行政の様々な関係部署と連携する。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- 1 「茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針」に基づき、「公益型な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2 サービス利用事業所を紹介するときは複数の選択肢を提示し、本人・家族の意向により決定していく。
- 3 居宅介護支援事業所の紹介するときは、紹介理由を明確にし、全職員で確認できるように記録する。
- 4 事業所の情報を収集・整理し、偏りのない情報を提供していく。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- 1 災害時は、法人の「非常時災害対応マニュアル」「緊急対応マニュアル」及び「茅ヶ崎市地域包括支援センター災害時の緊急対応フローチャート」に基づき行動していく。
- 2 事業所が設置されている松浪コミュニティセンターでの防災訓練、茅ヶ崎市が行う被害状況想定訓練に参加する。
- 3 風水害も含めた災害を想定し地域包括支援センターとしての役割を検討し、業務継続計画の作成をする。計画について、必要に応じて見直し、内容の検討、再作成を繰り返し行う。
- 4 職員の安全を確認した後、被害状況の把握に努め通信手段が断絶されている場合は、松浪コミュニティセンターMCA無線を利用し、高齢福祉課へ報告していく。
- 5 緊急時には夜間及び休日でも茅ヶ崎市や法人内でスムーズに連絡ができるように連絡網を作成する等して連絡体制を構築する。
- 6 避難行動支援者名簿や利用者台帳については、厳重に管理するとともに、緊急時に持ち出しができるように管理場所や管理方法について、全職員に周知する。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 1 神奈川県や茅ヶ崎市の通知・方針に基づき、以下の対策をしていく。
 - ①センター職員は感染防止を常に意識し行動していく。
 - ・手洗い、うがい、検温をする。
 - ・飛沫感染を防ぐため、業務時間内ではマスクを着用する。
 - ・飛沫の防止のため、机にパーテーションを設置する。
 - ・電話や机、面談室等の共有部分のアルコール消毒をする。
 - ②センター主催の催し等は感染拡大防止を図りながら開催する。
 - ③法人事業所で定期的に行われる感染症対策委員会の内容について、伝達研修等により、全職員に周知する。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 個人情報保護法、茅ヶ崎市個人情報保護条例「茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針」に基づき、センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用され、第三者に漏洩することがないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。
- 2 法人の個人情報保護規程（マニュアル）について、全職員が理解できるように周知する。
- 3 高齢者虐待の通報は個人情報保護に抵触しないことを理解しておく。
- 5 個人情報保護についての研修を必ず年1回実施し、再確認していく。
- 6 業務ソフトでの個人情報閲覧については誰でもアクセスできないようにパスワードによる管理・保護をし、個人情報のファイルは施錠できる書庫で保管する。
- 7 個人情報を含む紙文書はすべてシュレッダーで処分する。
- 8 個人情報の持ち出しについては、持ち出し簿で管理・返却の確認をしていく。
- 9 オンラインを利用した会議・研修では、個人が特定されないよう名簿や電話の会話に十分注意する。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- 1 「茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針」に基づき、苦情・要望が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携する。
- 2 当法人の苦情解決事業実施要綱および苦情解決マニュアルを整備し、全職員が遵守に努め、法人内での苦情対応フローに沿って対応していく。
- 3 受け付けた苦情・要望については、苦情受付票に記録し、毎日のミーティングや職員会議共有することでセンター職員の振り返りと再発の防止に努めていく。
- 4 苦情についてはすみやかに解決・改善方法を検討し、利用者および家族等に回答するとともに、法人本部・茅ヶ崎市高齢福祉課へ報告する。

- 1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- 1 地域住民に向けた福祉や介護等の意識啓発とさざなみの周知広報活動
 - ① 広報紙「さざなみ」を年2回発行し、自治会での回覧及び地域の各種団体や関係機関へ送付を行う。法人ホームページ等からも閲覧できるようにする。
 - ② 福祉ふれあいまつり・コミセンまつり等地域イベントに参加する。
- 2 松浪地区まちぢから協議会運営委員として、地域活動へ協力する。
- 3 松浪地区ネットワーク交流会へ参加し、ネットワークの構築や地域課題の把握、地域への支援を行う。
- 5 地域サロンに出向き、消費者被害防止や介護予防の啓発物の提供や出前講座を開催し、周知・啓発をしていく。
- 6 小和田公民館と共催で、地域住民に向けた介護に関する講座を開催する。
- 7 家族介護教室を年1回開催する。

- 1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- 1 「さざなみラジオ体操」を週1回開催し、地域住民の健康増進と住民同士のふれあいと集いの場を提供していく。
- 2 認知症や難病等の地域住民当事者や家族・支援者がともに交流する場「さざなみネットワークカフェ（名称仮）」を開催する。
- 3 市内の講座やイベント、趣味活動等に関するチラシを設置し、住民の地域での生活が充実するよう情報提供を行う。

- 1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 1 対象者がその心身の状況、置かれている環境及びその他の状況に応じて、自身の選択に基づき、要介護状態になることをできる限り防ぐこと、要支援・要介護状態になっても悪化をできる限り防ぐことができるような相談支援を行う。
- 2 第1号訪問事業や第1号通所事業、一般介護予防事業（転倒予防教室や歌体操ねぼし）や地域のサロン活動を把握し、インフォーマルサービスを含めたサービス調整や情報提供に努める。
- 3 三職種のほかに介護支援専門員を雇用することで、三職種が包括的支援事業等中心に業務にあたることのできる体制をつくりながら、相互に協力して業務にあたる。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 1 指定介護予防支援事業のために三職種以外に介護支援専門員を雇用する。
- 2 適切なアセスメントの実施により、介護予防・自立した生活を営めるよう目標設定をする。
- 3 適正化研修会や集団指導講習会等に参加し、職員からの伝達研修などにより、介護保険制度等の内容を理解し、よりよい支援が行えるよう研鑽していく。
- 4 介護予防プラン作成依頼には、利用者やその家族の意向や状況を鑑み、必要に応じて居宅介護支援事業所に委託の依頼をしていく。
- 5 介護サービス事業所等の情報提供は公正中立の立場を守り、利用者や家族の意思で決定する。

令和6年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 慶寿会
代表者名 理事長 小笹 慶資

地域包括支援センター名	浜須賀地区地域包括支援センターあさひ
所在地	茅ヶ崎市旭が丘6-11
法人名	社会福祉法人 慶寿会
電話番号	0467 (84) 6383
FAX番号	0467 (84) 6384

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

法人運営の基本理念とする福祉サービス利用者の利益の保護と権利擁護を主眼とする地域福祉の実践に基づき、人々が住み慣れた地域で安心して継続した自立生活ができるよう、アウトリーチによる支援を今年度も取り組んでいく。

①チームオレンジ構築のための担い手づくり

市からの委託事業である認知症総合支援事業の具体的な取り組みとして、地域住民に対し認知症の理解、普及啓発を図る。「あさひカフェ」の継続的開催の成果である「認知症サポーター」には、「認知症ステップアップ講座」の受講等を通じて「チームオレンジ」構築の中心的役割の担い手となるよう働きかける。サポーター同士のつながりを意識して、ネットワークづくりをする。また地域団体や関係機関には「認知症サポーター養成講座」の開催を働きかけ、裾野を広げる活動も継続する。

② 防災・減災を通じて地域のネットワーク構築を図る

地域住民と医療・介護・福祉関係機関が災害時に連携を図れるよう、防災・減災をテーマとした地域ケア会議を今年度も開催する。

③業務継続計画（BCP）の運用開始

業務継続計画（BCP）が新年度より本格運用となる。感染症や自然災害が発生した場合であっても業務が継続できるよう、また、事業が中断しても可能な限り短い時間で復旧できるよう、平時から準備や検討しておく。具体的には記載事

項に関する周知、理解（※研修、訓練等の実施）、策定内容を現状に即して修正、追記してより実効性のあるものに高めていく。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

管理責任者（社会福祉士）を法人本部に配置

看護師（常勤職員）1名

主任介護支援専門員（管理者兼務、常勤職員）1名

社会福祉士（常勤職員）2名

プランナー（非常勤）1名

事務員（非常勤）1名

うち、看護師1名を認知症地域支援推進員とする。

上記専門職が実施するコミュニティーソーシャルワークは、高い専門性と継続的視点に基づいて行われる必要があるため、法人運営事業内での異動は極力避ける配慮をしている。業務全般は管理責任者への報告・連絡・相談を逐次行いながら、月1回の職員会議の場でも情報共有及び意見交換を行う中で方針決定している。

法人本部は地域包括支援センター運営事業固有の課題について、包括事業所の横断的な話し合いを定期的（概ね3か月に1度程度）に持ち、バックアップ体制を構築している。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

看護師は保健医療、介護に関する予防事業、社会福祉士はソーシャルワーク（権利擁護、成年後見制度、消費者被害対策等）、主任介護支援専門員は包括的・継続的ケアマネジメントを主な業務とする。それぞれの専門職が縦割り業務を行うのではなく、「クライアントファースト」を共通認識として、情報の共有や相互の助言を通じ、常に密接に連携し対応していく。

具体的には朝、夕の申し送り等で情報共有を図り、特に困難な事例については複数人で対応する等「チームマネジメント」で強みを発揮する。

特に、認知症総合支援事業においては「認知症地域支援推進員」（今年度より看護師）が「チームオレンジ」構築の中心的役割を担い、認知症当事者や家族の相談援助や認知症サポーター養成講座での講話等を実施する。介護・医療・福祉の専門機関とのネットワーク構築強化については主任介護支援専門員が、認知症の方に生じる権利擁護に関する課題解決には社会福祉士が主に担当する等、三職種間で必要な連携を図る。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

クライアントの様々な相談に応じて、適切な相談援助を進めるにあたり、地域包括支援センター職員として備えるべき資質の向上を図り、成長を促していく。

法人が実施する『人事考課制度』による面談を通じて、ヒューマンスキル（基礎的人間力・社会力）の向上はもちろんのこと、各自が設定した重点課題目標に到達できるようスーパービジョンを行っていく。この面談では、一次及び二次考課者より客観的な評価を示すことにより、自身の“強み”“弱み”を知る「自己覚知」を進めることを目的とする。また資質向上のために役立つ研修参加は、職員それぞれが年間計画を立案し、積極的に受講できるよう環境面を法人がバックアップする。（認知症（疾患や施策等）や相談援助、権利擁護（消費者被害や成年後見制度等）のテーマを想定）。また法人内においても BCP 関連、高齢者虐待、感染症等の研修・訓練を組み入れ、出席する。地域包括支援センター職員として必須の能力向上はもとより、マネジメントスキル（管理職研修）や一般教養の能力開発を目的としたテーマ等にも積極的に取り組んでいく。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

総合相談については虐待・権利擁護・介護・医療・年金・各種サービス等についての多様な相談が想定されるが、課題が停滞、悪化しないよう迅速な対応を行う。近年増加する自殺、年齢層が広がる鬱、高齢者の孤立（死）、子どものいじめ、不登校、振り込め詐欺等の関連諸課題の初期相談についてもクライアントを限定することなく、ワンストップ（受け止め）を意識するが、適宜適切に最適な関係機関との連携、橋渡しをする。総合相談内容の傾向分析に基づき、『あさひ通信』（年1回発行予定）では介護予防普及啓発の一環として健康コラムや振り込め詐欺等に関する注意喚起、社会資源の紹介等を掲載することで、課題解決に有用な情報提供を図っていく。また、幅広い世代からより多くの相談が寄せられるよう、センターの周知を兼ねて活動報告も掲載する。重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえて、関係機関や住民団体等へアウトリーチの手法を用いて高齢者のみならず地域住民全般のニーズを把握する。具体的には地区社会福祉協議会役員会やネットワーク会議等の参加、日常的な相談内容、地域ケア会議による個別課題や地域課題の検討、介護予防ケアマネジメントや介護予防事業の取り組み等を行う。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

高齢者虐待、DV 被害、児童虐待、「8050」といった複合課題における権利侵害への対応としては地域住民、民生委員、医療機関、介護事業所等からの協力を得て早期発見に努める。茅ヶ崎市虐待対応フローチャート等を活用し、市や関係機関への連絡を速やかに行う。また、社会福祉士部会の勉強会、研修会を通じて知識を深める。

一人暮らしや認知症高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺について、茅ヶ崎市消費生活センターや関係機関と連携を図る。また、サロン等に出向き、対応策や被害の傾向について啓発を行う。

成年後見制度に関連した相談に対しては、茅ヶ崎市社会福祉協議会日常生活自立支援事業や茅ヶ崎市成年後見支援センターの紹介等、中核機関と連携し対応する。

昨年度から設置の「法人虐待防止検討委員会」に委員を選出し、定期的な協議や職員研修等を実施する。

これらの業務は主に社会福祉士が行い、看護師と主任介護支援専門員が補助を行う。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。（地域ケア会議を除く）

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常的個別指導や相談、支援困難事例等への助言をし、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、医療機関、サービス事業者、地域の関係機関等の多職種が連携しネットワークを形成できるように包括的後方支援を行う。具体的には年 3 回、同じエリア（市東南部）の地域包括支援センターと共催でケアマネ座談会の実施。

主任介護支援専門員部会の事業として 9 月頃に関係機関との連携体制構築支援として、相談支援事業所の役割や特色を知り、意見交換をおこなう予定。

介護支援専門員より相談を受けた事例で早急に協議の必要があるものについては、主任介護支援専門員を中心に日々の申し送りや職員会議等を活用し、都度検討していく。

この業務は主に主任介護支援専門員が行い、社会福祉士、看護師が補助にあたる。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

個別課題解決機能を目的とした会議の開催については、センター内で関わりのある処遇困難な事例または、地域の介護支援専門員より相談を受けたケースを題材として包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と関連付けて取り組んでいく。

地域課題発見機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、資源開発機能を目的とした会議については、これまでに検討してきた「防災活動」に関するテーマを継続課題として採り上げる。また個別課題解決機能を踏まえた会議についても開催する。『茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について』に基づき4つの機能を網羅した内容とし、年に2回程度開催する。地域住民（自治会長、民生委員等）、行政、介護関連事業所、その他幅広く関係機関に声を掛け、参加（出席）を促し、広く意見集約を図れる効果的な会議となるようにする。

9 認知症に関する取り組みについて具体的な実施計画を記入してください。

市の認知症施策（認知症初期集中支援チーム員会議、認知症施策検討会、ちがさきオレンジ Day 等）の出席や開催についての連携、協力を図る。

認知症地域支援推進員は、認知症支援推進員連絡会への出席等を通して、認知症施策についての共有や具体的な地域での活動に繋げて行く。

浜須賀地区の介護、福祉事業所や飲食店等と協働した「あさひカフェ」の定期開催（第3火曜日又は水曜日）を継続する。「チームオレンジ」構築を進めるにあたり、これまでに協力いただいた「認知症サポーター」には、「認知症サポーターステップアップ講座」への参画を促し、認知症の普及啓発に更なる役割を担っていただく一方、新たに「認知症サポーター養成講座」を開催し、裾野を広げる活動を推進する。

具体的には、新任の民生委員児童委員を対象にした講座の実施や、講座の案内チラシを作成し、地区の回覧板へ掲載して広く周知、まちのちから協議会の運営委員会等でPRを行う。

1 0 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

地域課題の把握の方法としてソーシャルワークの原則であるアウトリーチを基本に、地域に出向き、地域住民、自治会、民生委員、医療機関、介護保険事業者、ボランティア組織、市社協、地区社協、行政機関等と常に連携を図り、密に情報収集を行う。また、地域診断データや市からの統計データ、センターで対応した相談実績をもとに分析を行う。課題の解決に向けては地域ケア会議等で検討していく。

『茅ヶ崎市高齢者福祉計画』・『第9期介護保険事業計画』、『ちがさきの地域福祉プラン』等の行政計画の理解を進めると同時に、引き続き地域の協議体への出席（参画）や地域役員等との関係強化に努めることで地域課題を把握していく。

市レベルの課題と考えられるものについては、地域ケア会議の報告書等で基幹型地域包括支援センターや関係課へ意見具申していく。

ネットワーク構築については、生活支援隊整備体制事業で「第二層」を担う市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携が一つの核になる。サロン活動や会議の場での意見交換や協働を推進する。

「あさひカフェ」における、認知症当事者や家族との関わりも地域課題の把握に大いに役立つ。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

もとより社会福祉法人の運営は、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にあり、利益を主導とする考えをもたないことにある。また、同時に地域包括支援センターの運営は市の委託事業で法のもと明確なコンプライアンスが求められる。これを対外的に明確にするため、当該センターはサービス事業者とは区画された場所で業務を行い、適正なケアマネジメントを実施する。委託にかかる契約に際しては、利用者による選択を原則とし、限定された事業者には偏らない方法を取る。積極的な情報開示に努め、その根拠となることについては説明責任（アカウンタビリティ）を誠実に実施する。（「コンプライアンス」を単なる「遵法精神」のみと捉えず、社会のあらゆる要請に適合する姿勢を示すことと理解する。）

居宅介護支援事業所の紹介においては、紹介実績一覧、委託契約先一覧表にてその偏りを管理する。データを可視化することで職員の中立公正に対する意識を高めていく。また、利用者、家族の意向を尊重し適正なケアマネジメントを実施する上で、市内の最新情報や社会資源情報をインターネット等で把握し、必要に応じてリスト化することで情報の比較ができるよう配慮する。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

浜須賀地区は海岸に面しており、津波の被害が想定されるが特徴として高層ビルが少なく、小高い丘も無く、避難することが極めて困難である。地震等の災害時には『浜須賀地区地域包括支援センターあさひ防災マニュアル』（災害時の緊急時対応フローチャート）及びBCP（業務継続計画）（災害編）に基づき行動をする。また、まちのちから協議会が主催する避難訓練、防災訓練に定期的に参加する。

令和5年度に実施した「避難行動要支援者チェックリスト」の結果から「個別避難計画」の立案を要する方への対応及び「避難行動要支援者名簿」掲載者についても、災害時に安否確認などを優先的に行う必要があるか否か？のトリアージを事業所内で進めながら管理を継続する。また、防災マニュアル、BCP、マイタイムラインを活用し、センター職員を対象とした訓練を実施する。

尚、大規模災害時には職員も被災者になる可能性が大いにあるので自身の安全確保を第一に、安全が確保され次第、自治会や地域住民等との連携を図っていく。

緊急時の連絡体制については、職員に支給されている携帯電話の活用、情報収集手段としての「防災ラジオ」、新たに法人が採用する「SNS」（Google フォーム）を活用した安否確認システム（NEXWAY 社製）等をフル活用する。そして平時からの意識啓発を図っていく。

今年度より本格運用が始まるBCPについて、周知理解を進めるとともに、必要な研修や訓練を実施、実情に応じた修正、追記等を積極的に行う。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

地域包括支援センターが「安全で安心な社会生活を継続する上で欠くことのできない事業」（エッセンシャルワーカー）であることを自覚し、徹底した感染症（予防）対策と事業継続を図っていく。基本対策は『標準予防策（スタンダードプリコーション）』及び『感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針』に準拠して利用者対応や平素の事業所内での業務にあたる。

サロン活動、家族介護教室、「あさひカフェ」実施時等においても、一定の感染症対策を講じ、参加者の定員調整や連絡先の確認、講演中の換気等を行う。

新興感染症発生時等には、法人本部と連絡・報告・相談する体制強化し、国の感染対策に準じて適切な対応を行っていく。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

当法人の職務に就く者の多くは、専門職として守秘義務規定に基づく有資格者であり、個人情報の取り扱いについては遵守するものであるが、更に、茅ヶ崎市個人情報保護条例及び法人個人情報保護規定に基づいた業務の徹底に努めている。新人(新任)者にはオリエンテーション時、現任者には規定類の更新時やその都度確認するよう励行している。個人情報記録に関しても細心の注意を図り、施錠管理をし、電子記録に関してもウイルスや盗難対策を万全に行う。警備保障会社との委託契約締結を継続し、外部からの侵入による漏洩防止の強化を図っていく。

個人情報ファイルの取り扱い管理については、その必要性を認識し、所外への持ち出し・持ち帰り、市関係書類の提出について日報で管理している。

個人情報保護法（主要条文）と各施設の規定を掲示し、利用者・家族等への意識付けに努めている。

Web を活用した会議、研修受講においては電話等の音漏れや個人が特定されるファイルや書類等が映り込まないように細心の注意を払う。

法人の研修の一環として個人情報、プライバシーの講義があり今年度も実施を予定している。また、センター内外の研修等を通じて周知徹底を図っていく。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

苦情は様々な方法で寄せられ、申立者の表情や微妙なニュアンスの全てを感じ取ることが難しい場合もある。まずは先入観を持たず、冷静に受け止め、その上で適切に回答するようにする。ネガティブにばかり捉えず（見方を変えれば助言であり、励ましや期待感である）あらゆる意見を幅広く受け入れる、謙虚な姿勢で向き合うことが満足度の高い支援に繋がるものと考えている。その言動の背景にある「困りごと」にきちんと焦点を当て、その部分の解消にも配慮する。「伝えて良かった」と感じてもらえる対応を心掛ける。対応した苦情については所内で共有し、方法の妥当性や課題の振り返りを行う。再発防止策については行動レベルに具体化する。

その際には『苦情対応マニュアル』を活用し、職員の違いによるばらつきが、より小さくなるようにする。『事故報告書』（『ヒヤリハット報告書』含む）を作成し、苦情の大小に関わらず管理責任者（法人本部）・管理者・基幹型地域包括支援センター等と適切な連携（報告・連絡・相談）を図り、円滑な解決を図っていく。

過度な期待感から生じる苦情（カスタマーハラスメント）が増加していることを踏まえ、ケースや研修を通じて対応方法を学び、職員会議等で共有する。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- ①地域住民、介護事業所に対し医療・介護・福祉に関する情報提供やセンター周知
 - ・あさひ通信、介護予防通信、消費者被害等に関する啓発チラシの配布。
 - ・子ども食堂、市民活動団体等と連携し、地域包括支援センターの周知を行う。
 - ・ホームページの更新、身近な相談機関としての周知（事業所の外にベンチや看板・パネル設置、掲示板に広報誌を掲載、車いすの貸し出し等）。
- ②地域団体活動支援、連携強化
 - ・地域のサロンに参加や講話の実施を通じて活動の推進に協力する。また、関係機関の会議、行事等に参加することにより連携強化を図る。
- ③介護予防に対する取り組み
 - ・家族介護教室の開催。
 - ・フレイル予防教室の開催。
 - ・サロンや地域の事業所で健康体操、ロコモ体操や口腔体操、脳活性化体操（コグニサイズ・シナプソロジー）等の実施または外部機関への協力依頼、連携。
- ④事例検討会の実施
 - ・困難事例への対応、高齢者のみならず幅広い世代からの相談について、個別具体的検討を事業所内で開催する。
- ⑤重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえた相談支援
 - ・包括的支援事業の実施に影響しない範囲での実施に止まるが、母子相談、子育て中の親子を対象とした産後ピラティスヨガ、エアロビクス、子どもリトミック等がこれに該当する。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

地域の「つどいの場」として定着してきた「あさひカフェ」における必要経費（飲食代、備品の購入費、広報に係る費用、ボランティア行事保険代等に充当する。
（これは「あさひカフェ」定着までの過程で、会場賃貸者のご厚意による協力を得てきたが、互いが趣旨と必要性の認識を共有したことにより、互いに無理なく、長く継続していくために必要な支出との認識に基づくものである。）

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の3つの業務と一体的に実施する第1号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

茅ヶ崎市総合計画及び茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念に則り、地域の要支援及び事業対象者に自立支援を目的として状況に応じて適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう三職種が相互に連携してケアマネジメントの実施にあたる。ケアプラン立案に際しては、利用者がより自立して地域の中で役割をもって生活できるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていく。

この業務の担い手としてプランナー1名（非常勤）を継続的に配置。これらの人員拡充を受け、包括的支援事業と適切なバランスを保ちながら、効果的に行う。

事業対象者の把握については、高齢者が集うサロンや地域のイベントに出向き相談を受けた際や支援が必要であると判断した場合、また、二次予防事業でこれまで関わりのある高齢者にアプローチを行い、それぞれ基本チェックリストを実施する。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を基に実務の遂行にあたる。

ケアプランは自立に向けた目標指向型となるよう常に意識している。要支援者の担当に関しては明確に基準を定めてはいないが、支援にあたり専門性を効果的に発揮できるよう、事業所内で話し合いの上決めている。新人職員に対しては管理者がケアプランをチェックし、相談やアセスメント訪問の際は三職種それぞれと同行する体制をとっている。

この業務の担い手としてプランナー1名（非常勤）を継続的に配置する。

令和 6 年度 地域包括支援センター 事業計画書

茅ヶ崎市長

法人名 社会福祉法人 麗寿会

代表者名 大屋敷 幸志

地域包括支援センター名	小出地区地域包括支援センターわかば
所在地	茅ヶ崎市芹沢 846-3
法人名	社会福祉法人 麗寿会
電話番号	0467-33-5410
F A X 番号	0467-33-5411

1 今年度の重点的な取組方針を記入してください。

- 「第 9 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「令和 6 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針」に則した事業展開を基本方針とし、小出地区における地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- 令和 5 年度の家族介護教室で開催した『認知症のご家族の交流会』の定期開催事業とします。
- 令和 5 年度の地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議として開催した、『チームオレンジメンバーとケアマネジャーの情報交換会』の残された課題に対して、ケアマネジャーとチームオレンジメンバーを含めた地域の各種団体との、個別課題解決機能の地域ケア会議を開催し、具体的なチームオレンジ活動を企画できるように後方支援します。
- 令和 6 年度の地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議地域ケア会議として、「令和 5 年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」をベースに、令和 4 年度に開催した地域ケア会議の成果も踏まえて、民生委員、自治会、防災組織等が地区ごとに避難行動要支援者名簿対象者への災害時の支援方法を協議できる機会をつくります。

●『わかば通信』の発行、自治会や地区社協で開催されるサロンやイベント、一般介護予防事業へ積極的に参加する事で、地域の相談窓口として住民への周知を図ります。

2 地域包括支援センターの運営体制について具体的な方針を記入してください。

●地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

●地域共生社会の実現を目指し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する事を目的とし、経験豊かで、地域住民の方々との信頼関係を構築できる人材を継続的に雇用配置します。地域包括支援センター職員配置については、国及び茅ヶ崎市が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守し、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の資格を有する専従の職員各1名以上配置します。その中の1名は管理責任者とします。管理責任者を含む4名以上の職員を常勤として配置します。

●職員の内、認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を配置します。

●管理責任者は、各専門職が期待された役割を果たせるように、目標の共有、課題認識の共有、事業計画の策定と進行管理などを通して必要な支援や管理を行います。

●毎朝のミーティングにおいて、記録システムを基盤に個別ケースの情報、地域の情報、行政からの情報を地域包括支援センター内で共有する事で、担当者不在時も相談対応できる体制を保持します。

●地域包括支援センターが閉所している夜間や日曜・祝日等に関しては、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）と連携して対応を行います。

3 三職種の専門性を生かした連携に関する具体的な方針を記入してください。

●地域包括支援センターの業務において、介護予防ケアマネジメント業務については保健師、相談支援業務及び権利擁護業務については社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント業務については主任介護支援専門員が主として担当しますが、何れの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が自職種の専門性を生かしながら、地域包括支援センターの業務全体を十分理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるようにします。

●三職種の専門性を発揮できるよう、チームとしての活動を意識しながら、コミュニケーションを密に行い、互いをコンサルテーション出来る関係性を構築します。

●三職種の内1名を認知症地域支援推進員とし、認知症に関する取り組みを実施します。推進員以外の専門職も協力し合い、認知症初期集中チーム員会議やチームオレンジ活動に携わっていきます。

4 人材育成について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域包括支援センターとしては、高齢福祉課の人材育成研修や、県の包括支援センター職員研修、茅ヶ崎市保健所主催の研修、認知症地域支援推進員研修へ参加できるように業務を調整し、積極的な参加を奨励します。
- 参加した研修内容について、事業所内で伝達、共有し、実務への導入方法を協議します。
- 職員各自が、目標に沿った研修計画を立て、自己研鑽を行います。
- 社会福祉法人麗寿会の法人内の研修センター事業に基づいて実施されている研修を積極的に受講します。特に法人の研修センター事業内の『相談員部会』では、主任介護支援専門員を中心に、相談援助職のスキルアップを図っています。報酬改定で義務化される虐待防止やハラスメント防止についての研修も計画的に受講します。
- ふれあいグループが年2回開催している実践発表会では、各事業所の成果を発表、聴講する機会を確保し、客観的な事業評価や研究発表のスキル向上の機会とします。
- 個人の業務に関するフォロー体制として、半年に1回個別面談の機会を設け、各職員に対して、管理責任者からの業務評価を実施し、個別の業務達成度合いや今後の業務計画などについて、コンサルテーションを受ける機会を設けます。
- 実習生の受入れを積極的に行い、臨地実習指導者としてのスキル向上を目指します。

5 総合相談支援業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域の高齢者等が、小出地区で安心してその人らしい生活を継続していく事ができるように、相談業務経験の豊富な職員を配置します。
- 地域住民が安心して相談して頂けるように、プライバシーの保護が出来る環境を整えています。具体的には、通りに面している全面がガラス張りですが、外からの視界を遮断できるようにシールを貼り、室内は透けにくい衝立とホワイトボードで事務所スペースと仕切っています。更に込み入った内容の相談の場合は、2階の会議室で相談を受けます。一方、屋外にベンチ、入り口付近にソファを設置し、気軽に来所できるスペースも確保しています。
- 3年目となる重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、ワンストップの地域の相談窓口として相談を受け止め、関係機関との連携、協働による世帯全体への支援を行います。
- 外出困難な相談者へは、自宅などに訪問して相談にあたります。
- 市境域の強みを活かし、市域にこだわらず、周辺の医療機関との連携を推進し、地域包括支援センターの周知、連携促進に努め、医療からの切れ目のない支援を目指します。

6 権利擁護業務について具体的な実施計画を記入してください。

- 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等の住民が、地域で安心して尊厳のある生活を行う事ができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。地域住民や関係団体、関係事業所に対して、被害の予防及び早期発見の為に知識の向上を図り、早期発見、見守りネットワーク構築を推進します。
- 虐待については、制度改正に則り、虐待防止担当者を配置し、法人とも連携して虐待防止検討委員会への参加や、虐待防止指針の見直しを行い、属性や世代に関わらず、虐待の予防及び早期発見に努めます。虐待が疑われるケースの情報提供を受けた場合は、その程度に関わらず、迅速な情報収集に努め、関係機関へ報告します。関係者による会議の開催に協力し、役割分担や対応を検討し、具体的な支援を行政機関や関係事業所と協働で行います。
- 消費者被害の防止及び対応については、自治会館や集会所、小出コミュニティセンター、老人憩の家皆楽荘で開催されるサロンやイベント、教室へ出向き、消費者被害防止のための広報・周知活動を行います。茅ヶ崎市警察署や小出駐在所、消費生活センターとも連携して被害防止に努めます。
- 判断能力を欠く状況にある人への支援については、財産管理や身上監護についての法律行為の実施時に、その方の意思を尊重し、権利と財産を保護します。成年後見制度については、茅ヶ崎市成年後見支援センター、日常生活自立支援事業については茅ヶ崎市社会福祉協議会との連携・協力を図っていきます。又、家族信託や相続、エンディングノート等の関連する知識を理解し、専門機関との連携を図り、幅広い相談支援を行います。

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について具体的な実施計画を記入してください。(地域ケア会議を除く)

- 地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるよう、個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを、介護支援専門員が実践できるように、地域の基盤を整え、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。
- 地域の介護支援専門員が、いつでも気軽に立ち寄り相談できる体制を構築します。人材育成研修等を活用して、地域包括支援センター職員の指導力の向上に努めます。
- 地域の介護支援専門員に、地域ケア会議、チームオレンジ活動、認知症初期集中チーム員会議などへの参加を促し、地域の各種団体との連携を推進する事で、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力向上、介護支援専門員同士のネットワークの構築を図ります。
- 令和 5 年度の地域ケア会議「小出地区チームオレンジとケアマネジャーとの情報交換会」を下地とした個別課題解決機能の地域ケア会議を開催し、ケアマネジメントにおける社会資源活用を後押しします。
- 地域包括支援センター主任介護支援専門員部会において企画した、湘北地域包括支援センターあかねとの合同事例検討会を年 1 回以上開催するなど、介護支援専門員のスキルアップと、介護支援専門員間の連携強化を図ります。
- 地域の多様な関係機関と介護支援専門員との連携強化を図ることを目的に、障がい関連施設との意見交換会を開催します。

8 地域ケア会議について具体的な実施計画を記入してください。

- 「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、地区別地域ケア会議を年に 2 回以上開催します。又、基幹型地域包括支援センターが主催する自立支援型地域ケア個別会議及び、地域ケア推進会議に積極的に参加します。
- 令和 5 年度の地域ケア会議「小出地区チームオレンジとケアマネジャーとの情報交換会」を下地とした個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議を開催します。
- 「令和 5 年度茅ヶ崎市個別避難計画チェックリスト作成事業」をベースに、令和 4 年度に開催した地域ケア会議の成果を踏まえて、民生委員、自治会、防災組織等が地区ごとに避難行動要支援者名簿対象者への災害時の支援方法を協議できる機会として、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能の地域ケア会議を開催します。
- ボランティアセンター会議、まちぢから協議会社会福祉部会、民生委員児童委員協議会定例会への参加を継続しながら、地域包括ケアシステムの根幹である、地域の課題を地域で解決していく手法が浸透していくように働きかけます。

9 認知症に関する取組について具体的な実施計画を記入してください。

- 認知症の人及びその家族が、孤立せず、その意思を尊重されながら、地域との関りを維持したままで、安心して生活できる地域づくりを目指します。
- 認知症施策の推進を図るため、職員の内1名を認知症地域支援推進員とし、他の職員と協働で、チームオレンジの普及啓発、具体的な活動の推進を図ります。
- チームオレンジの具体的な活動としては、R5年度から再開した地区社会福祉協議会主催の「おしゃべりいろは」での、認知症のある参加者への支援は継続します。更にR5年度は家族介護教室として開催した『認知症のご家族の交流会』の定期開催に取り組みます。
- 令和5年度の地域ケア会議として開催した、『チームオレンジメンバーとケアマネジャーの情報交換会』を下地にして、個別課題解決機能の地域ケア会議を開催し、具体的なチームオレンジ活動を企画できるようにします。
- 認知症予防の取組としては、地区社協や各自治会と連携して、コグニサイズを推進します。
- H25年の開所以来継続している、県立茅ヶ崎北陵高校1学年の家庭科の授業として、1クラスごとの認知症サポーター養成講座を継続する他、ボランティアセンター、地区社協、まちぢから協議会等各種団体関係者への認知症サポーター養成講座開催を働きかけます。

10 地域課題の把握・解決方法及び地域のネットワーク構築（生活支援体制整備事業を含む）について具体的な実施計画を記入してください。

- 地域課題の把握については、以下の方法で実施します。①民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター会議、ネットワーク会議、まちぢから協議会などの関係団体の会議への参加し、地域課題の把握に努めます。②市内に限らず近隣の医療機関や福祉施設との連携を深め、タイムリーに情報が得られる関係構築に努めます。③地区内で開催される老人会やサロン、一般介護予防事業に参加し、住民との顔の見える関係性、声を拾いやすい関係性を構築します。④介護予防マネジメントを通して、個別課題から地域課題として捉える視点を持てるように、職員のスキルアップに努めます。
- 地域課題の解決方法としては地域課題を、地域の関係機関と共有し、タイムリーに地域ケア会議に繋げていく手法を繰り返し、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の浸透を図ります。
- 地域のネットワーク構築については、生活支援体制整備事業を踏まえ、市社会福祉協議会、地域福祉課と共に、地域の各種団体や専門職・機関との関係を強化し、ネットワーク会議を用いて、地域の課題を地域で解決する土台作りの推進を図ります。

1 1 公正・中立性確保のための具体的な方針を記入してください。

- 茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする、介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- 地域包括支援センターが、国・地方自治体の公費や市民の介護保険料によってその運営費用を賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。
- 地域住民の利益を第一に、公正・中立な立場で、サービス調整を行います。市境域の特性を生かし、茅ヶ崎市だけでなく、藤沢市の事業所も含めて複数の事業所を提案し、利用者の自己決定を推進します。
- 介護予防支援事業所としてのみならず、地域ケア会議の参加者選定や、サロンや自治会活動への協力を依頼する事業所についても、公正・中立的な立場で事業所を紹介します。

1 2 緊急時対応（災害時含む）について具体的な方針を記入してください。

- 管理責任者が、業務用携帯電話を常時所持し、職員、法人、行政、茅ヶ崎市高齢者いつでもあんしん電話（高齢者安心電話相談事業）からの緊急連絡を受け、状況によって緊急対応します。又、必要に応じて、包括職員間で共有している SNS 又は電話連絡で、職員間の協力や情報提供を仰いで対処します。
- 災害時の対応については、作成した BCP に基づき、業務継続に努めます。
- 小出地区では、小出小学校と北陽中学校が避難所となっており、神奈川県立里山公園が広域避難場所として指定されています。避難所が開設した際は、避難者の確認をした上で、地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所と連携し、必要な支援を行います。
- 避難生活が長期化した場合には、高齢者、障がい者の心身の健康管理、二次的健康被害の予防、こころのケア、介護、生活上の問題などの相談に三職種が連携して専門的見地から支援を行います。

1 3 感染防止対策について具体的な方針を記入してください。

- 国の方針を踏まえ、スタンダードプレコーションに基づいた、感染予防の基礎知識を全ての職員が学び、感染症の種類や感染動向に合わせた研修を、計画的に受講します。
- 作成した感染対策 BCP に基づいて、日頃の感染予防対策を講じると共に、感染疑いがある時や、感染が明らかになった場合はフローチャートに従って行動します。
- 職員は出勤前に自宅で検温し、発熱時又はそれに類する体調不良の自覚があった場合は出勤を見合わせ、管理責任者に報告し、指示を仰ぎます。
- 出勤時や、訪問からの帰社時は手洗い・うがい・手指消毒を実施します。
- 事務所は適宜換気をし、来所者や飲食で使用したスペースは、70%以上のアルコールで除菌します。1日1回、各自の机、パソコン、パーテーションの除菌を実施します。
- 新型コロナウイルスに限らず、様々な感染症の情報収集に努め、感染状況に応じた感染予防策を実施します。

1 4 個人情報の保護に関する具体的な方針を記入してください。

- 地域包括支援センターが有する地域住民の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、第三者に漏洩することのないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。
- 事業の実施にあたっては、個人情報保護法、介護保険法の秘密保持義務及び茅ヶ崎市個人情報保護条例、社会福祉法人麗寿会の個人情報保護規定その他関係法令を遵守します。
- 保存文書については制度に従い、施錠可能な環境で5年間保存します。
- 個人が特定される情報が記載されている文書については、メモ類に関しても、全てシュレッダーによる裁断後に処分します。
- 訪問やサービス担当者会議で個人ファイルを持ち出す際は、『個人情報持ち出しファイル』に記載し、返却時にサインをします。
- 予防プランシステム等については、パスワードによる保護、セキュリティシステムを構築しています。その他のケースファイル、関係書類等全ての個人情報保護も含めて、施錠管理による厳重な個人情報保護に努めています。
- 建物に関しては、玄関は2重ロックになっており、道路面は自動扉のカギとシャッターのカギと2重構造になっています。個人情報に記載された書類については、鍵のかかるキャビネットで管理します。

1 5 苦情対応に関する具体的な方針を記入してください。

- 個人及び地域からの苦情に対しては、地域包括支援センター内では管理責任者を苦情相談窓口とし、全職員が速やかに、誠実に対応できるようにします。
- 苦情・要望等が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携します。苦情・要望等は記録の上、職員間で共有し、市に連絡すべき案件は速やかに連絡します。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A 契約者に対しては、重要事項説明書でセンターの苦情相談窓口、市の苦情相談窓口、国保連合会の苦情相談窓口を周知します。
- 社会福祉法人麗寿会の「苦情解決に関する要綱」をベースに、利用者、ご家族等の意思及び人格を尊重し、苦情の処理に携わる関係者が、利用者等のプライバシー保護に十分配慮し、ご本人の立場に立った対応を心がけます。
- 基本的な接遇マナーに関する研修に積極的に参加します。

1 6 地域包括支援センターで独自に取り組む事業について具体的な実施計画を記入してください。（地域活動充実事業を除く。）

- 県立茅ヶ崎北陵高校の1学年を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。
- 地区社会福祉協議会主催の「おしゃべりいろは」については、R5年度から、民生委員児童委員協議会と共に協力機関として運営に携わる事ができ、チームオレンジメンバーの活動の場としても定着しました。今年度も引き続き、地区社協、チームオレンジメンバーと共に、サロンの運営を行います。
- 地区社協主催の楽々ひろばの、各自治会館での出前開催に協力します。
- 小出地区内4会場で開催されている一般介護予防事業歌体操「ねぼし」に、各会場、月1回を目標に参加します。併せて、保健所健康増進課が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におけるポピュレーションアプローチとして開催する健康教室を、地域の対象者に向けてサロンで参加奨励し、短期集中通所型サービス利用に繋げ、地域の健康増進、介護予防を推進します。
- ライフタウン B 地区自治会主催の交悠会健康体操教室へ参加し、自治会主催事業の継続を支援します。
- 茅ヶ崎市委託事業の家族介護教室を年1回以上開催します。
- 所属するまちぢから協議会社会福祉部会員としての活動、小出コミセン祭りへの参加は継続します。

1 7 地域活動充実事業について具体的な実施計画を記入してください。

- 介護予防や交流と目的とした行谷シニア体操教室を月 1 回開催します。
- 令和 5 年度に立ち上がった小出地区チームオレンジの協力を得て、『認知症のご家族の交流会』を定期開催事業とします。
- 地域の社会資源等の紹介、健康や福祉、介護予防や認知症の啓蒙啓発、地域包括支援センターの周知を目的とした『わかば通信』を年 2 回以上発行し、回覧版で地域に周知します。

1 8 地域包括支援センターが包括的支援事業の 3 つの業務と一体的に実施する第 1 号介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 第 1 号介護予防支援事業の業務の集中によって、地域包括支援センターにおける包括的支援事業等の実施及び推進が阻害されないように配慮し、可能な限り居宅支援事業所に委託できるよう、居宅支援事業所との連携を推進します。
- 第 1 号介護予防支援事業が個のマネジメントに終わることなく、地域課題の明確化や、地域資源の開発、地域の支援者の発掘など、地域づくりの視点を持って対応します。
- 訪問型サービスの受け皿が減少している現状から、地域の社会資源の発掘に努めます。
- 短期集中通所型サービスについては、サロンでの活動や、保健所健康増進課の健康教室への参加者に、積極的に参加を奨励します。修了者に対しては、様々な地域の介護予防や体操等の社会資源や集いの場への参加を提案し、介護予防、健康づくりや社会との交流を促進していきます。

1 9 指定介護予防支援事業の実施方針を記入してください。

- 指定介護予防支援業務では、課題分析や、適切なケアマネジメント手法を取り入れ、専門職として、重度化予防の根拠を説明し、介護保険サービスの提案のみならず、生活習慣への提案をしていきます。
- 指定介護予防支援事業の利用にあたっては、サービス導入時から、介護保険サービス利用自体が目標とならないように意識して介護保険制度を説明し、具体的な目標設定をご本人、家族、事業所と共有します。
- 早期の重症化が予測される対象者や変動の可能性が高い対象者については、継続的な支援の観点から居宅介護支援事業所と連携して、委託を依頼します。その際は迅速で丁寧な引継ぎを心掛け、委託後も丁寧な支援を心掛けます。
- 介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所の選定については、公平・公正に利用者へ情報提供を行い、自己決定を支援します。

令和6年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書

※この計画書において、基幹型地域包括支援センターは「基幹型」、委託型地域包括支援センターは「センター」と表記する。

1 職員の配置

次の職員を配置する。

管理責任者（高齢福祉課長兼務）	1名
保健師（相談支援担当職員兼務）	1名
社会福祉士（相談支援担当職員兼務）	1名
主任介護支援専門員（相談支援担当職員兼務）	1名
事務員（相談支援担当職員兼務）	1名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の5つを重点的な取り組みとする。

- （1）センターの全体調整
- （2）包括的支援体制の推進
- （3）地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援
- （4）地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備
- （5）感染防止対策の徹底

3 センターの全体調整

- （1）地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針
令和6年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針を踏まえて、センターの運営に関する全体調整を行う。
- （2）センターの事業評価の実施
 - ①令和5年度の事業評価を実施する。
 - ②令和6年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。
- （3）茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、原則年6回の会議を開催する。
- （4）専門職部会
保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する。
また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。
- （5）避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築

関係各課やセンターと連携、協力し、避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築に取り組む。

(6) 周知活動

市の広報誌及び、市内で開催されるイベント等を通してセンターに関する周知を行う。

4 包括的支援体制の推進

地域共生社会の実現を目指して、庁内各課かい、関係機関、関係者等と連携、協力し、包括的支援体制の推進を図る。

(1) センター職員の人材育成

全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、人材育成を行う。

(2) 帳票類等の整理

求められる報告等が適切にできるよう、必要な帳票類を整理する。

(3) 周知

関係者や市民等に、様々な方法により周知を図る。

5 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業

地域共生社会の実現と包括的支援体制を推進するために、地域包括支援センターが地域の身近な相談窓口としての機能を果たせるよう、対人援助等の知識及び技術の向上を図る。また、地域包括支援センター職員等が担当地域の特性を把握し理解を深めるための知識及び技術の向上を図る。

基幹型職員が、センターに対して適切な支援、管理等を行い、センター職員等に対して、組織力や資質の向上を目指した研修を行う。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成するとともに、後方支援を実施する。また、他センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

6 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議の開催及び運営

①各地区における地域ケア会議の運営サポート

センターが主催するセンターレベルにおける地域ケア会議の開催を支援する。(年2回以上)

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポートを行う。

②茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

・茅ヶ崎市地域ケア推進会議の開催 1回

関係機関の代表者による会議を開催する。

・茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議の開催 3回

個別事例を用いて、自立支援及び重度化防止等に資するための会議を開催する。

(2) 認知症に関する取組

センターの認知症地域支援推進員等とともに認知症に関する取組を実施する。

①認知症施策検討会との連携、協力

②認知症初期集中支援チーム員会議との連携、協力

③チームオレンジの立ち上げ及び活動への支援

(3) 在宅医療介護連携推進事業との連携

在宅医療介護連携推進事業と連携し、医療と介護の両方を必要とする高齢者等のQOLの向上に取り組む。

(4) 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組む。

7 感染防止対策の徹底

(1) 感染症に関する情報の共有

新型コロナウイルス感染症等の感染症に係る通知や市の方針等について周知し、共有を図る。

(2) センターの感染防止対策への助言

センターの感染防止対策について、共有し、必要な助言を行う。

(3) センターへの支援

センターの職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう支援する。

地域包括支援センター事業計画書の用語について

あ行

●アウトリーチ

アウトリーチは、英語で手を伸ばすことを意味する。福祉などの分野で、地域や対象者のところに、出向き、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むことをいう。

●アクセシビリティ

近づきやすさ、利用しやすさ、などの意味を持つ英単語。高齢や障害、病気などで運動や視聴覚機能等に制限があっても、機器やソフトウェアの操作、情報の入手、利用などが可能である状態を意味する。

●アセスメント、地域（地区）アセスメント

担当地区等の健康状態や社会資源等を把握するうえで、必要となる、データの収集・分析の過程を経て、健康上の問題や援助の必要性の有無等についての結論を導き出す。

地域アセスメント⇒計画策定⇒実施⇒評価⇒地域アセスメントのサイクルを繰り返す。

地区診断と同意義語で使う場合もある。

●インフォーマルサービス

公的機関や専門職（専門機関）による制度に基づいて提供されるサービスや支援以外の支援のことを言う。具体的には、家族、地域住民、友人、ボランティア、非営利団体などによる制度に基づかない援助などを意味する。

●MC I

日常生活に支障をきたす程度には至らないため認知症とは診断されないが、記憶障害と軽度の認知障害が認められ、正常とも言い切れない中間的な段階のことを指す。

●O J T

実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のこと。部下が職務を遂行していく上で、必要な知識やスキルを、上司や先輩社員などが伝える教育・育成する方法。

か行

●介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

●介護サービス事業者

介護サービス事業者について明確な定義はなく、一般的には介護保険法に基づく介護保険事業者を指すが、広義には介護に関するサービスを実施するすべての事業者を指す。

介護保険法に基づく介護サービス事業者は以下のとおり。

在宅で利用するサービス	短期間入所して受けるサービス	施設サービス	地域密着型サービス
訪問介護 訪問看護 訪問入浴介護 訪問リハビリ 通所介護 通所リハビリ 居宅療養管理指導	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 特定施設入所者生活介護	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） 地域密着型特定施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護

※この他に、居宅介護支援、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修費の支給、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスがある。

●居宅介護支援事業者

市町村の指定を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）が所属し、ケアプラン作成やサービス事業者との連絡・調整・要介護認定に係る援助等を行う。

●業務継続計画（BCP）

大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況で、応急業務や業務継続の優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続き、指揮命令系統の明確化等を図ることで、適切に業務が執行できるようにするための計画をいう。

（BCP＝Business Continuity Plan）

～総務局消防庁 HP より引用～

●ケアマネジメント

生活困難な状況になり、援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整し、援助すること。居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が行う。

●コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが開発した「コグニション（認知）」と「エクササイズ（運動）」を組み合わせた造語で、頭で考えるコグニション課題とからだを動かすエクササイズ課題を同時に行うことで、頭と体の機能を効果的に向上させる取組をいう。

●コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践をいう。また、実践する専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

～特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 HP より引用～

●コンサルテーション

異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスをいう。自らの専門性に基づいて、他の専門家を援助するものを「コンサルタント」、そして、援助を受けるものを「コンサルティ」と呼ぶ。

さ行

●サービス担当者会議

介護支援専門員がケアプランの原案を作成し、サービス調整を行った後、利用者とその家族、ケアプランに位置付けたサービスの担当者等を集めてケアプランの内容を検討する会議のこと、新規利用時のほか、ケアプランの更新や変更の際にも開催する。

●重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業をいう。

～茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画より引用～

※茅ヶ崎市では、令和4年4月に事業開始、福祉政策課内に福祉総合相談担当を設置している。

●スーパービジョン

専門職の業務遂行をバックアップする体制。社会福祉分野のスーパービジョンは援助方法論の一つであり、その機能は、管理的機能、教育的機能、支持的機能がある。

組織マネジメントとしての方法論として活用可能であり、地域包括ケアシステム構築のための人材育成と専門職の活用の促進に貢献可能な組織の取り組みである。

た行

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

～厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより引用～

●地域包括ケアシステム

団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活援助が一体的に提供される社会的な仕組み。

●チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みのことをいう。

～厚生労働省 HP より引用～

●トレーナー

本市でスーパービジョンについて人材育成システムを構築する際 concepts。地域包括支援センターにおいて、管理責任者または管理者を人材育成の管理指導等を行う者として位置付けした。

な行

●認知症地域支援推進員

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、介護・医療・地域サポートなどの各サービスの連携支援、地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の実施などの業務を行う専門職等（医師・保健師・看護師など）のことをいう。

茅ヶ崎市では、平成29年度に市直営で配置を開始し、令和4年度からは委託先の地域包括支援センターにも各1名の配置をしている。

は行

●8050（ハチマルゴウマル）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題を抱える世帯のことをいう。主に80歳代の親が、長年ひきこもっている50歳代の子どもを精神的、経済的に支えている状況のことを指している。

●プランナー

地域包括支援センターに併設されている介護予防支援事業所に配置され、介護予防ケアプランの作成を担当している介護支援専門員のことをいう。

わ行

●ワンストップ

行政上の様々な手続きを一度に行える仕組みのこと、地域包括支援センターでは高齢者に関する様々な相談の窓口であることを指している。広義では、子ども、障がい者、高齢者などの枠にとらわれず、生活の困りごとの相談受付を行う窓口のことを指す場合もある。